

**中央合同庁舎第 3 号館施設管理業務
民間競争入札実施要項（案）**

中央合同庁舎第3号館施設管理業務民間競争入札実施要項

(案)

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下、「法」という。)に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省は、公共サービス改革基本方針(平成22年7月6日閣議決定)別表において民間競争入札の対象として選定された中央合同庁舎第3号館(以下、「3号館」という。)及び中央合同庁舎第2号館(以下、「2号館」という。)の国土交通省が所管する設備の施設管理業務(以下、「本業務」という。)について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1.1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 対象施設の概要

【施設概要】

施設名称：中央合同庁舎第3号館

所在地：千代田区霞が関2-1-3

入居官署：国土交通省、海上保安庁、観光庁

敷地面積：14,126.11 m²

建物：

庁舎(中央合同庁舎第3号館)

構造規模：SRC造 地上11階(地下2階、塔屋2階)

建築面積：5,799.12 m²

延べ面積：69,973.82 m²

主要用途：庁舎

渡り廊下

構造規模：S造 地上1階

車庫

構造規模：S造 地上1階

建築面積：41.07㎡

守衛所 A

構造規模：S造 地上1階

建築面積：3.53㎡

延べ面積：3.53㎡

守衛所 C

構造規模：S造 地上1階

建築面積：2.44㎡

延べ面積：2.44㎡

記帳所 2

構造規模：S造 地上1階

建築面積：11.45㎡

延べ面積：11.45㎡

建築面積：17.42㎡

延べ面積：17.42㎡

守衛所 B

構造規模：S造 地上1階

建築面積：2.44㎡

延べ面積：2.44㎡

記帳所 1

構造規模：S造 地上1階

建築面積：12.7㎡

延べ面積：12.7㎡

管理・運営業務の範囲：3号館内及び構内

利用者：職員約4,000人、外来者1日約1,000人

テナント施設：旅行代理店1件、飲食6件（食堂2件、蕎麦屋1件、軽食堂1件、弁当販売店1件、屋上喫茶室1件）コンビニエンスストア1件、書店1件、総合売店1件、託児所1件
（テナントの運営については本業務の対象外とする。）

施設名称：中央合同庁舎第2号館

所在地：千代田区霞が関2-1-2

対象エリア：国土交通省入居エリア

（12F～16F及び低層棟国土交通省共用会議室他）

2号館の対象は電話交換設備（電話機、線路含む）のみとする。

（2）業務の対象と業務内容

以下の対象業務について、3号館の職員及びその他のものが快適に業務及び営業を行えるよう適切に行うこととする。

【対象業務】

設備等管理業務

1) 空調設備等運転監視・点検保守

3号館に設置してある空調設備及び衛生設備等の運転・監視、日常点検、

定期点検、保守等を行う。

2) 受電設備等運転監視・点検保守

3号館に設置してある受電設備等の運転監視並びに受電設備・発電設備等の運転・監視、日常点検、定期点検、保守等を行う。

3) 昇降機の点検保守

3号館に設置してある昇降機設備（エレベーター全14機）の定期点検・保守を行う。

4) 構内自動電話交換装置等保守

3号館に設置してある構内自動電話交換装置及び2号館の国土交通省として所管管理するリモートスイッチ（小規模交換装置）並びに両館の電話機等の運転・監視、日常点検、定期点検、保守等を行う。

5) 消防用設備点検保守

3号館に設置してある自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・消化器具・不活性ガス消火設備（窒素ガス、二酸化炭素）・ハロゲン化物消火設備・ガス漏れ火災警報設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・排煙設備・連結送水管・消防用水ポンプ・防火設備・非常放送設備・フード用簡易自動消火装置の定期点検を行う。

6) 生ごみ処理機点検保守

3号館に設置してある生ごみ処理機（5台）の定期点検、保守を行う。

7) 喫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）の点検保守

3号館に設置してある喫煙室用灰皿を、常時正常な状態で使用できるようにするための定期点検、保守を行う。

庁舎管理窓口業務

3号館庁舎利用者及び2号館国土交通省職員等の庁舎利用における手続等を行う。

警備業務

3号館における指定区域の警備を行う。

清掃業務

1) 庁舎清掃業務

3号館の良好な環境衛生を維持するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」その他関係法令に基づき、庁舎清掃を行う。

2) 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び維持管理業務

3号館地下2階トイレ及び4階幹部コーナー内における男子トイレ小便器の殺菌、洗浄、脱臭、芳香、排水管のスケールによる詰まりの防止とともに、トイレの脱臭、芳香を行うことによりトイレ環境を良好な状態に保ち、施設の維持管理に供することを目的とする。

植栽管理業務

3号館の敷地内にある植栽について、植栽の徒長が歩行者の安全確保や植栽維持管理の妨げにならないように剪定を行う。

また、緑化環境維持のために、植え込み地の除草・施肥・点検・清掃・害虫防除を行う。

庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務

3号館のねずみ及び昆虫等の生息状況・環境の調査並びに調査に基づいた防除及び防除の効果判定を併せて行う。

効果判定を行った結果、3号館内のねずみ及び昆虫等の生息実態を把握し、環境負荷の少ない効率的な防除と、大量発生を抑制を図る。

執務環境測定

設備の修繕計画作成業務

エネルギー管理業務

3号館のエネルギー使用状況を把握し記録、集計を実施し、エネルギー使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「環境確保条例」という。）に基づく報告書原案の作成を行う。併せて省エネに係る提案を行う。

(3)用語の定義

用語については、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書（平成20年版）」（（財）建築保全センター発行（以下「共通仕様書」という。））第1編一般共通事項、第1章一般事項、1.1.2用語の定義による。

なお、本業務は原則共通仕様書を適用する。

1.1.1 管理運営業務全般に係る業務

(1)複数の企業で構成されるグループ（以下、「入札参加グループ」という。）の管理について本業務を実施するにあたり、入札参加グループを構成する場合は、その代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定め、代表企業はグループに参加するその他の企業（以下「グループ企業」という。）と密に連携をとり、管理・運営業務を包括的に管理すること。

(2)発注者との連携について

落札事業者は、定期的に施設管理担当者と連携を図り、円滑な管理・運営業務を実施すること。

(3)代表者の権限

共同体の代表者は、本業務の履行に関し、共同体を代表して発注者及び施設管理担当者と折衝する権限並びに自己の名義を持って契約代金(概算払いを含

む。)の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(4) 統轄管理責任者

落札事業者は、統轄管理責任者を社内から選任すること。ただし、入札参加グループで参加する場合の統轄管理責任者は、代表企業から選出すること。

なお、統轄管理責任者は業務責任者を兼務することができる。

統轄管理責任者は、各業務の履行状況を常に把握し、施設管理担当者へ報告すること。

施設管理担当者から指示があった場合は、統轄管理責任者は速やかに各業務責任者を通じ実行すること。

(5) 副統轄管理責任者

統轄管理責任者は、副統轄管理責任者を置くことができる。

副統轄管理責任者は、統轄管理責任者選出事業者から選出し、業務責任者を兼務することができる。

副統轄管理責任者は、統轄管理責任者を補助し、統轄管理責任者が不在の際は、これに代わる。

1.1.2 設備等管理業務(点検等及び保守)

(1) 定期点検等及び保守

一般事項は、共通仕様書第2編定期点検等及び保守、第1章一般事項、第1節一般事項による。

点検機器、点検内容及び周期等

設備等管理業務の詳細は、別紙3-1から別紙3-7のとおり。

(2) 運転・監視及び日常点検・保守

一般事項は共通仕様書第3編運転・監視日常点検・保守、第1章一般事項第1節一般事項による。

運転・監視及び日常点検・保守の内容

空調設備等運転監視及び受電設備等運転監視の詳細は、別紙3-1及び別紙3-2のとおり。

1.1.3 庁舎管理窓口業務

(1) 窓口業務

会議室鍵貸出

会議室備品貸出

情報機器貸出

他省庁会議室受付
ICカード発行
庁舎管理業務に係る申請等の受付
蛍光灯交換対応
ゴミ排出量報告
庁舎不具合窓口
外来者一時対応
庁舎管理業務各局アナウンス

(2)業務内容

別紙4のとおり

1.1.4 警備業務

(1)業務内容及び周期

一般事項は、共通仕様書第6編警備、第1章一般事項、第1節一般事項による。警備業務の詳細は、別紙5のとおり

1.1.5 清掃等業務

(1)業務内容及び周期

一般事項は、共通仕様書第4編清掃、第1章一般事項、第1節一般事項による。清掃等業務の詳細は、別紙6-1及び6-2のとおり

1.1.6 植栽管理業務

(1)植栽管理業務

構内植栽管理

屋上植栽管理

(2)業務内容及び周期

別紙7のとおり

1.1.7 庁舎内ねずみ・昆虫等防除等業務

(1)庁舎内ねずみ及び昆虫等防除業務

定期点検

全館点検

食堂点検

和室点検

(2)業務内容及び周期

別紙8のとおり

1.1.8 執務環境測定

空気環境測定的一般事項は、「共通仕様書」第5編第2章第1節空気環境測定
の項及び「共通仕様書」第5編第3章照度測定による。

(1) 執務室空気環境測定

3号館の執務室及び喫煙室の空気環境を測定する。

(2) 執務室照度測定

3号館の執務室の照度を測定する。

(3) 共用部照度測定

3号館の共用部の照度を測定する。

(4) 業務の内容及び周期

別紙9のとおり

1.1.9 設備の修繕計画作成業務

定期点検等により、対象設備の機能・性能及び劣化の状況等を把握し、機能
維持のために必要な修繕及び部品交換等の時期を整理した修繕計画書を作成す
る。(1回/年)

1.1.10 エネルギー管理業務

(1) エネルギー(電気、ガス、灯油、水道、給湯)の使用状況を的確に把握し、
記録及び集計を行う。

(2) 省エネ法、環境確保条例に基づく報告書原案の作成を行う。

(3) 省エネに係る提案を行う

(4) 業務の内容及び周期

別紙10のとおり

1.1.11 その他

(1) 対象設備の一覧は別紙1の通りとする。

(2) 業務毎に必要な資格等は別紙2-1の通りとする。

(3) 業務責任者等については、別紙2-2の通りとする。

(4) 法令に決められた作業は、別紙2-3の通りとする。

(5) 発注者が用意するものは別紙2-4の通りとする。

(6) 落札事業者が用意するものは別紙2-5の通りとする。

(7) 業務日、業務時間は別紙2-6の通りとする。

(8) 報告書等については別紙2-7の通りとする。

(9) 共通事項は別紙2-8の通りとする。

1.2 サービスの質の設定

本業務の実施にあたり、達成すべき質及び確保すべき水準は以下のとおりとする。

1.2.1 管理・運營業務の質

(1) 管理業務に関する包括的な質

【基本方針】

管理業務を通して、3号館等における業務の円滑な実施を可能とすること。
确实性の確保

1) 管理業務の不備に起因する当施設における執務及び営業の中断回数 (0回)

執務及び営業の中断とは、執務及び営業が中断することにより著しく国民及びテナント営業者の利益を損なった場合をいう。

2) 管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生(0回) 安全性の確保

管理業務の不備に起因する職員及びその他の者の怪我の回数(0回)
怪我とは、病院での治療を要する怪我をいう。

環境への配慮

省エネ法及び環境確保条例を遵守し、本業務遂行に当たって温室効果ガス削減に努めること。ただし、利用者の業務に支障の無いよう配慮すること。

国土交通省温室効果ガスの削減目標:平成22年度から24年度まで年平均平成13年度総排出量の8.5%以上を削減

1.2.2 各業務において確保すべき水準

各業務において確保すべき水準は、従来の実施方法として別紙3～10で開示する情報に定める内容とする。ただし、従来の実施方法については、法令に反しない限り、改善提案を行うことができる。

1.2.3 創意工夫の発揮可能性

本業務を実施するにあたっては、以下の観点から落札事業者の創意工夫を反映し、管理業務の質の向上(包括的な質の向上、効率化の向上、経費削減等)に努めるものとする。

(1) 管理業務の実施全般に対する提案

落札事業者は、別途定める企画書に従い、管理業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

(2) 従来の実施方法に対する改善提案

落札事業者は、各業務の現行基準として示す従来の実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、別途定める企画書に従い、具体的な方法等を示すとともに、現行基準レベルの質が確保できる根拠等を提示すること。

(3) 管理業務に関するコスト低減に関する提案

落札事業者は、コスト低減に関する提案がある場合は別途定める企画書に従い、具体的な方法等を示すとともに、各業務の現行基準レベルの質が確保できる理由等を提示すること。

(4) 共通仕様書に関する提案

共通仕様書に関する提案については、仕様書の趣旨・目的に準拠し、同等または、それ以上の水準を確保し根拠等を提示すること。

1.2.4 委託費の支払い方法

施設管理担当者は、事業期間中の検査・監督を行い、質、最低水準の確保の状況及び企画書の提案事項実施状況を報告書、目視等により確認した上で、委託費を支払うものとする。検査・監督の結果、質及び最低水準の確保がなされていない場合は、再度業務を行うように指示を行うとともに、落札事業者は、すみやかに業務改善計画書を施設管理担当者へ提出することとし、遂行後の確認ができない限りの委託費の支払いは行わないものとする。

委託費の支払いにあたっては、落札事業者は当該月分の業務の完了後、国土交通本省との間で予め定める書面により当該月分の支払い請求を行い、国土交通本省はこれを受領した日から30日以内に支払うものとする。

1.2.5 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品

管理業務を実施するにあたり、本実施要項等において各業務で使用する材料等の消耗品は、別に定める落札事業者が負担するものを除き、全額国土交通本省の負担とし、落札事業者からの請求に応じ支給するものとする。

(2) 光熱水料

国土交通本省は、落札事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償で提供する。

(3) 法令等の変更による増加費及び損害の負担

法令等の変更により落札事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の から のいずれかに該当する場合には、国土交通本省が負担し、それ以外の変更については落札事業者が負担するものとする。

本件事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度

の新設

消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

上記、のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までとする。

3. 入札参加資格に関する事項

- (1) 法第10条各号（第11号を除く）に該当するものでないこと。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しないものであること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は同条中特別な理由がある場合に該当する。
- (3) 予決令第71条の規定に該当しないこと。
- (4) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A又はBの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
- (5) 国土交通省大臣官房会計課長より指名停止を受けている期間中のものでないこと。
- (6) 警備業法第4条に基づく都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 入札参加グループでの入札について
本業務の実施あたっては、一企業とすることも、入札参加グループとすることも可能とする。
単独で当該業務が担えない場合は、適正に業務を遂行できる入札参加グループで参加することができるものとする。その場合、入札書類提出時までに入札参加グループを結成し、代表企業及びグループ企業として参加するものとする。
なお、代表企業及びグループ企業が、他の入札参加グループに参加、若しくは単独で入札に参加することはできないものとし、また代表企業及びグループ企業は、入札参加グループ結成に関する協定書（またはこれに類する書類）を作成し、提出することとする。

代表企業は上記(1)から(5)及び(7)のすべての要件を満たすこととし、グループ企業は上記(1)から(3)及び(5)並びに(7)のすべての要件を満たすとともに、平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有するものであること。

なお、警備業務を担当する者は、(6)の要件を満たしていること。

(9)事業協同組合での入札について

入札参加予定の事業協同組合構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札の実施手続及びスケジュール(予定)

官報公示	: 平成22年10月下旬～平成22年11月上旬頃
入札説明会	: 平成22年11月上旬～平成22年11月中旬頃
現場説明会	: 平成22年11月上旬～平成22年11月中旬頃
入札等に関する質疑応答	: 平成22年10月下旬～平成23年1月下旬頃
入札書類の提出期限	: 平成22年12月中旬～平成22年12月下旬頃
入札書類の評価	: 平成22年12月中旬～平成23年1月下旬頃
開札・落札事業者の決定	: 平成23年2月上旬～平成23年2月中旬頃
契約締結	: 平成23年4月1日

(2) 入札実施手続

提出書類

民間競争入札に参加する者(以下、「入札参加者」という。)は、本件業務実施に係る入札金額を記載した書類(以下、「入札書」という。)及び総合評価のための業務実施の具体的な方法、その質の確保方法等(以下、「業務の質等」という。)に関する書類(以下「企画書」という。)を提出すること。

なお、上記の入札金額には、本業務に要する一切の諸経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。

企画書の内容

入札参加者が提出する企画書には、本実施要項5で示す総合評価を受けるために、次の1)～9)に掲げる事項を記載すること。入札参加者は、次の5)～8)において、法令に反しない限り、別紙3～10で示す従来の実施方法について改善提案を行うことができる。必要に応じ、企画書提出期限前に質問を行うことができる。質問を求められた国土交通本省は、当該者が企

画書を提出期限内に提出できるよう速やかに回答する。

- 1) 企業の代表責任者及び本業務担当者(提出様式1)
 - 複数の企業で参加する場合
 - ・参加企業の一覧、代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者
- 2) 業務実績(提出様式2): 本実施要項1で示した業務ごとの過去3年間の業務実績
- 3) 業務に対する認識(提出様式3)
 - ア)本業務の目的を理解した計画的な業務の実施
 - イ)本業務を確実に実施するための基本的な方針
- 4) 実施体制(提出様式4)
 - ア)各業務体制
 - (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携体制であるか。)
 - イ)各業務で必要とする資格者の配置
 - (資格を証明する書類の添付:必要とされる資格を証明する書類の写し)
- 5) 管理業務全般に係る業務に関する提案(提出様式5)
 - ア)本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の向上に関する提案
 - イ)業務コスト等削減のための方策
 - ウ)質の向上に対する具体的な提案(次の6)~8)に係る提案を除く)
 - (具体的な方法、計画、実施可能な体制等)
- 6) 設備等管理業務(提出様式6、7、9)
 - ア) 質の向上に寄与する付加的要件の具備
 - イ) 質の向上に対する具体的な提案(具体的な方法、計画、実施可能な体制等)
- 7) 警備業務(提出様式6、7、9)
 - ア) 質の向上に寄与する付加的要件の具備
 - イ) 質の向上に対する具体的な提案(具体的な方法、計画、実施可能な体制等)
- 8) 清掃業務(提出様式6、7、9)
 - ア) 質の向上に寄与する付加的要件の具備
 - イ) 質の向上に対する具体的な提案(具体的な方法、計画、実施可能な体制等)
- 9) 緊急時等への対応について(提出様式8)
 - ア) 具体的な事態を想定した体制、対策
 - イ) 業務を安定的に履行できる対策

開札にあたっての留意事項

- 1) 開札は、紙入札方式による入札者、(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ)を立ち合わせて行う。ただし、紙入札方式による入札者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- 2) 紙入札方式による入札者は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- 3) 紙入札方式による入札者は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限委任状を提示しなければならない。
- 4) 紙入札方式による入札者は、入札中は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか開札場を退場することができない。
- 5) 開札をした場合において、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合においては、電子入札システムにより再度の入札の締切時刻を直ちに通知し、また、開札場において再度の入札の締切時刻を直ちに公表するので、電子入札システムによる入札者(代理人が入札した場合にあっては代理人。以下同じ。)は当該締切時刻までに再度の入札を行い、また、紙入札方式による入札者は当該締切時刻までに再度の入札書を提出すること。

ただし、紙入札方式による入札者のうち開札に立ち会わなかった者は、再度の入札に参加することができない。

- 6) 上記5)で、当初入札又は再度入札(入札執行回数は、原則2回)で、落札事業者がない場合は、再度公告入札を行う。

通貨及び言語

入札書、企画書その他提出書類に使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に規定する計量単位とする。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項

落札事業者の決定は、総合評価方式によるものとする。なお、評価は、国土交通省に設置する「大臣官房会計課物品等調達契約総合評価委員会」において行うものとし、本業務に係る企画書及び業務実施内容の審査・評価にあたり、客観性を確保するため、第三者の有識者3名で構成される評価アドバイザーの意見を聴くものとする。

- (1) 落札事業者決定にあたっての質の評価事項の設定(別紙11)

落札事業者を決定するための評価は、提出された企画書の内容が本業務の

目的・趣旨に沿って実行可能なものであるか（必須事項審査）また、提案内容が具体的かつ効果的なものであるか（加点事項審査）について行うものとする。

必須事項審査（100点）

必須事項審査においては、入札参加者が企画書に記載した内容が、次の必須事項を満たしていることを確認する。すべてを満たした場合は基礎点を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

1) 業務に対する認識

- ア) 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。
- イ) 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。

2) 現行基準レベルの質の確保の実態

- ア) 各業務の提案内容は、（発注者側の）要求水準が確保されるものとなっているか。

3) 実施体制

- ア) 各業務の業務水準が維持される体制であるか。
（グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか。）
- イ) 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。

加点事項審査（60点）

必須事項審査で合格した入札参加者に対して、次の加点事項について審査を行う。なお、提案内容については、具体的でありかつ効果的な実施が期待されるかという観点から、絶対評価により加点を行うものとする。

1) 管理業務全般に係る業務に関する提案(10点)

- ア) 本業務の包括的な質（確実性、安全性及び環境への配慮）の向上に関する提案がなされているか。
- イ) 業務コスト等削減のための方策が提案されているか。

2) 設備管理業務等（20点）

- ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- イ) 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。

3) 警備業務（15点）

- ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。
- イ) 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されて

いるか。

4) 清掃業務 (5 点)

ア) 質の向上に寄与する付加的要件を具備しているか。

イ) 質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。

5) 緊急時等への対応について(10 点)

ア) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。

イ) 業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。

(2) 落札事業者決定にあたっての評価方法

落札事業者の決定方法

必須事項審査により得られた基礎点(100点)と加点事項審査で得られた加算点(60点)を加算し、入札価格(予算決算及び会計令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であるものに限る。)で除した値を総合評価点とし、入札参加者中で最も高い値の者を落札事業者として決定する。

総合評価点 = (基礎点(100点) + 加点事項審査による加算点(60点)) ÷ 入札価格

留意事項

1) 当該落札事業者の入札価格が予定価格の6割に満たない場合

その価格によって契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるか否か、次の事項について改めて調査し、該当する恐れがあると認められた場合、又は契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱す恐れがあつて著しく不相当であると認められた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、総合評価点が最も高い1者を落札事業者として決定することがある。

ア) 当該価格で入札した理由及びその積算の妥当性

- ・ 当該単価で適切な人材が確保されているか。
- ・ 就任予定の者に支払われる賃金額など

イ) 当該契約の履行体制

- ・ 常駐者の有無
- ・ 人数
- ・ 経歴
- ・ 勤務時間

- ・専任兼任の別
- ・業務分担等

- ウ)当該契約期間中における他の契約請負状況
- エ)持ち機械その他固定資産の状況
- オ)国の行政機関等及び地方公共団体等に対する履行状況
- カ)経営状況
- キ)信用状況

2)落札事業者となるべき者が二人以上あるとき

直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札事業者を決定するものとする。

また、入札者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札事業者を決定するものとする。

3)落札事業者が決定したとき

遅滞なく、落札事業者の氏名若しくは名称、落札金額、落札事業者の決定理由並びに提案された内容のうち具体的な実施体制及び実施方法の概要について公表するものとする。

(3)初回の入札で落札事業者が決定しなかった場合の取り扱いについて

初回の入札で予定価格の制限の範囲内で入札した者がいないときは、直ちに再度の入札を行うこととし、これによってもなお落札事業者となるべき者が決定しない場合には、入札条件を見直し、再度公告入札に付することにする。

再度の公告によっても落札事業者となるべき者が決定しない場合、または業務の実施に必要な期間が確保できないなど、やむを得ない場合は、国土交通本省が自ら当該業務を実施すること等としその理由を公表するとともに官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報開示に関する事項

従来の実施に関する情報は、別紙12のとおり。

7. 落札事業者に使用させることができる国有財産に関する事項

(1)使用施設

3号館及び2号館の国土交通省が所管する施設

(2)使用国有財産

使用できる設備については、3号館及び2号館の管理業務に係る国有財産全てとする。

8. 落札事業者が対象公共サービスを実施するにあたり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他の対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により落札事業者が講ずべき措置に関する事項。

(1) 報告等について

業務計画書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項1で示した業務において業務を行うにあたり各年度の事業開始日まで年度毎の管理業務計画書を作成し、施設管理担当者に提出すること。

業務従事者名簿の作成と提出

- 1) 落札事業者は、本実施要項1で示した業務を行うにあたり、業務に従事する者の名簿を作成し、施設管理担当者に提出すること。別紙2-1及び2-2で示す資格を有する業務については、その資格を証明する書類(資格書の写し等)を併せて提出すること。また、業務従事者を変更する場合も同様とする。
- 2) 施設管理担当者は、業務従事者が不適格であると認める場合には、その理由を明らかにし、落札事業者に当該業務従事者への指導を求めることができる。その場合、落札事業者は不適格である理由を確認し、当該業務従事者の改善又は交替を行うものとする。

業務報告書の作成と提出

落札事業者は、本実施要項1で示した業務の履行結果を正確に記載した業務日報、業務月報、年間総括報告書を業務報告書として作成する。

なお、様式は、仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き(平成20年版)」を参考に監督職員と協議のうえ、決定し、提出については別紙2-7に則ること。

- 1) 落札事業者は、業務開始前に全ての業務報告書の様式を施設管理担当者へ提出し、承諾を得ること。
- 2) 落札事業者は、業務期間中、業務日報を毎日作成し、施設管理担当者へ提出すること。
- 3) 落札事業者は、業務期間中、業務月報を当月分につき翌月の7日以内に施設管理担当者へ提出すること。
- 4) 落札事業者は、各事業年度終了後毎年4月15日(但し、当該日が閉庁日の場合には直後の開庁日とする。)までに当該事業年度に係る管理業務に関する年間総括報告書を施設管理担当者へ提出すること。

(2) 3号館の検査・監督体制

落札事業者からの報告を受けるにあたり、3号館施設管理責任者等、検査

・監督体制は次のとおりとする。

施設管理責任者及び施設管理担当者

1) 施設管理責任者

国土交通省大臣官房会計課長

2) 検査員

国土交通省大臣官房会計課施設管理専門官

3) 監督職員（施設管理担当者）

ア) 大臣官房会計課庁務第1係長、大臣官房会計課庁務第1係員

別紙3-6 生ごみ処理機点検保守

別紙3-7 喫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）の点検保守

別紙4 窓口業務

別紙7 植栽管理業務

別紙8 庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務

イ) 大臣官房会計課庁務第2係長、大臣官房会計課庁務第2係員

別紙5 警備業務

別紙6-1 清掃業務

別紙6-2 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び維持管理業務

ウ) 大臣官房会計課施設第1係長

別紙3-2 受電設備等運転監視・点検保守

別紙3-4 構内自動電話交換装置等保守

別紙3-5 消防用設備点検保守

別紙10 エネルギー管理業務

エ) 大臣官房会計課施設第2係長

別紙3-1 空調設備等運転監視・点検保守

別紙3-3 昇降機の点検保守

別紙9 執務環境測定

検査・監督体制

1) 落札事業者は、業務終了後に施設管理担当者へ連絡すること。

2) 落札事業者からの連絡を受けた場合には、検査職員は業務履行の検査を行うものとする。

(3) 国土交通本省による調査への協力

国土交通本省は、落札事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、落札事業者に対し、当該管理・運営業務の状況に関し必要な報告を求め、又は落札事業者の事務所に立ち入り、業務

の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

なお、立入検査をする者は、検査等を行う際には、当該検査等が法 26 条 1 項に基づくものであることを落札事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(4) 指示について

国土交通本省は、次に掲げる事態が発生した場合は、落札事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

- ・管理業務の不備により職員等から苦情が多数寄せられた場合
- ・管理業務の不備による設備の停止
- ・管理業務の不備による利用者とのトラブルの発生 等

また、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、その場で指示を行うことができる。

なお、落札業者が指示に従わないとき、或いは改善の意思が見られないときは本実施要項 8 (7) 3) と見なし契約を解除できるものとする。

(5) 秘密の保持

落札事業者は、本業務に関して施設管理担当者が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。

落札事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本業務に従事している者又は従事していた者は業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

(6) 個人情報の取り扱い

基本的事項

落札事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざん又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

取得の制限

落札事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得すると

きは、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。

また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報取得するものとする。

利用及び提供の制限

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

複写等の禁止

落札事業者は、施設管理担当者の指示又は承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために施設管理担当者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

事案発生時における報告

落札事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに施設管理担当者に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

管理体制の整備

落札事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

業務従事者への周知

落札事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(7) 契約に基づき落札事業者が講ずべき措置

業務の開始及び中止

- 1) 落札事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
- 2) 落札事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとする時は、予め施設管理担当者の承認を受けなければならない。

公正な取り扱い

- 1) 落札事業者は、本業務の実施にあたって、当該施設利用者を合理的な理由なく区別してはならない。
- 2) 落札事業者は、当該施設利用者の取り扱いについて、自らが行う他の事業における利用の有無等により区別してはならない。

金品等の授受の禁止

落札事業者は、本業務において、金品等を受け取る事又は与えることを

してはならない。

宣伝行為の禁止

落札事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施にあたって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。

落札事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し誤解を与えるような行為をしてはならない。

法令の遵守

落札事業者は、本業務を実施するにあたり適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。

安全衛生

落札事業者は、本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理については、責任者を定め関係法令に従って行わなければならない。

記録・調書類等

落札事業者は、実施年度ごとに本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

権利の譲渡

落札事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。ただし、発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。

権利義務の帰属等

- 1) 本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と接触する時は、落札事業者は、その責任において、必要な措置を講じなくてはならない。
- 2) 落札事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、予め、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

一般的損害

本業務を行うにつき生じた損害（本実施要項9に記載した損害を除く）については、落札事業者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち、国土交通本省の責めに帰すべき事由により生じたものについては、国土交通本省が負担する。

再委託の取り扱い

- 1) 入札事業者（入札参加グループを含む）は、本業務の実施にあたり、その全部を一括して再委託してはならない。
- 2) 落札事業者は、本業務の実施にあたり、その一部について再委託を行う場合は、原則として予め企画書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うこと

理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法)について記載しなければならない。(提出様式10)

3) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で、施設管理担当者の承認を受けなければならない。

4) 落札事業者は、上記2)及び3)により再委託を行う場合には、落札事業者が国土交通本省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(5)秘密の保持」及び「(6)個人情報の取り扱い」並びに「(7)契約に基づき事業者が講ずべき措置」に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から履行確認に必要な報告を徴収することとする。

5) 上記2)から4)までに基づき、落札事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて落札事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、落札事業者の責めに帰すべき事由とみなして、落札事業者が責任を負うものとする。

契約の解除

国土交通本省は、落札事業者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- 1) 偽りその他不正の行為により落札事業者となったとき
- 2) 法第10条の規定により民間競争入札に参加するものに必要な資格の要件を満たさなくなったとき
- 3) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。
- 4) 上記3)に掲げる場合のほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- 5) 法律又は本契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- 6) 法令又は本契約に基づく指示に違反したとき
- 7) 落札事業者又はその他の本業務に従事する者が、法令又は本契約に違反して、本業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- 8) 暴力団が業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- 9) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

契約解除時の取り扱い

- 1) 上記 に該当し、本契約を解除した場合には、国土交通本省は落札事業者に対し、当該解除の日まで当該公共サービスを本契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- 2) この場合、落札事業者は、契約金額の105分の100に相当する金額から上記1)の委託費を控除した金額の100分の10に相当する金額を違約金として国の指定する期間内に納付しなければならない。
- 3) 落札事業者は上記2)の規定による金額を国土交通本省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付しなければならない。
- 4) 国土交通本省は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。

業務途中における入札参加グループからの脱退

代表企業及びグループ企業は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

参加企業のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、国土交通本省の承認を得て、残存参加企業が共同連帯して当該参加企業の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存参加企業のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存参加企業全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加企業を加えた参加企業が共同連帯して破産又は解散した参加企業の分担業務を完了するものとする。

談合等不正行為があった場合の違約金等の取扱い

- 1) 落札事業者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、落札事業者は国土交通本省の請求に基づき、契約額（本契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の100分の10に相当する額を違約金として国土交通本省の指定する期間内に支払わなければならない。
 - ア) 本契約に関し、落札事業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は落札事業者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が落札事業者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2

項の規定により取り消された場合を含む。)

- イ) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- ウ) 納付命令又は排除措置命令により、落札事業者に独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象になった取引分野が示された場合において、本契約が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が落札事業者に対して納付命令を行いこれが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- エ) 本契約に関し、落札事業者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2) 落札事業者は上記1)の規定による金額を国土交通本省の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として支払わなければならない。

委託内容の変更

発注者及び落札事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむをえない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、予め変更の理由を書面によりそれぞれの相手方へ提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

設備更新の際における落札事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について落札事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、落札事業者と施設管理担当者が協議するものとする。

9. 落札事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該落札事業者が負うべき責任(国家賠償法の規定により国の行政機関等が当該損害の賠償の責めに任

ずる場合における求償に応ずる責任を含む。)に関する事項(法第9条第2項第12号、第14条第2項第10号)

本契約を履行するにあたり、落札事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの受益者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによるものとする。

(1)国土交通省が行った損害賠償に対する求償

国土交通本省が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、国土交通本省は当該落札事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額(当該損害の発生について国土交通本省の責めに帰すべき理由が存するときは、国土交通本省自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

(2)落札事業者が行った損害賠償に対する求償

当該落札事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通本省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該落札事業者は国土交通本省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10.対象公共サービスに係る第7条第8項に規定する評価に関する事項(法第9条第2項第13号、第14条第2項第11号)

(1)実施状況に関する調査の時期

内閣総理大臣が行う評価の時期を踏まえ、当該業務の実施状況については、平成24年12月31日時点における状況を調査するものとする。

(2)調査方法

施設管理担当者は、落札事業者が実施した管理・運営業務の内容について、その評価が的確に実施されるように、実施状況等の調査を行うものとする。

(3)調査項目

本実施要項(1)1.2「サービスの質の設定」により設定した事項。

(4)評価アドバイザーへの報告

上記調査項目に関する内容について、本業務の実施状況等を内閣総理大臣へ提出するにあたり、国土交通本省に設置する評価アドバイザーに報告を行い、意見を聴くものとする。

11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

(1) 評価アドバイザーの活用

発注者は、法に基づく公共サービス改革基本方針において、選定された施設管理運営業務の実施を公正に行うために評価アドバイザーの意見を求めることとする。

なお、評価アドバイザーは、第三者の有識者とし、当該業務に直接的な利害関係者を排除した中立的な者3名で構成する。

(2) 対象公共サービスの実施状況等の監理委員会への報告及び公表

落札事業者の実施状況については、評価アドバイザーに示す報告等を踏まえ、施設管理担当者において年度毎に取りまとめて監理委員会へ報告するとともに、公表することとする。

また、施設管理担当者は、落札事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会へ報告することとする。

(3) 3号館の監督体制

本契約に係る監督は、支出負担行為担当官が自ら又は補助者に命じて立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

本業務の実施状況に係る監督は、本実施要項8により行う。

(4) 落札事業者が負う可能性のある主な責務等

落札事業者が負う可能性のある主な責務等

本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

会計検査について

落札事業者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実地の検査を受けたり、同院から直接又は国土交通本省（発注者）を通じて、資料・報告等の提出を求められたり質問を受たりすることがある。

中央合同庁舎第3号館実施要項 別紙一覧

番号	別紙番号	資料内容	ページ
1	別紙1	設備一覧表	1
2	別紙2 - 1	各業務資格一覧	55
3	別紙2 - 2	業務責任者等の条件	57
4	別紙2 - 3	法令点検作業一覧	62
5	別紙2 - 4	発注者が用意するもの	64
6	別紙2 - 5	落札事業者が用意するもの	66
7	別紙2 - 6	業務日(業務時間)	68
8	別紙2 - 7	報告書等	71
9	別紙2 - 8	その他共通事項	75
10	別紙3 - 1	空調設備等運転監視・点検保守	77
11	別紙3 - 2	受電設備等運転監視・点検保守	105
12	別紙3 - 3	昇降機の点検保守	112
13	別紙3 - 4	構内自動電話交換装置等保守	114
14	別紙3 - 5	消防用設備点検保守	118
15	別紙3 - 6	生ごみ処理機点検保守	124
16	別紙3 - 7	喫煙室用灰皿(電気集塵機内蔵)のメンテナンス	126
17	別紙4	窓口業務	129
18	別紙5	警備業務	130
19	別紙6 - 1	清掃業務	138
20	別紙6 - 2	男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守	148
21	別紙7	植栽管理業務	152
22	別紙8	庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務	155
23	別紙9	執務環境測定	162
24	別紙10	エネルギー管理業務	163
25	別紙11	評価表	164
26	別紙12	従来の実施状況に関する情報の開示	177

設備機器一覧

3 - 1 空調設備等運転監視・点検保守

区分	機器名称	仕様	設置場所	台数
空調設備	直だき吸収冷温水機 R B - 1 - 1 (1号機)	冷房能力 650USRT 暖房能力 1975.9kW 燃料 都市ガス 三菱重工製 MGX-70D(C) 平成 5 年 7 月設置	冷暖房機室	1 台
	直だき吸収冷温水機 R B - 1 - 2 (2号機)	冷房能力 650USRT 暖房能力 1975.9kW 燃料 都市ガス 三菱重工製 MGX-70D(C) 平成 5 年 7 月設置	冷暖房機室	1 台
	直だき吸収冷温水機 R B - 1 - 3 (3号機)	冷房能力 650USRT 暖房能力 1975.9kW 燃料 都市ガス 三菱重工製 MGX-70D(C) 平成 5 年 7 月設置	冷暖房機室	1 台
	直だき吸収冷温水機 R B - 2 (4号機)	冷房能力 120USRT 暖房能力 367.7kW 燃料 都市ガス 三菱重工製 MGX-70D(C) 平成 5 年 7 月設置	ボイラー室	1 台
	ボイラー	鑄鉄製のボイラー 伝熱面積 59.40 m ² 前田鉄工所製 特 M5025 昭和 47 年設置	ボイラー室	2 基
	冷却塔 C T - 1 - 1	冷却能力 3,646,500kcl/h 荏原シンワ製 SNW-R655ASN	屋上	1 台
	冷却塔 C T - 1 - 2	冷却能力 3,646,500kcl/h 荏原シンワ製 SNW-R655ASN	屋上	1 台
	冷却塔 C T - 1 - 3	冷却能力 3,646,500kcl/h 荏原シンワ製 SNW-R655ASN	屋外(地上)	1 台
	冷却塔	冷却能力 673,200kcl/h	屋上	1 台

空調設備	CT - 2	荏原シンワ製 SDW-R120ANA		
	冷却塔 9 F No.2	冷却能力 10,800kcl/h 荏原シンワ製 SBC-30ESS	屋上	1台
	冷却塔 9 F No.4	冷却能力 72,000kcl/h 荏原シンワ製 SBC-20ESS	屋上	1台
	冷温水ポンプ(1次側) P - 1 - 1	水量 6,552L/min 揚程 25m 日立製作所 200X150R4-545	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(1次側) P - 1 - 2	水量 6,552L/min 揚程 25m 日立製作所 200X150R4-545	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(1次側) P - 1 - 3	水量 6,552L/min 揚程 25m 日立製作所 200X150R4-545	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(1次側) P - 2	水量 1,210L/min 日立製作所 125X100P4-57.5	空調ポンプ室	1台
	冷却水ポンプ P - 3 - 1	水量 6,552L/min 揚程 25m 日立製作所 200X150R4-545	冷暖房機室	1台
	冷却水ポンプ P - 3 - 2	水量 6,552L/min 揚程 25m 日立製作所 200X150R4-545	冷暖房機室	1台
	冷却水ポンプ P - 3 - 3	水量 6,552L/min 揚程 25m 日立製作所 200X150R4-545	冷暖房機室	1台
	冷却水ポンプ P - 2	水量 1,210L/min 揚程 20m 日立製作所 125X100R4-57.5	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH - 1	水量 2,000L/min 揚程 25m 日立製作所 125X100R4-515	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH - 2	水量 2,380L/min 揚程 25m 日立製作所製 150X125R4-518.5	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH - 3	水量 610L/min 揚程 18m 日立製作所 100X65P4-53.7	冷暖房機室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH - 4	水量 2,450L/min 揚程 25m 日立製作所 150X125R4-518.5	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH - 5	水量 2,410L/min 揚程 25m 日立製作所 150X125R4-518.5	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH - 6	水量 805L/min 揚程 20m 日立製作所 100X65P4-55.5	空調ポンプ室	1台

空調設備	冷温水ポンプ(2次側) PCH-7	水量 300L/min 揚程 23m 日立製作所 65X3-53.7	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-8	水量 741L/min 揚程 35m 日立製作所 100X2-511	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-9	水量 230L/min 揚程 20m 日立製作所 50X3-52.2	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-10	水量 400L/min 揚程 16m 日立製作所 50X40X4-55.5	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-11	水量 550L/min 揚程 30m 日立製作所 80X3-55.5	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-12	水量 480L/min 揚程 54m 日立製作所 80X4-511	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-13	水量 750L/min 揚程 36m 日立製作所 100X2-511	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-14	水量 930L/min 揚程 45m 日立製作所 100X3-515	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-15	水量 1,555L/min 揚程 37m 日立製作所 125X2-518.5	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-16	水量 1,270L/min 揚程 38m 日立製作所 125X2-518.5	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-17	水量 1,090L/min 揚程 30m 日立製作所 100X2-511	空調ポンプ室	1台
	冷温水ポンプ(2次側) PCH-18	水量 1,370L/min 揚程 32m 日立製作所 100X2-511	空調ポンプ室	1台
	冷却水ポンプ CDP-1	水量 360L/min 揚程 18m 日立製作所 65X50X4-53.7	屋上	1台
	冷却水ポンプ CDP-2	水量 240L/min 揚程 18m 日立製作所 50X40X4-52.2	屋上	1台
	冷却塔補給水ポンプ	水量 390L/min 揚程 15m 荏原製作所 40MDPA2	屋上	1台
	ボイラー用オイルポンプ (1号機用)	流量 13.3L/min 長野計器製作所 NR-02	ボイラー室	1台
ボイラー用オイルポンプ (2号機用)	流量 13.3L/min 長野計器製作所 NR-02	ボイラー室	1台	
ボイラー用給水ポンプ No.1	流量 630L/min 日立製作所 JD65X50A-52.2	ボイラー室	1台	

空調設備	ボイラー用給水ポンプ No.2	流量 630L/min 日立製作所 JD65X50A-52.2	ボイラー室	1台
	ボイラー用真空給水ポンプ	給水量 500L/min 真空度 250mmHg 前田鉄工所 VUK-9000	ボイラー室	1台
	ボイラー用 第1種圧力容器	全容量 38L 日立製作所 0.75U-7VA	ボイラー室	1台
	地下オイルタンク	容量 80,000L ベルテクノ製	屋外(埋設)	2台
	オイルサービスタンク	容量 950L	ボイラー室	2台
	送油ポンプ PO-1	流量 40L/min 揚程 30m テルクョクウ GPL -250V	ボイラー室	2台
	送油ポンプ PO-1-1	流量 40L/min 揚程 30m テルクョクウ GPL -250V	ボイラー室	2台
	返油ポンプ PO-2	流量 80L/min 揚程 30m テルクョクウ GPL -250V	ボイラー室	1台
	貯湯槽 (No.1)	第一種圧力容器 6.0m ³	空調ポンプ室	1基
	貯湯槽 (No.2)	第一種圧力容器 4.39m ³	衛生ポンプ室	1基
	貯湯槽 (No.3)	第一種圧力容器 2.53m ³	PH2F	1基
	貯湯槽用循環ポンプ(No.1)	水量 40L/min 揚程 11m 荏原製作所 32LPS5.25	空調ポンプ室	1台
	貯湯槽用密閉式膨張タンク (No.1) TEX-1	容量 400L 日立金属 EX-400LS	空調ポンプ室	1台
	貯湯槽用循環ポンプ(No.2)	水量 40L/min 揚程 11m 荏原製作所 40LPS5.25	衛生ポンプ室	1台
	貯湯槽用密閉式膨張タンク (No.2) TEX-2	容量 1000L 日立金属 EX-1000LS	冷暖房機室	1台
	貯湯槽用循環ポンプ(No.3)	水量 70L/min 揚程 8m 荏原製作所 TFF261RE	PH2F	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-B2F	冷却能力 65.36kW 加熱能力 38.96Kw 風量 5,500m ³ /h 新晃工業 DV-7	B2F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 118.74kW	B1F 機械室	1台

空調設備	ACU-B1F-A	加熱能力 70.83kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	No.1	
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-C	冷却能力 72.34kW 加熱能力 42.45kW 風量 6,000m3/h 新晃工業 DV-7	B1F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-D	冷却能力 174.10kW 加熱能力 103.59kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	B1F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-E	冷却能力 101.18kW 加熱能力 58.50kW 風量 15,000m3/h 新晃工業 DV-S20	B1F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-G	冷却能力 52.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m3/h 新晃工業 DV-7	B1F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-B1F-H	冷却能力 174.10kW 加熱能力 103.16kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	B1F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-A	冷却能力 87.22kW 加熱能力 87.22kW 風量 13,240m3/h 新晃工業 DV-15	1F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-B	冷却能力 59.13kW 加熱能力 59.13kW 風量 9,310m3/h 新晃工業 DV-11	1F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-C	冷却能力 55.82kW 加熱能力 55.82kW 風量 9,295m3/h 新晃工業 DV-11	1F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 80.24kW	1F 機械室	1台

空調設備	ACU-1F-D	加熱能力 80.24kW 風量 11,250m3/h 新晃工業 DV-13	No.2	
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-E	冷却能力 76.76kW 加熱能力 76.76kW 風量 11,720m3/h 新晃工業 DV-13	1F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-F	冷却能力 66.29kW 加熱能力 66.29kW 風量 9,760m3/h 新晃工業 DV-12	1F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-G	冷却能力 66.29kW 加熱能力 66.29kW 風量 9,760m3/h 新晃工業 DV-7	1F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-1F-H	冷却能力 76.76kW 加熱能力 76.76kW 風量 10,820m3/h 新晃工業 DV-7	1F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-13	2F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-B	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m3/h 新晃工業 DV-9	2F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m3/h 新晃工業 DV-9	2F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-D	冷却能力 74.78kW 加熱能力 42.22kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	2F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 74.32kW	2F 機械室	1台

空調設備	ACU-2F-E	加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	No.3	
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m3/h 新晃工業 DV-9	2F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-G	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m3/h 新晃工業 DV-9	2F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-2F-H	冷却能力 67.45kW 加熱能力 35.82kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	2F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-A	冷却能力 82.33kW 加熱能力 45.36kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	3F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-B	冷却能力 71.29kW 加熱能力 42.57kW 風量 6,000m3/h 新晃工業 DV-7	3F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-D	冷却能力 96.76kW 加熱能力 46.87kW 風量 12,000m3/h 新晃工業 DV-S14	3F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-E	冷却能力 82.34kW 加熱能力 45.36kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	3F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-3F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m3/h 新晃工業 DV-9	3F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 51.29kW	3F 機械室	1台

空調設備	ACU-3F-G	加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-9	No.4	
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-B	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m ³ /h 新晃工業 DV-7	4F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-7	4F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-S13	4F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-F	冷却能力 74.78kW 加熱能力 42.22kW 風量 10,000m ³ /h 新晃工業 DV-12	4F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-G	冷却能力 72.80kW 加熱能力 38.73kW 風量 7,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-4F-H	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m ³ /h 新晃工業 DV-13	4F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 74.32kW	5F 機械室	1台

空調設備	ACU-5F-A	加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-13	No.1	
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-BC	冷却能力 65.36kW 加熱能力 38.96kW 風量 5,500m3/h 新晃工業 DV-7	5F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	5F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	5F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m3/h 新晃工業 DV-9	5F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-G	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 7,500m3/h 新晃工業 DV-9	5F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-5F-H	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	5F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	6F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-B	冷却能力 53.03kW 加熱能力 28.49kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-9	6F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 51.29kW	6F 機械室	1台

空調設備	ACU-6F-C	加熱能力 27.33kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-9	No.2	
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	6F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	6F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-F	冷却能力 62.10kW 加熱能力 35.24kW 風量 9,000m3/h 新晃工業 DV-10	6F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-G	冷却能力 67.45kW 加熱能力 35.82kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	6F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-6F-H	冷却能力 84.43kW 加熱能力 46.75kW 風量 12,000m3/h 新晃工業 DV-S14	6F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	7F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-B	冷却能力 69.43kW 加熱能力 42.91kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	7F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-C	冷却能力 67.45kW 加熱能力 35.82kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	7F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 116.07kW	7F 機械室	1台

空調設備	ACU-7F-D	加熱能力 68.15kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	No.2	
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-E	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	7F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-F	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-9	7F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-G	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	7F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-7F-H	冷却能力 82.22kW 加熱能力 46.40kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	7F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	8F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-B	冷却能力 96.76kW 加熱能力 46.87kW 風量 12,000m3/h 新晃工業 DV-S14	8F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-C	冷却能力 62.10kW 加熱能力 35.24kW 風量 9,000m3/h 新晃工業 DV-10	8F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-D	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	8F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機	冷却能力 74.32kW	8F 機械室	1台

空調設備	ACU-8F-E	加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	No.3	
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-F	冷却能力 55.01kW 加熱能力 29.31kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-9	8F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-G	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-9	8F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-8F-H	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	8F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-A	冷却能力 84.55kW 加熱能力 46.87kW 風量 12,000m3/h 新晃工業 DV-S14	9F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-B	冷却能力 67.45kW 加熱能力 38.96kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	9F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-C	冷却能力 51.29kW 加熱能力 27.33kW 風量 7,000m3/h 新晃工業 DV-9	9F 機械室 No.2	1台
	水冷式パッケージ形空気調和機 ACU-9F-D	冷却能力 90.25kW 風量 10,800m3/h ダイキン工業 UC30MB-C	9F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-9F-E	冷却能力 100.72kW 加熱能力 54.66kW 風量 14,000m3/h 新晃工業 DV-S17	9F 機械室 No.3	1台
	水冷式パッケージ形空気調和機 ACU-9F-G	冷却能力 56.41kW 風量 10,800m3/h	9F 機械室 No.4	1台

空調設備		ダイキン工業 UC20MB-C		
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-A	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	10F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-B	冷却能力 23.03kW 加熱能力 17.68kW 風量 2,500m3/h 新晃工業 DV-4	10F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-C	冷却能力 84.43kW 加熱能力 46.75kW 風量 12,000m3/h 新晃工業 DV-S14	10F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-D	冷却能力 56.29kW 加熱能力 43.26kW 風量 6,100m3/h 新晃工業 DV-7	10F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-E	冷却能力 73.85kW 加熱能力 56.63kW 風量 8,000m3/h 新晃工業 DV-10	10F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-F	冷却能力 74.32kW 加熱能力 44.54kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	10F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-G	冷却能力 62.10kW 加熱能力 35.24kW 風量 9,000m3/h 新晃工業 DV-10	10F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-10F-H	冷却能力 72.57kW 加熱能力 40.12kW 風量 11,000m3/h 新晃工業 DV-S13	10F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-A	冷却能力 90.37kW 加熱能力 50.71kW 風量 14,000m3/h	11F 機械室 No.1	1台

空 調 設 備		新晃工業 DV-S17		
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-B	冷却能力 90.37kW 加熱能力 50.71kW 風量 14,000m3/h 新晃工業 DV-S17	11F 機械室 No.1	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-D	冷却能力 84.43kW 加熱能力 46.75kW 風量 12,000m3/h 新晃工業 DV-S14	11F 機械室 No.2	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-E	冷却能力 73.85kW 加熱能力 56.64kW 風量 8,000m3/h 新晃工業 DV-10	11F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-F	冷却能力 92.34kW 加熱能力 70.81kW 風量 10,000m3/h 新晃工業 DV-12	11F 機械室 No.3	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-11F-G	冷却能力 90.37kW 加熱能力 50.71kW 風量 14,000m3/h 新晃工業 DV-S17	11F 機械室 No.4	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-P2F-R	冷却能力 83.04kW 加熱能力 63.73kW 風量 9,000m3/h 新晃工業 DV-10	P2F 南側機 械室	1台
	ユニット形空気調和機 ACU-P2F-L	冷却能力 83.04kW 加熱能力 63.73kW 風量 9,000m3/h 新晃工業 DV-10	P2F 北側機 械室	1台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-FCU-6K FRH		16台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-FCU-8K FRH		3台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-FCU-12K FRH		4台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-600-KF FRH		24台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-600 FRH		12台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-800 FRH		3台
ファンコイルユニット	新晃工業 SF-1200 FRH		11台	

空調設備	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-400 CID		2台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-600 CID		4台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SC-800 CID		18台
	ファンコイルユニット	新晃工業 SF-1200 CR		1台
	ファンコイルユニット	新晃工業 CP-800B,K CK		2台
	ファンコイルユニット	ダイキン FWU-127A2 FRH		3台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-1 (屋外機)	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-CHVP225T1	1F へうた	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-1-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	道路局 A 会議室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-2 (屋外機)	冷房能力 40.0kW 三洋電機 SPW-CHVP401T	1F へうた	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-2-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	河川局資料室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-3 (屋外機)	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-CHVP225T1	1F へうた	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-3-1	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-EXP224T1	電話交換室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-4 (屋外機)	冷房能力 28kW 三洋電機 SPW-CHVP281T1	1F へうた	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-4-1	冷房能力 14kW 三洋電機 SPW-SSXP140T1	2F 電話交換室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-4-2	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-SSXP56T1	2F 電話交換控室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5 (屋外機)	冷房能力 94kW 三洋電機	屋上南側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-1	冷房能力 14kW 三洋電機 SPW-BUXP140T1	国土交通審議官室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-2	冷房能力 11kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	国土交通審議官室他	5台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-3	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXP90T1	秘書官コナ	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-5-4	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	秘書官コナ	1台
マルチパッケージ形空気調和機	冷房能力 4.5kW	秘書官コナ	2台	

空調設備	ACP-5-5	三洋電機 SPW-BUXP45T1		
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6 (屋外機)	冷房能力 78kW 三洋電機	屋上北側*	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-1	冷房能力 11.0kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	大臣室 副大臣室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-2	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXP90T1	秘書官室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-3	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1		1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-6-4	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-BUXP45T1	応接室	4台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7 (屋外機)	冷房能力 78kW 三洋電機	屋上北側*	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7-1	冷房能力 14.0kW 三洋電機 SPW-BUXP140T1	政務官室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7-2	冷房能力 11.0kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	政務官室 省議室	4台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-7-3	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	秘書官室	3台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-8 (屋外機)	冷房能力 50kW 三洋電機 SPW-CHDYP501T	屋上北側*	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-8-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	記者会	3台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-8-2	冷房能力 8.0kW 三洋電機 SPW-SSXP80T1	人事情報処 理室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-9 (屋外機)	冷房能力 50kW 三洋電機 SPW-CHDYP501T	屋上北側*	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-9-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-BUXP112T1	記者会	4台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10 (屋外機)	冷房能力 40kW 三洋電機 SPW-CHDY401T	屋上北側*	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10-1	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXP90T1	会見室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10-2	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	会見室	2台

空調設備	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-10-3	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-BUXP56T1	会見室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11 (屋外機)	冷房能力 45kW 三洋電機 SPW-CHDY451T	屋上北側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11-1	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-SSXP90T1	広報課	4台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11-2	冷房能力 3.6kW 三洋電機 SPW-SSXP36T1	行政文書閲覧室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-11-3	冷房能力 2.8kW 三洋電機 SPW-SSXP28T1	インターネット管理室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-12 (屋外機)	冷房能力 56kW 三洋電機 SPW-CHDY561T	屋上北側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-12-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	航空局航空安全推進課	4台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13 (屋外機)	冷房能力 45kW 三洋電機 SPW-CHDY451T	屋上南側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	7F 歳出歳入計算機室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13-2	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-SSXP56T1	11F 政策評価広報室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-13-3	冷房能力 2.8kW 三洋電機 SPW-SSXP28T1	10F 職員相談室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14 (屋外機)	冷房能力 28kW 三洋電機 SPW-CHDY281T	屋上北側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	航空局 E 会議室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14-2	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	7F 給与計算機室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-14-3	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-SSXP45T1	7F 乗員課システム室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-15 (屋外機)	冷房能力 28kW 三洋電機 SPW-CHDY281T	屋上南側	1台
マルチパッケージ形空気調和機 ACP-15-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-SSXP71T1	国際会議室	4台	
マルチパッケージ形空気調和機 ACP-16 (屋外機)	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-CHDY112T	屋上北側	1台	

空調設備	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-16-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	9F 当直室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-17 (屋外機)	冷房能力 56kW 三洋電機 SPW-CHDY561T	屋上北側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-17-1	冷房能力 8.0kW 三洋電機 SPW-SSXP80T1	海上保安庁 警備救難室	7台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-18 (屋外機)	冷房能力 22.4kW 三洋電機 SPW-CHDY225T	屋上南側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-18-1	冷房能力 11.2kW 三洋電機 SPW-SSXP112T1	海上保安庁 電話控室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-18-2	冷房能力 3.6kW 三洋電機 SPW-SSXP36T1	海上保安庁 電話交換室	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-19 (屋外機)	冷房能力 56kW	屋上北側	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-19-1	冷房能力 7.0kW 床置きロート型	11階特別 会議室	8台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-20 (屋外機)	冷房能力 12.5kW 三洋電機 SPW-CHVP140T	9階ラウンジ	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-20-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	災害本部会 議室	2台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-21 (屋外機)	冷房能力 12.5kW 三洋電機 SPW-CHVP140T	9階ラウンジ	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-21-1	冷房能力 7.1kW 三洋電機 SPW-BUXP71T1	9階運用指 令センター	2台
	パッケージ形空気調和機 ACP-25	冷房能力 40kW ダイワ工業 RZCP450PR FVYCP450MR	P1F 南側電 気室	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-26	冷房能力 12.5kW ダイワ工業 RP140P9 FVYCP450MR	P1F 電算機 用変電室	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-27	冷房能力 25kW ダイワ工業 RP280G FHYP280G	P1F 北側電 気室	1台
パッケージ形空気調和機 ACP-28	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-CHVP45E	B1F 電算機 室前倉庫	1台	
マルチパッケージ形空気調和機	冷房能力 78.5kW	屋上北側	1台	

空調設備	ACP-29 (屋外機)	三洋電機 SPW-WXP785BN		
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-1	冷房能力 4.5kW 三洋電機 SPW-BUXRP45B		1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-2	冷房能力 9.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP90B		1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-3	冷房能力 5.6kW 三洋電機 SPW-BUXRP56B	会議室 A	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-4	冷房能力 14.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP140B	会議室 A	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-5	冷房能力 8.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP80B	会議室 B	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 ACP-29-6	冷房能力 16.0kW 三洋電機 SPW-BUXRP160B	会議室 B	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-30	冷房能力 4.0kW 三洋電機 SPW-KP40E-WL SPW-CHVP40E2	4階中廊下 倉庫	1台
	パッケージ形空気調和機 ACP-31	冷房能力 7.1kW 三洋電機	3階(320)	1台
	マルチパッケージ形空気調和機 (屋外機)	冷房能力 44.6kW ダイソ工業 RSLY13G	B2F トライイレア	1台
	マルチパッケージ形空気調和機	冷房能力 8.0kW ダイソ工業 FXYH80G	中央監視室	4台
	パッケージ形空気調和機	冷房能力 2.8kW ダイソ工業 F28TEX-W RA587EX	B2F 休憩室	1台
	パッケージ形空気調和機	冷房能力 3.6kW 三菱電機 PUH-J40SGA9 PKA-J40GA9	B2F 休憩室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 25kW ダイソ工業 FR25JB-C	B2F 特別高 圧電気室	1台
	パッケージ形空気調和機 (屋外機) 特高電気室用	冷房能力 12kW ダイソ工業 CR12JA2	B1F トライイレア	2台
パッケージ形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 19kW 三菱重工 ASJ212DC	B2F 高圧電 気室	2台	
パッケージ形空気調和機 (屋外機) 高圧電気室用	冷房能力 12kW 三菱重工 AUCJ212DC	B1F トライイレア	4台	

空調設備	パナソニック形空気調和機 (屋内機)	冷房能力 25kW 三菱重工 ASJ280T	B2F 低圧電 気室	2台
	パナソニック形空気調和機 (屋外機) 低圧電気室用	冷房能力 25kW 三菱重工 AUCJ280	B1F ドライ ア	2台
	パナソニック形空気調和機	冷房能力 2.0kW 三菱重工 SR25JB-C	B1F 守衛室	1台
	パナソニック形空気調和機	冷房能力 5.5kW 三洋電機 SPW-CHRV63A	B1F 守衛室	1台
	パナソニック形空気調和機	冷房能力 4.0kW 三菱重工 SCF409KRZ	B1F 運転手 控室	1台
	パナソニック形空気調和機	冷房能力 4.0kW 三洋電機 CR12JA2	B1F ホット ライン ステーション	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F 医務室 薬局	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F 医務室 待合	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F 医務室 内科・受付	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F 医務室 内処置室	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F 医務室 カフアル ス室	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 R40CGV	B1F 医務室 診察室	1台
	パナソニック形空気調和機	三菱重工 FDCJ90H	B1F 歯科	1台
	パナソニック形空気調和機	三菱重工 FDCJ80H	B1F 歯科	1台
	パナソニック形空気調和機	ダイキン工業 4M80CV	B1F 歯科	1台
	送風機 FS-8 倉庫給気	風量 45,910m ³ /h 静圧 44mmAq 3 200V15kW 日立製作所 CDS PHF #5.5	B2F 南側倉 庫	1台
	送風機 FE-4 倉庫排気	風量 47,810m ³ /h 静圧 40mmAq 3 200V15kW 日立製作所	B2F 南側倉 庫	1台
	送風機 FE-10 排気系統	風量 2004m ³ /h 静圧 35mmAq 3 200V1.5kW 日立製作所 CDS PHF #2	B2F 南側倉 庫	1台

空調設備	送風機 FE-11 B1F 診療室排気	風量 4,330m ³ /h 静压 35mmAq 3 200V2.2kW 日立製作所 CDS PHF #3	B2F 南側倉庫	1台
	送風機 浴室給気系統	風量 768m ³ /h 静压 176Pa 3 200V0.4kW 荏原製作所 1SRM3	B2F 冷温水ポンプ室	1台
	送風機 浴室排気系統	風量 798m ³ /h 静压 98Pa 1 100V0.12kW 荏原製作所 BFS-80SY	B2F 冷温水ポンプ室	1台
	送風機 発電機室給気系統	風量 27,300m ³ /h 3 200V2.2kW 三菱電機 EJ-105NTR10	B2F 発電機室	4台
	送風機 FS-5 機械室給気	風量 49,020m ³ /h 静压 42mmAq 3 200V15kW 日立製作所 CDS PHF #6	MB2F 給排風機室	1台
	送風機 FS-6 電気室給気	風量 43,020m ³ /h 静压 42mmAq 3 200V15kW 日立製作所 CDS PHF #51/2	MB2F 給排風機室	1台
	送風機 FS-7 ボイラー室給気	風量 19,980m ³ /h 静压 45mmAq 3 200V5.5kW 日立製作所 CDS PHF #4	MB2F 給排風機室	1台
	送風機 FS-9 厨房系統給気	風量 9,720m ³ /h 静压 58mmAq 3 200V3.7kW 日立製作所 CDS PHF #31/2	MB2F 給排風機室	1台
	送風機 FE-1 機械室排気	風量 49,020m ³ /h 静压 38mmAq 3 200V15kW 日立製作所 CDS PHF #6	MB2F 給排風機室	1台
	送風機 FE-2 電気室排気	風量 42,000m ³ /h 静压 68mmAq 3 200V11kW 日立製作所 CDS PHF #6	MB2F 給排風機室	1台
	送風機 FE-3 ボイラー室排気	風量 19,980m ³ /h 静压 38mmAq 3 200V5.5kW 日立製作所 CDS PHF #2	MB2F 給排風機室	1台
送風機 FE-11 厨房系統排気	風量 25,020m ³ /h 静压 80mmAq 3 200V11kW 日立製作所 CDS PHF #51/2	MB2F 給排風機室	1台	

空調設備	送風機 FE-14 駐車場排気	風量 17,820m ³ /h 静圧 400Pa 3 200V7.5kW ミツヤ送風機 MF # 3	B1F 駐車場 南側機械室	1台
	送風機 FE-17 駐車場排気	風量 45,000m ³ /h 静圧 400Pa 3 200V18.5kW ミツヤ送風機 MF # 4 1/2	B1F 駐車場 南側機械室	1台
	送風機 FE-18 駐車場排気	風量 13,320m ³ /h 静圧 200Pa 3 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF # 4	B1F 駐車場 北側機械室	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	B1F 南側男 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	B1F 南側女 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-N1 北側男子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	B1F 北側男 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-N2 北側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	B1F 北側女 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-5 北側喫煙室(117)排気	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	1FNo.4 空 調機械室	1台
	送風機 FE-6 南側喫煙室(123)排気	風量 1,000m ³ /h 静圧 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	1F 南側給 湯室前廊下 天井内	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m ³ /h 静圧 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	1F 南側男 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	1F 南側女 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-N3 北側男子便所排気	風量 470m ³ /h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	1F 北側男 子便所天井 内	1台

空調設備	送風機 FE-N4 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	1F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N7 北側多目的便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	1F 北側多目的便所天井内	1台
	送風機 南側喫煙室(227)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	2F 南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 市街地建築課(216)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	2F 南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	2F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	2F 南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N1 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	2F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N2 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	2F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 南側喫煙室(331)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	3F 南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 観光資源課(308)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	3F 北側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 通信機械室(381)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	3F 通信機械室天井内	1台
	送風機 FE-S-1 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	3F 南側男子便所天井内	1台

空調設備	送風機 FE-S-2 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	3F 南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N-1 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	3F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N-2 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	3F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-4-1 4F 中廊下内南側便所排気	風量 1,200m3/h 静压 127Pa 3 200V0.2kW 三菱電機 BFS-120TU	4FNo13EV ホール天井内	1台
	送風機 FE-4-2 4F 中廊下内北側便所排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4F 北側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-4-3 4F 中廊下内身障者用便所排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4FNo13EV ホール天井内	1台
	送風機 FE-4-4 4F 中廊下内北側給湯室排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4F 北側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-4-5 北側喫煙室(428)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	4F 北側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	4F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	4F 南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N3 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	4F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N4 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	4F 北側女子便所天井内	1台

空調設備	送風機 FE-N8 北側多目的便所排気	風量 470m ³ /h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	4F 北側多 目的便所天 井内	1台
	送風機 南側喫煙室(529)排気	風量 1,000m ³ /h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	5F 南側給 湯室前廊下 天井内	1台
	送風機 北側喫煙室(511)排気	風量 1,000m ³ /h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	5F 北側給 湯室前廊下 天井内	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m ³ /h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	5F 南側男 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	5F 南側女 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-N1 北側男子便所排気	風量 470m ³ /h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	5F 北側男 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-N2 北側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	5F 北側女 子便所天井 内	1台
	送風機 南側喫煙室(622A)排気	風量 1,000m ³ /h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	6F 南側給 湯室前廊下 天井内	1台
	送風機 北側喫煙室排気	風量 1,000m ³ /h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	6F 北側女 子便所前廊 下天井内	1台
	送風機 FE-S1 南側男子便所排気	風量 580m ³ /h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	6F 南側男 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-S2 南側女子便所排気	風量 470m ³ /h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	6F 南側女 子便所天井 内	1台
	送風機 FE-N5 北側男子便所排気	風量 470m ³ /h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	6F 北側男 子便所天井 内	1台

空調設備	送風機 FE-N6 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	6F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 南側喫煙室(732)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	7F 南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 北側喫煙室(709)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	7F 北側女子便所前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S3 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	7F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S4 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	7F 南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N9 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	7F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N10 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	7F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N13 北側多目的便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	7F 北側多目的便所天井内	1台
	送風機 喫煙室(807A)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	8F 北側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 喫煙室(804)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	8F No3 空調機械室内	1台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	8F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	8F 南側女子便所天井内	1台

空調設備	送風機 FE-N11 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	8F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N12 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	8F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 喫煙室(906)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	9F 北側女子便所前廊下天井内	1台
	送風機 喫煙室(916)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	9F No1 空調機械室内	1台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	9F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	9F 南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N11 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	9F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N12 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	9F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 喫煙室(1004)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	10F No1 空調機械室内	1台
	送風機 喫煙室(1021A)排気	風量 1,000m3/h 静压 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	10F 南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静压 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	10F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静压 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	10F 南側女子便所天井内	1台

空調設備	送風機 FE-N9 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	10F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N10 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	10F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N13 北側多目的便所排気	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	10F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 喫煙室(1115)排気	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	11F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 喫煙室(1101)排気	風量 1,000m3/h 静圧 157Pa 3 200V0.18kW 三菱電機 BFS-100TU	11F 南側給湯室前廊下天井内	1台
	送風機 FE-S5 南側男子便所排気	風量 580m3/h 静圧 30Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	11F 南側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-S6 南側女子便所排気	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	11F 南側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-N11 北側男子便所排気	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	11F 北側男子便所天井内	1台
	送風機 FE-N12 北側女子便所排気	風量 470m3/h 静圧 40Pa 1 100V0.035kW ミツヤ送風機 SA # 200-1	11F 北側女子便所天井内	1台
	送風機 FE-12 PH2F クラブ室排気	風量 1,860m3/h 静圧 210Pa 3 200V0.4kW ミツヤ送風機 NM # 2-1	クラブ室内	1台
	送風機 FS-1 No.1 空調機械室系統外気取入用	風量 90,000m3/h 静圧 330Pa 3 200V22kW ミツヤ送風機 MF # 7-5	PH2F 南側送風機室	1台
	送風機 FS-2 No.2 空調機械室系統外気取入用	風量 90,000m3/h 静圧 330Pa 3 200V22kW ミツヤ送風機 MF # 8-5	PH2F 北側送風機室	1台

空調設備	送風機 FS-3 No.3 空調機械室系統外気取入用	風量 75,000m ³ /h 静圧 310Pa 3 200V18.5kW ミツヤ送風機 MF #7-5	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FS-4 No.4 空調機械室系統外気取入用	風量 64,000m ³ /h 静圧 300Pa 3 200V15kW ミツヤ送風機 MF #6-5	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FS-5-1 10F 共用会議室 A 系統外気取入	風量 16,500m ³ /h 静圧 340Pa 3 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF #3-5	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FS-6-1 バッテリー室給気	風量 30,000m ³ /h 静圧 540Pa 3 200V15kW ミツヤ送風機 MF #4-5	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FS-7-1 通信室給気	風量 3,710m ³ /h 静圧 340Pa 3 200V1.5kW ミツヤ送風機 MF #2-1	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FS-8 電算室給気	風量 5,000m ³ /h 静圧 450Pa 3 200V2.2kW ミツヤ送風機 MF #2 1/2-4	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FE-1-1 各階便所 (R) 排気	風量 19,500m ³ /h 静圧 320Pa 3 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF #4 1/2-4	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FE-2-1 各階湯沸室 (R) 排気	風量 13,900m ³ /h 静圧 290Pa 3 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF #4-4	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FE-3-1 余剰 (R) 排気	風量 87,900m ³ /h 静圧 450Pa 3 200V30kW ミツヤ送風機 MF #6-5	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FE-4 上級室排気	風量 1,700m ³ /h 静圧 230Pa 3 200V0.4kW ミツヤ送風機 MF #2-1	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FE-6 バッテリー室排気	風量 770m ³ /h 静圧 140Pa 3 200V0.4kW ミツヤ送風機 MF #1 1/4-1	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FE-7 各階便所 (L) 排気	風量 23,000m ³ /h 静圧 280Pa 3 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF #5-4	PH2F 北側 送風機室	1台

空調設備	送風機 FE-8 各階湯沸室（L）排気	風量 14,000m ³ /h 静圧 240Pa 3 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF #4-4	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FE-9 B1F 厨房排気	風量 27,200m ³ /h 静圧 450Pa 3 200V15kW ミツヤ送風機 MF #5-4	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FE-10 余剰（L）排気	風量 87,900m ³ /h 静圧 340Pa 3 200V30kW ミツヤ送風機 MF #6-4	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FE-16 10F 共用会議室 A 系統排気	風量 15,000m ³ /h 静圧 230Pa 3 200V3.7kW ミツヤ送風機 MF #1 1/2-1	PH2F 南側 送風機室	1台
	送風機 FE-20 喫茶室排気	風量 2,000m ³ /h 静圧 250Pa 3 200V0.75kW ミツヤ送風機 MF #1 1/2-1	PH2F 北側 送風機室	1台
	送風機 FE-13 EV 機械室排気	風量 17,000m ³ /h 静圧 360Pa 3 200V5.5kW ミツヤ送風機 MF #3-5	PH2F EV 機 械室	1台
	送風機 FE-15 14号機 EV 機械室排気	風量 1,700m ³ /h 静圧 210Pa 3 200V0.75kW ミツヤ送風機 MF #2-1	PH2F 14号 機 EV 機械 室	1台
	送風機 FE-14 13号機 EV 機械室排気	風量 1,500m ³ /h 静圧 187Pa 3 200V0.4kW 日立製作所 #2 POS-RJ	PH2F 13号 機 EV 機械 室	1台
自動制御設備	中央監視装置	SAVIC NET30 山武ハネル製	B2F 中央監 視室	1台
	メインコントロールユニット	MCU 山武ハネル製	中央監視室	1台
	サブコントロールユニット	SCU 山武ハネル製	中央監視室	3台
	サーバステータスタミナル	SDT 山武ハネル製	中央監視室	2台
	ハードコピープリンター	HCP 山武ハネル製	中央監視室	1台
	メッセージプリンター	MPR 山武ハネル製	中央監視室	1台
	プリンター	LPR 山武ハネル製	中央監視室	1台
	無停電電源装置	UPS 山武ハネル製	中央監視室	1台
リモートユニット	DDC 山武ハネル製	中央監視室 PH2F 機 械 室	9台	

自動制御設備	グラフィックパネル (シーケンサ-制御盤含む)	GP 山武ハネル製	中央監視室	1面
	自動制御盤	RS 山武ハネル製	B2F ~ PH2F 機械室等	54面
	デジタル式温度調節器	WY7211A1001	B2F ~ PH2F	89個
		RY7240D	空調機械室	89個
		RY7240S		89個
		RY7220A		89個
		RY7200K		89個
	挿入形温度検出器	TY7700B21 山武ハネル製	B2F ~ PH2F 空調機械室	79個
	挿入形露点温度検出器	HY7019B1027 山武ハネル製	B2F ~ PH2F 空調機械室	10個
	室内形湿度検出器	HY7096A2011 山武ハネル製	B1F ~ 11F 事務室等	80個
	室内形温度検出器	TY7201B1004 山武ハネル製	B1F ~ 11F	72個
		TY7095A1019	事務室等	78個
		T7090C		4個
	外気温度検出器	TY7700B21 山武ハネル製	屋上	1個
	外気湿度検出器	HY7014B1011 山武ハネル製	屋上	1個
	圧力発信器 (蒸気ヘッダー圧力)	JTG-240-AIL-00000-G-A2 山武ハネル製	B2F 機械室	1個
	加湿用電動弁	N-20-100 山武ハネル製	B2F ~ PH2F 空調機械室	89個
	ファンコイル用温度調節器	T6065B 山武ハネル製	5F, 7F 幹部 室	18個
		T675A		23個
	ファンコイル用風量調節器	TAF-V94A 新晃工業	3F, 10F, 11F	32個
ファンコイル用電動三方弁	V4044A 山武ハネル製	幹部室	59個	
	AB26ZA04 ダイキン工業製		3個	
液面指示・発信器	DL-811 工技研究所製	B1F(屋外)	2個	
	ELR-2-81100 山武ハネル製	B2F, PH2F	5個	
モジュロ-ルモ-ター	M904F1092 山武ハネル製	B2F ~ PH2F 空調機械室	81個	
電動弁リリゲ-ジ	Q455C 山武ハネル製	B2F ~ PH2F 空調機械室	81個	
電動三方弁	V5065A 山武ハネル製	B2F ~ PH2F	81個	

自動 制 御 設 備			空調機械室	
	モジュロルーター	M904F1070 山武ハネイル製	貯湯槽廻り	8 個
	電動弁リレー	Q455C 山武ハネイル製	貯湯槽廻り	8 個
	電動三方弁	V5065A 山武ハネイル製	貯湯槽廻り	8 個
	デジタル指示調節計	R31-2GA000100 山武ハネイル製	No1 貯湯槽	1 個
	モジュロルーター	M904F1076 山武ハネイル製	No1 貯湯槽	1 個
	電動弁リレー	Q455C 山武ハネイル製	No1 貯湯槽	1 個
	電動二方弁	V5063A 山武ハネイル製	No1 貯湯槽	1 個
	デジタル指示調節計	R30-2C00100 山武ハネイル製	No2 貯湯槽	1 個
	アクティブ電動二方弁	VY5112B0061 山武ハネイル製	No2 貯湯槽	1 個
	デジタル指示調節計	R30-2C00100 山武ハネイル製	No3 貯湯槽	1 個
	アクティブ電動二方弁	VY5112B0061 山武ハネイル製	No3 貯湯槽	1 個
	衛 生 設 備	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	B1F 南側 便所
洗面器ユニット 自動水栓		L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	B1F 南側 便所	7 台
小便器ユニット		US800CE (TOTO)	B1F 南側 便所	5 台
ハンドドライヤー		JT-SB116GN 三菱電機	B1F 南側 便所	2 台
掃除流しユニット		SK22A (TOTO)	B1F 南側女 子便所	1 台
大便器ユニット 温水洗浄便座		CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	B1F 北側 便所	6 台
洗面器ユニット 自動水栓		L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	B1F 北側 便所	7 台
小便器ユニット		US800CE (TOTO)	B1F 北側 便所	5 台
ハンドドライヤー		JT-SB116GN 三菱電機	B1F 北側 便所	2 台
掃除流しユニット		SK22A (TOTO)	B1F 北側女 子便所	1 台
大便器ユニット 温水洗浄便座		CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	1F 南側 便所	6 台
洗面器ユニット		L582CMS (TOTO)	1F 南側	7 台

衛生設備	自動水栓	TEN51A1RX	便所	
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	1F 南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	1F 南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	1F 南側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	1F 北側 便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	1F 北側 便所	5台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	1F 北側 便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	1F 北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	1F 北側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	2F 南側 便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	2F 南側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	2F 南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	2F 南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	2F 南側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	2F 北側 便所	4台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	2F 北側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	2F 北側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	2F 北側 便所	2台

衛生設備	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	2F 北側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	3F 南側便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	3F 南側便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	3F 南側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	3F 南側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	3F 南側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	3F 北側便所	4台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	3F 北側便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	3F 北側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	3F 北側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	3F 北側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	4F 南側便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	4F 南側便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	4F 南側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	4F 南側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	4F 南側女子便所	1台
大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	4F 北側便所	6台	
洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	4F 北側便所	5台	

衛生設備	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	4F 北側 便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	4F 北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	4F 北側女 子便所	1台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-J110 (INAX)	4F 南側 幹部便所	4台
	洋風大便器 温水洗浄便座	CW-J110 (INAX)	4F 北側 幹部便所	4台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	5F 南側 便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	5F 南側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	5F 南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	5F 南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	5F 南側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	5F 北側 便所	4台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	5F 北側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	5F 北側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	5F 北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	5F 北側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	6F 南側 便所	6台
洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	6F 南側 便所	7台	
小便器ユニット	US800CE (TOTO)	6F 南側 便所	5台	

衛生設備	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	6F 南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	6F 南側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	6F 北側 便所	4台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO)	6F 北側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	6F 北側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	6F 北側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	6F 北側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	7F 南側 便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO)	7F 南側 便所	7台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	7F 南側 便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	7F 南側 便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	7F 南側女 子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	7F 北側 便所	5台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS TEN51A1RX	(TOTO)	7F 北側 便所	5台
	小便器ユニット	US800CE	(TOTO)	7F 北側 便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN	三菱電機	7F 北側 便所	2台
掃除流しユニット	SK22A	(TOTO)	7F 北側女 子便所	1台	
大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P TCF581M(W)RV51R	(TOTO)	8F 南側 便所	6台	

衛生設備	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	8F 南側 便所	6 台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	8F 南側 便所	5 台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	8F 南側 便所	2 台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	8F 南側男 子便所	1 台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	8F 北側 便所	4 台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	8F 北側 便所	6 台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	8F 北側 便所	5 台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	8F 北側 便所	2 台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	8F 北側男 子便所	1 台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	9F 南側 便所	6 台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	9F 南側 便所	6 台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	9F 南側 便所	5 台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	9F 南側 便所	2 台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	9F 南側男 子便所	1 台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	9F 北側 便所	4 台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	9F 北側 便所	6 台
小便器ユニット	US800CE (TOTO)	9F 北側 便所	5 台	
ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	9F 北側 便所	2 台	

衛生設備	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	9F 北側男子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	10F 南側便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	10F 南側便所	6台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	10F 南側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	10F 南側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	10F 南側男子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	10F 北側便所	5台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	10F 北側便所	5台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	10F 北側便所	4台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	10F 北側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	10F 北側女子便所	1台
	大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	11F 南側便所	6台
	洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	11F 南側便所	6台
	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	11F 南側便所	5台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	11F 南側便所	2台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	11F 南側男子便所	1台
大便器ユニット 温水洗浄便座	CU467P (TOTO) TCF581M(W)RV51R	11F 北側便所	4台	
洗面器ユニット 自動水栓	L582CMS (TOTO) TEN51A1RX	11F 北側便所	6台	

衛生設備	小便器ユニット	US800CE (TOTO)	11F 北側 便所	5 台
	ハンドドライヤー	JT-SB116GN 三菱電機	11F 北側 便所	2 台
	掃除流しユニット	SK22A (TOTO)	11F 北側男 子便所	1 台
	多目的便所ユニット (1,4,7,10F 北側)	UTED51 (TOTO)		4 台
	受水槽	鋼板製水槽 (一体型) 有効容量:100m3 6.5m×6.5m×3.7mH	屋外	1 台
	高置水槽 (上水)	鋼板製パネル型 有効容量:30m3 3.0m×4.0m×2.5mH	屋上	3 台
	高置水槽 (中水)	鋼板製水槽 (一体型) 有効容量:17m3	屋上	2 台
	揚水ポンプ (上水) No.1	水量 1,300L/min 揚程 70m あずまポンプ製作所 TMS-MD	B2F 衛生ポ ンプ室	1 台
	揚水ポンプ (上水) No.2	水量 1,300L/min 揚程 70m あずまポンプ製作所 TMS-MD	B2F 衛生ポ ンプ室	1 台
	揚水ポンプ (中水) No.1	水量 1,200L/min 揚程 75m 日立製作所 GMN-OH	B2F 衛生ポ ンプ室	1 台
	揚水ポンプ (中水) No.2	水量 1,200L/min 揚程 75m 日立製作所 GMN-OH	B2F 衛生ポ ンプ室	1 台
	排水用ポンプ	水量 450L/min 揚程 13m あずまポンプ製作所 CSH-FM	B2F 衛生ポ ンプ室	1 台
	排水用ポンプ	水量 600L/min 揚程 16m 日立製作所 UB 80-53.7BX	B2F 旧焼却 炉室	1 台
	排水用ポンプ	水量 500L/min 揚程 13m あずまポンプ製作所 NVM-W	B2F 旧焼却 炉室	1 台
	汚水用ポンプ (保育所系統)	水量 500L/min 揚程 13m	B2F 倉庫 E	2 台
汚水用ポンプ	水量 400L/min 揚程 12m	B2F 浴室	2 台	
厨房用排水ポンプ	水量 500L/min 揚程 17m 正和水中ポンプ SVH 84-75	B1F 駐車場	2 台	

衛生設備	井戸用ポンプ	水量 4,000L/min 揚程 74m 極東機械製作所 403MSU51.5-22	屋外	1台
	免震槽内湧水ポンプ	水量 100L/min 揚程 10m テラキョウトウ 50PV-5.75K	免震槽内	12台
	灌水用自動給水装置	自動給水ポンプ, タンク 500L 日立ホームアンドライフソリューション	屋上庭園	1台
	ガス焚き温水ボイラー	熱出力:232kW 伝熱面積:3.7 m ² 昭和鉄工 SKT-E2000	B2F 浴室	1台
	循環ポンプ	水量 20L/min 揚程 10m 荏原製作所 20LPD5.15	B2F 浴室	1台

3 - 2 . 受電設備等運転監視・点検保守

区分	機器名		性能等
受電設備	(受変電設備室)		
	特別高圧	特高閉鎖配電盤	22kV ループ受電方式
		特高断路器	DS 24kV 630A
		特高計器用変成器	
		保護継電器	
		特高遮断機	VCB 24kV 630A
		特高変圧器	モールド風冷式 3 3W 22/3.3kV 4000kVA
		避雷器	28kV
		特高監視盤	
		特高保護継電器盤	
	高圧	高圧閉鎖配電盤	
		高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 1200A 25kA
		高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA
		高圧負荷開閉器	LBS 3.6kV 200A
		計器用変成器	
		保護継電器	
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 500kVA
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 300kVA
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 200kVA

受電設備		高圧変圧器	モールド型 3 4W 3.3kV/182-105V 500kVA	
		高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 200kVA	
		高圧変圧器	モールド型 3 6W 3.3kV/210-105V 50kVA	
		避雷器	4.2kV	
		高圧真空負荷開閉器	VCS 3.6kV 200A	
		高圧コンデンサ	窒素ガス封入式 3510V 319kvar 放電抵抗付	
		直列リアクトル	19.1kvar	
		低圧配電盤		
		直流電源装置	非常照明用 100V MSEX900Ah 54 個	
		直流電源装置	操作制御用 100V MSEX300Ah 52 個	
		直流電源装置	弱電用 24V MSEX50Ah-12V 2 個	
		中央監視盤	グラハネ TFT液晶 プリンター	
		(PH北電気室)		
		高圧	高圧閉鎖配電盤	
			高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA
			高圧負荷開閉器	LBS 3.6kV 200A
			計器用変成器	
			保護継電器	
			高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 500kVA
			高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 200kVA
			高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 75kVA
			高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 75kVA
			高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 50kVA
			低圧配電盤	
			直流電源装置	非常照明・操作用 100V MSEX500Ah 54 個
		(PH南電気室)		
		高圧	高圧閉鎖配電盤	
			高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA
			高圧負荷開閉器	LBS 3.6kV 200A
			計器用変成器	
			保護継電器	
			高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 500kVA
			高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 150kVA
			高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 75kVA
			高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 50kVA

		低圧配電盤	
		直流電源装置	非常照明・操作用 100V MSEX500Ah 54 個
発電機	(非常用予備発電機)		
	発電機	非常用予備発電装置	3 3W3.3kV 1000kVA ガスタービン 1200PS(灯油)
		排気消音器	
		自動始動盤	
		発電機盤	
		自動同期盤	
		高圧真空遮断器	VCB 7.2/3.6kV 600A 12.5kA
		計器用変成器	
		保護継電器	
		始動用直流電源装置	
		制御用直流電源装置	
		燃料小出槽	950L
		燃料移送ポンプ	
		太陽光発電設備	(太陽光発電設備)
太陽光発電設備	太陽電池モジュール		46.092kW(167W×276 枚) 中継端子箱
	パワーコンディショナー盤		交流出力 3 3W202V 50kW(みなし低圧連系)
	表示板		58 インチ プラスディスプレイ×2面 計測・表示・登録用 PC
機側設備・負荷設備等	(機側負荷)		
	高圧	高圧閉鎖配電盤(冷温水)	
		高圧電磁接触器	3.6kV 200A
		計器用変成器	
		保護継電器	
	高圧	高圧閉鎖配電盤(スプリンクラー)	
		高圧電磁接触器	3.6kV 200A
		計器用変成器	
		保護継電器	
	低圧	動力盤等	空調、ポンプ設備用等
		分電盤等	非常用、一般用及び OA 用
		照明及びコンセント設備	照明 20210 灯 コンセント 3130 回路
		外灯設備	
		航空障害灯	
	その他	構内監視カメラ装置	屋外カメラ装置7台 モニタ4台
		車路警報装置	警報機2台 センサー2個 制御盤1面

	避雷設備及び接地極	避雷針1箇所 避雷導線8箇所 接地極6箇所
	自動ドア	11箇所

3 - 3 . 昇降機の点検保守

号機	方式	用途	積載量 (kg)	速度 (m/分)	停止階床数	停止階	停止階設定	制御方式	戸	運転方式	地震時 管制 運転 (感知器)	火災 時 管制 運転	自家 発時 管制 運転	停電 時 救出 運転	身体 障害 者用	オート リブ 入	リス ター 機能	製造 業者 1	設置年月日
1	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自動	精密級 (P波) 緊急地震 速報利用						オーチス	平成10年11月3日	
2	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			オーチス	平成11年9月28日						
3	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			オーチス	平成13年10月1日						
4	ロープ式	乗用	1,000	105	13	B2~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			併用	オーチス	平成13年10月30日					
5	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自動	同上						三菱電機	平成5年11月8日	
6	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			三菱電機	平成5年11月8日						
7	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き	群管理 全自動	同上						三菱電機	平成17年3月10日	
8	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			三菱電機	平成17年3月10日						
9	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			三菱電機	平成13年10月22日						
10	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			三菱電機	平成13年12月17日						
11	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1~5	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			三菱電機	平成14年2月28日						
12	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1・4	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 片開き			三菱電機	平成14年2月28日						
13	ロープ式	人荷共用 ・非常用	1,150	90	13	B2~11	B2~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 中央開き	乗合 全自動	同上						三菱電機	平成14年12月17日	
14	ロープ式	人荷共用 ・非常用	1,150	90	14	B2~11・P	B2~11・P	可変電圧可変周波数制御	2枚戸 中央開き	乗合 全自動	同上						三菱電機	平成14年3月4日	
1	製造業者	オーチス・・・日本オーチス・エレベータ株式会社																	
		三菱電機・・・三菱電機株式会社																	

3 - 4 . 構内自動電話交換装置等保守

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量	単位	
電話設備	交換設備	自動電話交換装置	CX8000M3 型(5000回線容量)	電話交換機室	1	組
		リモートスイッチ	2号館交換機	2号館14階通信機器室	1	組
	ボタン電話装置	ET-GI/M	各階執務室内	58	台	
	"	ET-GI/S	"	1	台	
	"	ET-48VI	"	3	台	
	"	MV-10	"	11	台	
	"	MV-20	"	10	台	
	"	ET-IE/L	"	1	台	
	"	ET-IA	"	2	台	
	"	ET-108IA	"	3	台	
	"	ET-108IA	"	3	台	
	"	ET-108IZ	"	2	台	
	"	MX300	"	3	台	
	"	MX900IP	"	3	台	
	"	CX9000S	"	1	台	
	"	ASPIRE	"	1	台	
	多機能電話機		"	156	台	
	一般電話機		"	621	1 台	
	構内PHS装置	基地局アンテナ	"	24	台	
	各階配電盤		各階南北配線室	24	台	

		2号館配電盤		2号館14階通信機器室	1 台	
		通信ケーブル類	電話線、光ケーブル、LANケーブル	建物内	1 式	
		据置型局線中継台	海上保安庁含む	2階、11階	14 台	
		直流電源装置	蓄電池含む	電話交換機室	1 組	
電 気 時 計	時計	親時計	モニタ盤を含む		1 架	
		子時計(共用部)			22 台	
		子時計(執務室)			436 台	
表 示 警 報 設 備	表示装置 登退庁・ 来客	表示器		4階、受付、秘書室等	7 台	
		ボタン装置		玄関、4階秘書官室等	14 個	
	表示装置 呼出警 報	表示器		4階、受付、秘書室等	3 台	
		ボタン装置		秘書エリア	11 台	
放 送 設 備	会議室	携帯用アン プ		2階、電話交換機室	6 台	
		固定設備		10階、11階会議室	2 組	
		可搬変調 器		10階用	1 組	
	国会放 送等	チューナー	共同受信用		10階北配線室	1 組
		モニタ			"	1 台
		CATVチュ ーナー	TV毎		各階執務室内	320 台
	インター ホン	インターホ ン	車庫連絡用 2セット			18 台
監 視	屋内監 視	カメラ(子 機)		各階廊下等共用部	19 1 台	

設備		デジタルレコーダ		B 1	14 台
		電源ユニット		B 1	32 台
		監視装置		B 1、守衛室 庁舎管理室	2 組
	屋外監視	カメラ		各箇所	7 台
		制御装置		B 1守衛室	1 組
		モニタ		B 1、守衛室 庁舎管理室	4 台
テレビ共聴設備	3号館 TV共聴設備	アンテナ	U/V 4 衛星 2	屋上	6 基
		増幅器		各階倉庫、会議室等	54 台
		変調器		〃	4 台
		受信機	SkyPerfecTV 等	10階北配線室	1 組
	画像収録 配信装置	光送信機		2階放送室、2号館14階通信機械室	1 組
		光受信機		2階放送室、2号館14階通信機械室	1 組
		音声変換器			3 台
	変調器	可搬型2台含む		6 台	
	復調機			2 台	

3 - 5 . 消防用設備点検保守

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量	単位
消防用設備	自動火災報知設備	受信機製造者 (株)ニッタン(510 回線)		1	式
	GR型1級受信機・副受信機	型番 自立式 GR 型 RXN-J-7C	防災センタ	各 1	台
	同 主中継器	型番 壁掛け型 EPS-AC	代表階	7	台

同 中継器	MRS	各階EPS	36 台
熱感知器	アナログスポット型、自動 試験機能付	B2ほか各室	426 個
煙感知器	アナログスポット型、自動 試験機能付	各階、各室	13 78 個
ガス漏れ警報検知器	DC24V 天井取付型	各階給湯室ほか	48 個
発信機	P型1級 埋込型	各階廊下ほか	92 個
音響装置	DC24V 150mm	〃	92 個
消火栓起動装置	壁掛型	B2Fポンプ室	1 個
常用電源及び予備電源	AC100V ニカド蓄電池 DC24V 10Ah	防災センター	各 1 組
排煙設備			1 式
排煙機	(起動盤3面) 無給油 Vベルト 3本掛 4本掛	PH2階機械室他	9 台
排煙口	手動開放装置 196台 ワイヤー式	各階廊下ほか	17 1 個
排煙設備給気口	ガラリタイプ	各階廊下ほか	23 個
排煙設備給気口(FD付)	温度ヒューズ式	各階廊下ほか	64 個
排煙ダクト系FD	温度ヒューズ式	各階廊下ほか	67 個
消防用設備			1 式
(消防用水)	放水試験有り		1 式
加圧送水装置	HC-U5206 無給油	B2Fポンプ室	1 組
操作盤	ユニット型	B2Fポンプ室	1 組
採水口	埋込型 単口 75A×2	1F西側駐車場脇	1 所
(屋内消火栓設備・連結送水管設備) 放水試験有り			1 式
加圧送水装置	TMS-M グリス オイル 潤滑	B2Fポンプ室	1 組
操作盤	自立型 専用	B2Fポンプ室	1 面
消火栓	埋込型×66台 露出型 ×1台 ホース内蔵	各階廊下ほか	67 組
起動用スイッチ	押ボタン式	各階廊下ほか	67 個
表示灯	AC24V 赤色LED球	各階廊下ほか	67 灯
音響装置	DC24V 150mm	各階廊下ほか	67 組

呼水装置	100L ボールタップ式	B2Fポンプ室	1 組
放水用器具格納箱	埋込型 ホース内蔵	9F～11F, RF	12 組
送水口	65A 双口式 ネジ式	B1F, 1F	2 組
放水口	65A ネジ式	B2F～11F, RF	38 組
(スプリンクラー設備)	連動試験有り		1 式
加圧送水装置	TMS-D	B2Fポンプ室	1 組
起動装置	100・ 自動式	B2Fポンプ室	1 組
ヘッド	閉鎖型温度ヒューズ付	各階廊下・各室	183 9 個
操作盤	自立型	B2Fポンプ室	1 面
流水検知装置	バルブ付	11F～9F南北機械 室他	8 組
表示板	赤色表示板	1F西側脇	1 面
呼水装置	100L ボールタップ式	B2Fポンプ室	1 組
送水口	65A 双口式 埋込型	B1F, 1F	2 所 箇
補助散水栓	露出型 ホース 内蔵	RF北側変電・電気 室	2 組
圧力スイッチ	PTL-5-3T	11F～9F南北機械 室他	9 個
(連絡・避難・防火)			1 式
誘導灯	高輝度タイプ 蛍光管タイプ	各階廊下他	238 灯
誘導標識	蓄光式	各階廊下他	217 枚
防火戸(煙感連動)	シングルタイプ	各階廊下他	191 灯
防火シャッター(煙感連動)	手動起動兼用タイプ	各階廊下他	25 台
防火ダンパー	DC24V	各階PS内	64 台
梯子	自在金具 金属製	2階室内	4 組
非常電話	縦型	各階廊下	33 組
消火設備			1 式
(消火器)			1 式
強化液消火器	蓄圧式 3.0・	各階廊下他	118 本
粉末消火器4型	加圧式 1.2・	各階廊下他	20 本
粉末消火器6型	加圧式 2.0・	各階廊下他	22 本
粉末消火器10型	加圧式 3.0・	各階廊下他	197 本

粉末消火器 20 型	加圧式 6.0 ・	各階廊下他	2 本
粉末消火器 50 型	加圧式 車載式 20 ・	ボイラー室他	10 本
ハロン消火器	蓄圧式 2.0 kg	B2F他	13 本
(二酸化炭素消火設備)	放出試験及び放出試験 (後期のみ)有り		1 式
二酸化炭素容器	A系統:30 B系統:28 高圧式 F型弁付 55 ・	B2F.9Fポンベ室	58 基
容器弁開放器(ガス圧式)	A系統:30 B系統:28 手動型	B2F.9Fポンベ室	58 個
起動用小容器	A系統:7 B系統:10 1.0 ・	B2F.9Fポンベ室	17 個
起動用操作箱	A系統:7 B系統:10 露出型	B2F.9F.RF	17 個
音響装置	A系統:7 B系統:10 音声スピーカー モーターサイレン	B2F.9F.RF	17 組
連動・継電気盤	A系統:2 B系統:3 壁掛型	B2F.9F.RF	5 面
電源装置	A系統:1 B系統:1 壁掛型	B2F.9F	2 組
圧力スイッチ	A系統:7 B系統:10 ガス圧式	B2F.9F.RF	17 個
不還弁	A系統:7 B系統:0	B2F	7 個
ダンパー	A系統:59 B系統:30 ガス圧式	B2F.9F.RF	89 個
放出表示灯	A系統:24 B系統:26 露出型	B2F.9F.RF	50 個
選択弁	A系統:7 B系統:10 電気式	B2F.9F.RF	17 個
ヘッド	A系統:40 B系統:31 ホーン式	B2F.9F.RF	71 個
防火戸・シャッター	A系統:1 B系統:0	B2F	1 台
(ハロゲン化物消火設備)	放出試験及び放出試験 (後期のみ)有り		1 式

ハロンガス容器	F系統 (35kg)	9F MCC室	1 基
容器弁開放器(電磁式)	F系統 ハロンパック(ユニット型)	9F MCC室	1 個
起動用操作箱	F系統 ハロンパック(ユニット型)	9F MCC室	1 個
音響装置	F系統 (内蔵) 音声スピーカー	9F MCC室	1 組
制御盤	F系統 (内蔵) ハロンパック(ユニット型)	9F MCC室	1 面
ダンパー	F系統 ガス圧式	9F MCC室	3 個
放出表示灯	F系統 露出型	9F MCC室前	2 個
ヘッド	F系統 ホーン式	9F MCC室	2 個
(窒素ガス消火設備)	放出試験及び放出試験(後期のみ)有り		1 式
窒素ガス容器	A系統 83L	B1F ボンベ室	69 本
窒素ガス容器 (加圧用)	A系統	B1F ボンベ室	1 本
容器弁開放器(電磁式)	A系統	B1F ボンベ室	6 個
容器弁開放器(ガス圧式)	A系統 PC30B型	B1F ボンベ室	70 個
起動用小容器	A系統 1.0kg	B1F ボンベ室	6 個
起動用操作箱	A系統 露出型	B1F 駐車場	6 個
制御弁ユニット	A系統	B1F ボンベ室	5 組
音響装置	A系統 スピーカ9個 音声	B1F 駐車場	1 組
連動盤	A系統 壁掛型	B1F ボンベ室	1 面
電源装置	A系統 AC100V	B1F ボンベ室	1 組
圧力スイッチ	A系統 ガス圧式	B1F ボンベ室	6

			個
不還弁	A系統	B1F ポンベ室	6 個
ダンパー	A系統 ガス圧式	B1F 駐車場	10 個
避圧口	A系統	B1F 駐車場	6 個
放出表示灯	A系統 露出型	B1F 駐車場	35 個
自動火災感知器(煙)	A系統 アナログ式スポット型 自動試験機能付	B1F 駐車場	180 個
選択弁	A系統 電気室	B1F ポンベ室	6 個
ヘッド	A系統 ホーン式	B1F 駐車場	35 個
防火シャッター	A系統 電気式・手動式	B1F 駐車場	8 台
非常放送設備			1 式
(庁舎非常放送設備)			1 式
放送操作架	日本ビクター(株) EM - E56	B1F 防災センター	1 架
放送架	日本ビクター(株) EM - D11	B1F 防災センター	3 架
遠隔操作台	日本ビクター(株) EM - C56VD	B1F 防災センター	1 架
スピーカ	壁掛時計付 天井埋込型	各階室内他	760 個
リモコンマイク装置	日本ビクター(株) PA - C52・PA - C53	2F, 10F	2 架
(共用大会議室放送設備)			1 式
ミキサー卓	TOA D - 901	10F 共用大会議室	1 台
放送設備架	TOA M - 243	10F 共用大会議室	1 架
スピーカー	TOA HX - 5W	10F 共用大会議室	10 個
ワイヤレスマイク装置	TOA WH - 1220	10F 共用大会議室	1 式
サブミキサー架	TOA M - 243	10F 共用大会議室	1 架

(記者会見室放送設備)			1 式
放送設備架	日本ビクター(株) PS - P32 - B	5F 記者会見室	1 架
スピーカー	ヤマハ MSP3	5F 記者会見室	12 個
ワイヤレスマイク装置	日本ビクター(株) WM - P760	5F 記者会見室	1 式
(記者クラブ室放送設備)			1 式
呼出マイク装置	日本ビクター(株) PTA - 30	5F 記者会見室	1 式
スピーカー	天井型	5F 記者会見室	6 個
厨房消火設備(フード等用簡易自動消火装置)			1 式
(和洋食堂厨房)		B 1 和洋厨房	1 式
装置数	2 台用 × 1, 3 台用 × 2, 4 台用 × 1	"	4 組
消火剤容器	(強化液 3.5 L)	"	12 本
ダクトセンサー	感知部	"	6 個
手動起動装置	リモートスイッチ 押ボタン式	"	3 個
消火剤噴射ノズル	方向調整タイプ	"	32 本
(中華食堂厨房)		B 1 中華厨房	1 式
装置数	2 台用 × 4, 3 台用 × 2	"	6 組
消火剤容器	(強化液 3.5 L)	"	14 本
ダクトセンサー	感知部	"	6 個
手動起動装置	リモートスイッチ 押ボタン式	"	4 個
消火剤噴射ノズル	方向調整タイプ	"	39 本

自動火災報知設備

中央合同庁舎第三号館の各感知器は自動試験機能付とする。

受信機 GR 型には CRT 監視装置(18 インチ TFT モニター・UPS 付)1 台付属する。

二酸化炭素消火設備

系統 : B2 階 特別高圧受変電室, ボイラー室他

全 7 区画

B 系統 : 9 階 運用司令室, DGPS センター、P1 階南・北変電

室 他全10区画

ハロゲン化物消火設備

F系統：9階 MCC電算機室(ハロソパック)

窒素ガス消火設備

A系統：B1階 No.1～6 駐車場、計全6区画

3-6. 生ごみ処理機点検保守

設備機器名	型番	メーカー名	台数
生ごみ処理機	GNS-101WD	三洋電機(株)	5台

3-8. 喫煙室用灰皿(電気集塵機内蔵)のメンテナンス

設置場所	台数	品名	規格	大きさ	メインフィルタ	プレフィルタ	脱臭フィルタ
1階から9階 及び11階喫 煙室	20台	トルネードカ ンター (TORNEX)	CD-TH S ハイタイ プ	W1,200 D 600 H1,000	2段荷 電式電 気集塵 機	SUS14 メッシュ	HCフィルタ (活性炭 +無機脱 臭剤)
B1階守衛室	1台	トルネードカ ンター (TORNEX)	CE-MJ P-L1X	W1,000 D 900 H 700	2段荷 電式電 気集塵 機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭 +無機脱 臭剤)
B1階自動車 運転手控え 室	2台	トルネードカ ンター (TORNEX)	CE-MJ P-L1X	W1,000 D 900 H 700	2段荷 電式電 気集塵 機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭 +無機脱 臭剤)
B2階機械室	1台	トルネードカ ンター (TORNEX)	CE-MJ P-L5X	W 900 D 600 H 700	2段荷 電式電 気集塵 機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭 +無機脱 臭剤)
1階喫煙所	2台	トルネードカ ンター (TORNEX)	CE-MJ P-H3X	W 880 D 400 H1,000	2段荷 電式電 気集塵 機	SUS24 メッシュ + ウルタンフ ォム	HCフィルタ (活性炭 +無機脱 臭剤)
1階喫煙所	1台	トルネードカ ンター	CE-LJ P-H6T	W1,800 D1,000	2段荷 電式電	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭

		(TORNEX)		H1,150	気集塵機	+ ウルタフ ォム	+ 無機脱 臭剤)
--	--	----------	--	--------	------	-----------------	--------------

各業務法定資格一覧

3 - 1 . 空調設備等運転監視・点検保守

受注者は、本業務を実施するに当たり、下記の法定資格者を選任する。
なお、資格者は重複しても構わないものとする。

ボイラー技士

一級又は二級ボイラー技士の資格を有する者を、2名以上配置する。このうち1名は一級ボイラー技師の資格を有する者とし、3号館のボイラー取扱作業主任者として選任する。

ボイラーの操作は、二級以上の資格を有するボイラー技士が行うこととする。

危険物取扱者

危険物取扱甲種または乙種第4類の資格を有する者を、1名以上配置する。3号館の危険物保安監督者として選任する。

エネルギー管理士

エネルギー管理士を、1名以上配置する。

なお、エネルギー管理業務のエネルギー管理士と兼務することができる。

建築物環境衛生管理技術者

建築物環境衛生管理技術者を、1名以上配置する。3号館の建築物環境衛生管理技術者として選任する。

3 - 2 . 受電設備等運転監視・点検保守業務

受注者は、本業務を実施するに当たり、下記の法定資格者を1名以上選任すること。なお、資格者は重複しても構わないものとする。

電気事業法第54条に規定する電気主任技術者の資格を有する者。

第1種電気工事士の資格を有する者。

第2種電気工事士の資格を有する者。

第4類の甲種又は乙種消防設備士の資格を有する者あるいは第2種消防設備点検資格者の資格を有する者。（重複可）

3 - 3 . 昇降機の点検保守

受注者は、本業務を実施するに当たり、下記の資格を有する者を1名以上選任すること。

一級建築士、二級建築士、もしくは昇降機検査資格者の資格を有する者。

3 - 4 . 構内自動電話交換装置等保守業務

受注者は、本業務に従事するにあたり、下記の法定資格者を1名以上選任すること。

電気通信事業法第45条に規定する電気通信主任技術者資格又は第54条に規定する工事担任者の資格を有する者

3 - 5 . 消防用設備点検保守

受注者は、本業務に従事するにあたり、下記のいずれかの当該資格者を点検項目に応じて法令に従い配置すること。

消防設備士免許取得者

消防設備点検資格者

消防法第17条第7項に規定する甲種消防設備士のうち、自動火災報知設備に係る資を有する者

電気工事士法第3条に規定する電気工事士の資格を有する者

第1種火災報知システム専門技術者

ただし、防火戸及び防火シャッターについては1級建築士・2級建築士または特殊建築物調査資格者の当該資格者をあてるものとする。

5 . 警備業務

守衛室に配置する警備員は防災センター要員講習終了証の資格を有すること。

10 . エネルギー管理業務

エネルギー管理士を、1名以上選任する。

入札グループで参加する場合には、当該業務を実施する者が満たしていること。

業務責任者等の条件

業務関係者は、各々の業務の全般について責任を持つ業務責任者及び業務責任者を補佐する副業務責任者並びに業務担当者とする。また、業務関係者の休暇等に対し業務を代行する業務担当補助者を置くことができるものとし、業務関係者に業務担当補助者を含めたものを業務関係者等とする。

本業務を実施する場合、各業務に業務責任者を設置すること。なお、業務責任者は各業務を主に担当する社の社員とすること。

業務責任者を設置する業務は「空調設備等運転監視・点検保守」「受電設備等運転監視・点検保守」「昇降機の点検保守」「構内自動電話交換装置等保守」「消防用設備点検保守」「警備業務」「清掃業務」「植栽管理業務」「庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務」「執務環境測定」「エネルギー管理業務」とする。

代表企業は業務の実施に先立ち業務関係者を選任するとともに業務関係者の氏名、生年月日、現住所、連絡先電話番号、職務経歴等及び資格証（写）受注者との雇用関係を証明する書類を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。

また、業務関係者の変更があった場合も同様とし、承諾を得ることとする。

なお、スポット的な修理点検履行者の選任については監督職員との個別協議とする。

3 - 1 . 空調設備等運転監視・点検保守

(1) 業務関係者

業務関係者

落札事業者は、運転・監視及び日常点検・保守に必要な人員を確保するとともに、故障時等に迅速に対応出来るよう必要な人員を配置するものとし、庁舎内に常駐して業務を実施すること。

また、業務を実施するにあたり、業務責任者 1 名及び副業務責任者 1 名を選任するものとする。

業務責任者

業務責任者は、当該業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が 10 年以上の経験を有する者とする。なお、受電設備等運転監視・点検保守業務の業務責任者と兼務することができる。

副業務責任者

副業務責任者は、当該業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が5年以上の経験を有する者とする。また、副業務責任者は、業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行うものとする。

業務担当者

業務担当者は、当該業務について業務責任者の指示に従って作業を行う能力を有し、実務経験を3年以上の者とする。

3 - 2 . 受電設備等運転監視・点検保守業務

(1) 業務関係者

業務関係者

業務関係者は、業務責任者1名、副業務責任者1名を含めた3人以上の体制（通常業務時間）とする。

業務責任者

業務責任者は、当該業務について一切の事項を処理するとともに各業務を行う上での高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が10年以上かつ過去5年以内に1年以上の期間において業務関係者が4名以上の業務責任者を行った経験を有する者とし、過去1年以上の間、履行者の社員として勤務し、履行者が勤務状況を把握している者とする。

また、業務責任者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

ア)建設業法第27条に規定する電気工事施工管理の資格を有する者

イ)電気事業法第54条に規定する電気主任技術者の資格を有する者

なお、空調設備等運転監視・点検保守業務の業務責任者と兼務することができる。

副業務責任者

副業務責任者は、当該業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験が10年以上かつ過去5年以内に1年以上の期間において業務関係者が4名以上の業務責任者または副業務責任者を行った経験を有する者とする。また、副業務責任者は業務責任者の補助及び業務責任者不在時の業務責任者の代行を行うものとする。

業務担当者

業務担当者は、当該業務について業務責任者の指示に従って作業を行能力を有し、実務経験を3年以上の者とする。

業務担当補助者

代行を行うに当たっては、事前に7日以上業務担当者の補助を行い、業務内容を理解していることとする。

この業務に従事する業務担当者は、当該施設の業務の履行について必要な技術と経験を有する者とする。

3 - 3 . 昇降機の点検保守

(1) 業務責任者

業務責任者は別紙2 - 1に示す資格を有する者のとし、12ヶ月以上の昇降機点検保守業務に従事した経験を有する者とする。

3 - 4 . 構内自動電話交換装置等保守業務

(1) 業務責任者

業務責任者は、次の号に該当する者とする。

ア)電気通信事業法第45条に規定する電気通信主任技術者資格又は第54条に規定する工事担任者の資格を有する者

イ)製作者が発行するCX8000M3型電子交換機に係る研修課程終了証明書を提出できる者(副業務責任者でも可)

業務責任者は、保守業務に関する一切の事項を処理するとともに保守業務を行う上で技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者でなければならない。

3 - 5 . 消防用設備点検保守

(1) 業務責任者

業務責任者は仕様書に基づく技術的内容及び本業務に関する打合せ等を総合的に行う者とする。

なお、業務責任者は必ず履行者の正社員とし、みずからの消防設備業届出書によって東京都千代田区を対象地区に点検項目に応じて工事及び整備を行うことのできる者とする。(実務経験10年以上の有資格者とする。)

また、業務責任者は下記の業務を行うが、対象のそれぞれの当該設備項目について有資格者(消防設備士(甲種1類、甲種3類、甲種4類、乙種6類)第1種または、第2種消防設備点検資格者、第1種または、第2種電気工事士)をその作業日ごとに配置して実施すること。

ア)本業務に関わる総合的監理を行う。

イ)本業務の履行において必要な技術的・専門的検討を行う。

ウ)本業務に関する監督職員との連絡・打合せを行う。

業務責任者は修繕に関する一切の事項を処理するとともに、点検等を行う上での技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者でなくてはならない。

4 . 庁舎管理窓口業務

- (1) 業務責任者の選任は不要であるが、担当者は 2 名とし以下の要件を満たすこと。

パソコンの基礎的な操作ができること。

Microsoft Office Excel2007 で簡易な表の作成や表計算ができること。

一太郎 2009、Microsoft Office Word2007 の基礎的な操作ができること。

5 . 警備業務

- (1) 警備業務の円滑な運営を図るため、 3 号館指定区域に勤務する警備員のうち、業務責任者 1 名及び副業務責任者 2 名を定め、常に指揮監督する者が不在とならないように配置すること。

- (2) 業務責任者及び副業務責任者は、それにふさわしい教養及び識見のある者とし、資格は下記のとおりとする。

業務責任者の資格及び責務

ア) 監督者として 6 年以上の経験を有する者とする。

イ) 各都道府県公安委員会発行の警備員指導教育責任者資格者証を有する者とする。

ウ) 警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 2 項に基づく施設警備 2 級以上の検定合格証を有する者とする。

エ) 自衛消防技術認定証の資格を有する者とする。

オ) 防火管理者講習修了者

カ) 防災センター要員講習修了者

副業務責任者の資格及び責務

ア) 監督者として 3 年以上の経験を有すること。

イ) 警備員等の検定等に関する規則第 1 条第 2 項に基づく施設警備 2 級以上の検定合格証を有する者とする。

ウ) 自衛消防技術認定証の資格を有する者とする。

エ) 防火管理者講習修了者

オ) 防災センター要員講習修了者

- (3) 警備員は当該警備業務及び警備業法に支障なく従事できる者とする。

6 - 1 . 清掃業務

(1) 業務責任者及び副業務責任者

清掃業務の円滑な運営を図るため、清掃員のうち、業務責任者 1 名及び副業務責任者 1 名を定め、常に指揮監督する者が不在とならないように配置すること。業務責任者は、作業の内容判断ができる技術力及び作業の指導等総合的な技術を有する実務経験豊富な者で次の要件を具備した者であること。

業務責任者

ビルクリーニング技能士又は建築物清掃管理評価者 2 級以上の有資格者で実務経験 6 年以上うち監督経験 2 年以上の者。

副業務責任者

ビルクリーニング技能士又は建築物清掃管理評価者 2 級以上の有資格者で実務経験 3 年以上うち監督経験 1 年以上の者。

(2) 業務担当者 (清掃員)

ビルクリーニング技能士、建築物清掃管理評価者 2 級以上、各都道府県ビルメンテナンス協会主催の清掃作業従事者講習受講、受注者が独自に実施している実務研修受講、の何れかに該当する者。

1 0 . エネルギー管理業務

(1) 業務責任者

エネルギー管理士を 1 名選任する。

また、エネルギー管理士は、東京都の環境確保条例及び東京都地球温暖化対策指針に基づく地球温暖化対策管理者講習会を受講済みの者で、第一種エネルギー管理指定工場での参画実績を持つとともに東京都地球温暖化対策におけるテクニカルアドバイザーとしての経験を有すること。

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」における技術管理者としての業務を履行すること。

法令点検作業一覧

以下の業務項目は関係法令に従い実施すること。

業 務	業務内容	法令名	法令点検		備考
			有無	周期	
3 - 1 -	ボイラー性能検査	労働安全衛生法		1 Y	
3 - 1 -	ばい煙濃度測定	大気汚染防止法		6 M	
3 - 1 -	冷却塔の水質検査	建築物衛生法(ビル管法)		1 Y	
3 - 1 -	地下オイルタンクの点検	消防法		1 Y	
3 - 1 -	建築物の敷地及び構造並びに建築設備の定期点検	建築基準法第12条第2項、第4項		3 Y	
3 - 2	受変電設備、発電設備等定期点検	(1) 電気事業法及びこれに基づく諸規則 (2) 電気通信事業法及びこれに基づく諸規則 (3) 消防法及びこれに基づく諸規則		1 Y	
3 - 3	昇降機の性能検査	建築基準法、クレーン等安全規則		1 Y	
3 - 3	昇降機の定期点検	建築基準法、クレーン等安全規則		1 M	

3 - 5	消防用設備定期点検	(1) 消防法、これに基づく諸規則及び消防法第17条の3の3(昭和50年10月16日付消防庁告示第14条) (2) 電気事業法及びこれに基づく諸規則		6 M	
9	空気環境測定	建築物衛生法(ビル管法)		2 M	
9	水質検査	建築物衛生法(ビル管法)		6 M	
9	残留塩素等の測定	建築物衛生法(ビル管法)		1 D	
10	エネルギー管理	エネルギー使用の合理化に関する法律(省エネ法) 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(環境確保条例)			

発注者が用意するもの

3 - 1 .空調設備等運転監視・点検保守

中央監視室（業務室）
事務机、椅子

3 - 2 .受電設備等運転監視・点検保守

中央監視室（業務室）、宿直(仮眠)室
事務机、椅子、プリンター
測定器
蛍光管、OAタップ、工事材料

3 - 4 .構内自動電話交換装置等保守業務

電話交換機室（業務室）
事務机、椅子、プリンター
測定器、工具類
電話機、配線材料

3 - 6 .生ごみ処理機点検保守

交換用ホールチップ

4 .庁舎管理窓口業務

業務室
事務机、椅子、PC、プリンター
業務に必要な電子機器
電話機

5 .警備業務

警備員控室、仮眠室
事務机、椅子
一時通行証管理用PC

6 - 1 .清掃業務

清掃員控室、清掃資機材及び衛生消耗品保管場所
事務机、椅子
衛生消耗品（トイレットペーパー、水せっけん、ペーパータオル）

統轄管理責任者

業務室

事務机、椅子

落札事業者が用意するもの

- 3 - 1 .空調設備等運転監視・点検保守
保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品
業務に必要な事務用品一式
- 3 - 2 .受電設備等運転監視・点検保守
保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品
- 3 - 3 .昇降機の点検保守
保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品
- 3 - 4 .構内自動電話交換装置等保守業務
T V 共聴設備測定器
- 3 - 5 .消防用設備点検保守
工具、測定器、試験器、材料
- 3 - 6 .生ごみ処理機点検保守
製造業者（三洋電機株式会社）指定の部品、消耗部品等
- 3 - 8 .喫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）のメンテナンス
作業に必要なプレフィルタ・交換用集塵ユニット・脱臭フィルタ・清掃用の洗剤・ウエス等の消耗品
機械異常等の緊急対応派遣・故障等による一切の交換部品及び材料
- 4 .庁舎管理窓口業務
事務用品
- 5 .警備業務
制服、制帽、ネームプレート
電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯照明器具
その他警備業務上必要なもの
- 6 - 1 .清掃業務
ごみ袋
 - 1 参考 ゴミ袋 東京都 2 3 区指定 4 5 ㍓ 月 / 約 1 , 5 0 0 袋程度
 - 東京都 2 3 区指定 9 0 ㍓ 月 / 約 1 , 2 0 0 袋程度

清掃資機材

洗剤・ワックス・剥離剤、その他清掃業務上必要なもの

6 - 2 .男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守

乾電池、太陽光パネル等の電源

薬剤及び芳香剤

薬剤の品質不良等による小便器本体または排水管等修理費用

水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置

業務日（業務時間）

常駐業務の業務時間

- (1) 平日（開庁日）：月曜日～金曜日
（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（ 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日）を除く）
- (2) 休日（閉庁日）：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（ 1 2 月 2 9 日～ 1 月 3 日）

3 - 1 .空調設備等運転監視・点検保守

- (1) 平日の実施時間
9 時 15 分から 18 時 15 分まで。（休憩時間 1 時間を含む）
ただし、ボイラーの運転を担当するものは、8 時 30 分～17 時 30 分（休憩時間 1 時間を含む）とする。
- (2) 業務時間の延長
発注者は、平日の実施時間以外又は休日に、空調の運転等の業務を依頼することが出来るものとする。この場合、発注者は落札事業者に対し時間外手当を支払うものとする。
（想定時間 年間 4 9 0（時間）程度）

3 - 2 .受電設備等運転監視・点検保守業務

- (1) 運転・監視業務
履行期間内の毎日
実施時間：9時30分から18時30分
- (2) 点検業務（運転監視及び宿直業務を除く）
平日の実施時間：9時00分から18時00分
9時30分から18時30分（休憩時間 1 時間を含む）
- (3) 宿直業務
履行期間内の毎日
実施時間：18時00分から翌日の9時00分
（仮眠時間は 7 時間とする。）。
ただし、23時00分から翌日の6時00分までの間は記録を省略することができる。
- (4) その他（残業等）

発注者は、平日の実施時間以外に、必要に応じて業務を依頼することが出来るものとする。この場合、発注者は受注者に対し時間外手当を支払うものとし、次のような業務を想定している。

業務内容：故障等の不具合に対する措置等

想定時間：年間190（時間）程度

業務時間の変更

協議により始業時間、終業時間及び休憩時間を変更できるものとする。

業務の履行場所は、3号館に常駐して行うものとする。

3 - 4 . 構内自動電話交換装置等保守業務

(1) 平日の実施時間：8時30分から18時00分

9時00分から18時30分（休憩時間1時間を含む）

対象機器の故障等不具合が発生した場合は上記以外での対応を依頼することがある。

4 . 庁舎管理窓口業務

(1) 平日の実施時間：9時00分～18時00分

休憩時間：12時から14時までの間の1時間

(2) 所定時間外

実施時間：18:00～20:00まで

想定時間：1日1時間程度

5 . 警備業務

(1) 平日

9時00分～翌9時00分 2人 立しょう

8時00分～23時00分 2人 "

8時00分～20時00分 2人 "

8時00分～19時00分 1人 "

8時30分～18時30分 1人 "

9時00分～18時00分 3人 "

17時30分～19時00分 1人 "

9時00分～17時30分 1人 動しょう

7時00分～8時30分 1人 座しょう

18時30分～翌1時30分

(2) 休日

9時00分～翌9時00分 2人 立しょう

9時00分～18時30分 1人 動しょう

7時00分～8時30分 1人 座しょう

18時30分～翌1時30分

(3) 所定時間外

業務時間：24時間

想定時間：年間12時間程度

急遽守衛の勤務形態に変更が生じた場合、7時から8時30分まで及び0時から1時30分までの間、守衛室での業務から庁舎内巡回業務に従事するよう庁舎管理室から変更指示する場合がある。

6 - 1. 清掃業務

(1) 日常清掃

平日7時30分～19時15分（詳細は参考資料1による。）

ごみ収集等の共用部分は7：30以前に開始してもよい。

(2) 定期清掃

休日及び平日の日中（詳細は参考資料1による。）

報告書等

業務報告書の様式については国土交通省大臣官房会計課官庁営繕部監修の「建築保全業務報告書作成の手引き（平成20年度版）」を参考に監督職員と協議のうえ決定することとする。ただし、業務において指定がある場合は指定を優先する。

また各業務実施に当たり、作業要領、スケジュール、作業員名簿、使用機材、使用薬品等について記載した作業計画書を事前に提出すること。

3 - 1 . 空調設備等運転監視・点検保守

- (1) 業務日報 : 1部
 - 設備機器運転・計測記録
 - 日常点検結果
 - 空調設備温・湿度計測一覧
- (2) 業務月報 : 1部
 - 設備機器運転・計測記録
 - 月例点検結果
 - 残留塩素等測定結果
 - 計量用メーター（ガス、給水、給湯）の検針記録
- (3) (定期)点検(整備)報告(その都度)
 - 点検整備報告書 : 2部

3 - 2 . 受電設備等運転監視・点検保守業務

- (1) 業務日報 : 1部
 - 受電日誌（毎日提出）
 - 作業日誌（毎日提出）
 - 点検記録（その都度提出）
 - 障害記録（その都度提出）
 - その他保守に必要なもの（その都度提出）
- (2) 業務月報 : 1部
 - 月次報告 : 業務日報の集計（毎月提出）
 - 検診結果
- (3) (定期)点検(整備)報告(その都度)
 - 点検整備報告書 : 2部

消防設備等点検報告書：3部

点検表（告示第14号に定める様式とする。）に必要事項を記入し提出すること。

3 - 3 . 昇降機の点検保守

(1) (定期)点検(整備・作業)報告(その都度)

定期点検等作業報告書：1部

性能検査結果報告書：1部

3 - 4 . 構内自動電話交換装置等保守業務

(1) 業務日報：1部

保守業務日誌(毎日提出)

作業記録表(毎日提出)

障害記録簿(その都度提出)

その他保守に必要なもの(その都度提出)

3 - 5 . 消防用設備点検保守

(1) (定期)点検(整備)報告(その都度)

点検結果報告：2部

・消防法に基づく「消防用設備等点検結果報告書」の様式にて作成した点検結果報告書を3部(正、副、控)提出すること。

・点検の結果、設備の不良(老朽、破損、腐食を含む)及び機能障害等があった場合には、点検票により場所、名称、不良内容等、平面図を添付し、報告すること。また、機能障害その他により調整等を実施した場合、点検票により実施内容を報告すること。

・必要に応じ写真を添付すること。

3 - 6 . 生ごみ処理機点検保守

(1) (定期)点検(作業)報告(その都度)

作業(完了)報告書：1部

3 - 8 . 喫煙室用灰皿(電気集塵機内蔵)のメンテナンス

(1) (定期)点検(作業)報告(その都度)

作業(点検)報告書：1部

・作業の完了時に履行者は、試運転を行い正常状態を確認後、保守状況(メインフィルタの汚れ状況を含む)を明示した作業点検表を作業毎に提出するものとする。

5 . 警備業務

(1) 業務日報 : 1部

警備日誌

・毎日の警備状況は、所定の警備日誌（参考資料1及び参考資料2）に必要事項を記載の上、守衛室の確認を得て庁舎管理室に提出する。

6 - 1 . 清掃業務

(1) 業務日報 : 1部

清掃作業実施報告書：実施日の翌日（翌日が土・休日の場合はその後の最初の平日）に提出

ゴミ搬出報告書（参考資料3）：当日17時まで

生ゴミ処理機運転日報（参考資料4）

トイレットペーパー等補充報告書（参考資料5）

及び は1ヶ月分を集計し、翌月1日（翌月1日が土・休日の場合はその後の最初の平日）に提出する。監督職員より確認の依頼があった場合、速やかに提示できるようにしておくこと。

6 - 2 . 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守

(1) (定期) 作業報告 (その都度)

作業報告書

・薬剤の小便器のトラップにおける濃度測定及び便器表面における洗浄測定、記録、分析及びスケール付着状況の確認は、試薬等を使用し期間中1回実施し、報告書を提出すること。

(2) 業務計画書等

業務計画書及び業務日程表等を提出し承認を得ること。

薬剤及び芳香剤について、使用前に性能、品質を証明する書類を提出し承認を得ること。

・保守点検、交換業務の実施に当たっては、業務計画、業務日程等について施設管理者と十分な打合せを行うこと。

7 . 植栽管理業務

(1) (定期) 作業報告 (その都度)

作業報告書

8 . 庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務

(1) 調査・作業等報告書

調査報告書

・定期点検及び食堂点検は、回収から1週間以内に、全館点検及び和室点

検は、回収から 2 週間以内に調査の結果を報告書にまとめて、提出すること。

・報告書には、調査の期間、捕獲した種類、捕獲数、ねずみ及び昆虫等の繁殖環境に関する事項を部屋毎に記載し、害虫の繁殖防止・環境改善のためのアドバイス等を記載すること。

・和室点検についての報告書には、調査の日時、捕獲した種類、捕獲数、繁殖環境に関する事項、ダニの繁殖防止・環境改善のためのアドバイス等を記載すること。

作業報告書

・作業を行った際には、その都度、作業報告書を提出すること。報告書には、作業時間、作業人数、作業場所、作業内容、使用した道具とその数量（薬剤の場合は希釈倍率や有効成分）を明確に記載すること。

（害虫生息状況の調査報告書とは別物）

10 . エネルギー管理業務

(1) 各種報告

エネルギー使用状況の把握・記録、使用量の適正な管理・分析（毎月報告）
設備機器の運転記録による分析、検証、運転方法、更新等設備改修に対する提案（半年に 1 回、冷房・暖房シーズン前に提出）

地球温暖化対策削減計画書の実証、計画書の見直し、報告書の作成、提案（年 1 回の定期報告に加え東京都からの要請の都度）

省エネ法に基づく定期報告書の作成、調査等について資料作成

（年 1 回の定期報告に加え経済産業局からの要請の都度）

その他共通事項

1. 事前提出書類

- 1) 日常業務を除く業務については、作業日の1週間前までに作業名、作業日時、業務責任者等を記載した「作業届」を作成し、監督職員に提出すること。
- 2) 業務実施にあたり車両の入構が必要な場合は、1週間前までに使用する自動車の種類及び登録番号等を記載した「駐車許可申請書」を提出すること。

2. 臨機の処置

- 1) 落札事業者は、故障発生時等の連絡を受けた際は、直ちに業務関係者等と調整をとり、必要な措置を講じること。
- 2) 落札事業者(実施要項1.1(2) 1)~5))は、年間365日、24時間連絡体制を確保すること。なお、担当者の休暇等に備え窓口を複数確保すること。
- 3) 落札事業者(実施要項1.1(2) 4))は、担当者の休暇等に備え代替要員を確保し、業務を確実に実行すること。
- 4) 業務により発見した破損、故障等は、直ちに監督職員に報告すると共に、必要な応急措置を施すこと。
- 5) 拾得物があった場合は、速やかに庁舎地下1階守衛室に届け出るものとする。

3. 注意事項

- 1) 作業開始前に作業に支障がないか作業場所の確認を行うこと。支障がある場合は、監督職員と協議のうえ、監督職員の指示に従うこと。
- 2) 作業の実施に当たっては、施設、人員、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- 3) 作業中の災害及び事故を防止するため、作業に当たっては、落札事業者の責任において適切な安全対策を施すこと。
- 4) 業務関係者等は、常に整理、整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付けを行い、作業場所及びその周囲の安全と清掃状況が十分であるかどうかを確認すること。業務関係者は、社員証を携帯し、自社の制服(作業服)・腕章を着用して作業を行うこと。
- 5) 業務関係者等の誤操作又は過失により、施設等に損傷その他の損害を与えた場合は、落札事業者の負担により速やかに復旧させること。

6) 業務関係者等は、施設管理担当者の業務上の指示に従うと共に、施設管理担当者及び関係業者等と協力し業務の円滑な遂行に努めること。

4. その他

1) 本業務に伴い、知り得た内容については、守秘業務を負うものとし、みだりに第三者にこれを漏洩してはならない。資料のコピー等は必要部数のみとし、取扱に注意すること。また、本業務で使用又は作成したデータについても同様に取り扱いに注意し、情報の流出に対し適切な対応を行う。

2) 契約期間満了又は解除により当業務を終了する際は、次期業務受注者に対し、当業務において作成したすべての書類及びデータを引き継ぐものとする。

3) 国土交通省の業務に支障を来さない範囲において、落札事業者は3号館内に管理業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。その場合、持ち込んだ機器・設備については適切に管理し施設管理担当者へ持ち込んだ機器・設備を一覧表にして報告すること。

1. 業務件名 空調設備等運転監視・点検保守

2. 業務概要

(1) 目的

第3号館に設置されている、空調設備、衛生設備及び建築等の適切な運用を図り、庁舎の利用に支障を来すことのないように、設備機器類の運転・監視及び定期点検・保守を行うものとする。

3. 点検対象 別添対象機器リストによる。(別紙1)

4. 業務内容

(1) 運転・監視及び日常点検・保守

設備の運転時間等

施設の冷暖房等の運転日および運転時間

冷房 6月中旬 ~ 9月中旬 9時15分 ~ 18時15分

暖房 12月中旬 ~ 2月下旬 9時15分 ~ 18時15分

換気 通年 9時15分 ~ 18時15分

(各階便所、給湯室は24時間)

給湯 通年 8時30分 ~ 18時00分

上記運転時間を原則とするが、執務室の状況等により運転時間の変更を行う。

運転・監視の範囲

「共通仕様書」第3編運転・監視及び日常点検・保守 1.1.5 の項による。

運転・監視の記録

運転・監視記録の項目及び周期は下記による。

機器の種別	項目	周期
ボイラー	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー蒸気圧力又は温水温度 ・ボイラー及び給水タンク水位 ・蒸気ヘッダー圧力 ・燃料使用量 ・外気温湿度 ・ボイラー室内温度 	1 H
直だき吸収冷温水機	<ul style="list-style-type: none"> ・冷温水入口及び出口温度 ・冷却水入口及び出口温度 ・排ガス温度 ・高温再生器温度及び圧力 ・高温再生器、吸収器及び蒸発器液面 ・本体真空度 	1 H
	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料使用量 	1 D
計量用メーターの検針・記録	<ul style="list-style-type: none"> ・和洋食堂、中華食堂、そば食堂、軽食堂、屋上喫茶(給水、給湯使用量) 	1 D
	<ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ、弁当販売コーナー、総合売店、保育所(給水) 	1 W
	<ul style="list-style-type: none"> ・和洋食堂、中華食堂、そば食堂、軽食堂、屋上喫茶(ガス使用量) 	1 M
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷却塔補給水量、屋上灌水装置散水量 	1 M

日常点検及び保守の範囲

「共通仕様書」第3編運転・監視及び日常点検・保守 1.1.6 及び 1.1.7 の項による。

日常点検の項目及び点検内容

日常点検の項目及び点検内容は下記による。なお、定められた対象部分以外であっても、異常等を発見した場合には施設管理担当者に報告する。

機器の種別	点検項目	点検内容
ボイラー	(起動前) a. 圧力計・水高計・温度計 b. 水面計・連絡配管・水位検出用連絡配管 c. ボイラー水位 d. 燃料及び給水系統 e. バーナー f. ボイラー燃焼室 g. 煙道ダンパー h. ボイラー室の換気 i. 燃料 j. 給水タンク K. 電源スイッチの確認	指針に異常のないことを確認する。 ガラス及び文字板に汚れ及び損傷のないことを確認する。 コック又は弁の開閉状態が正常であることを確認する。 水面計、低水位遮断装置及び水面制御装置の機能に異常のないことを確認する。 水面計の水位が安全低水位以上の位置にあることを確認する。 弁の開閉状態が正常であることを確認する。 燃料又は水漏れがないことを確認する。 バーナーの装着状態が正常であることを確認する。 耐火材の脱落、カーボンの付着等がないことを確認する。 ダンパーの開き具合及びその固定状態に異常のないことを確認する。 換気状態が良好に維持されていることを確認する。 油だきボイラーは、燃料タンクの保有量が適切であることを確認する。 水位が常用水位以上にあることを確認する。 入口及び出口弁が確実に開いていることを確認する。 ブレーカー状態「入」を確認する。 (6カ所)

	<p>(運転中)</p> <p>a. 常時監視</p> <p>b. 水位制御装置</p> <p>c. バーナーの自動発停動作</p> <p>d. 安全弁・逃し弁・逃し管</p> <p>e. 燃焼ガス</p> <p>f. コンプレッサ確認</p> <p>(運転終了時の作業)</p>	<p>ボイラーの圧力、水位及び燃焼状態を常時監視する。</p> <p>給水装置及び自動水位制御装置の機能が正常で、ボイラー水位が規定の位置に保持されていることを確認する。</p> <p>ボイラー圧力が変化するとき、規定の圧力でバーナーが自動的に停止又は起動することを確認する。</p> <p>安全弁に漏れがないことを確認する。取付け部等に漏れがないことを確認する。 逃し管に漏れ及び凍結のおそれがないことを確認する。</p> <p>ボイラー外周部及び煙道から燃焼ガスの漏れがないことを確認する。</p> <p>コンプレッサのドレン排出、潤滑油の有無を確認する。</p> <p>制御盤の操作スイッチでバーナーの燃焼を停止させ、燃焼手動弁を閉止する。給水装置を運転し、ボイラー水位を常用水位より少し上げた位置で止め、給水止弁を閉止する。 煙道ダンパーを閉止する。 電源スイッチを遮断する。 吹出し弁及び配管に漏れがないことを確認する。 燃料、給水及び蒸気又は温水の各系統に漏れがないことを確認する。 ボイラー周辺部に損傷等がないことを確認する。</p>
直だき吸収冷温水機	<p>(起動前)</p> <p>a. 圧力計・温度計</p> <p>b. 冷水及び冷却水配管系統</p> <p>c. 電源</p> <p>d. 燃焼ガス</p>	<p>ガラス及び文字板に汚れのないことを確認する。</p> <p>各種弁の開閉状況を確認する。配管接続部等から水漏れがないことを確認する。</p> <p>冷温水・冷却水ポンプ用遮断器投入表示を確認する。</p> <p>ガス圧力表示の点灯を確認する。</p>

水槽	外観の状態（漏水、亀裂、損傷等の有無）を確認する。
ガス消火ポンベ庫 (B2FC02,9F C02,P1FC0 2,車庫 N2 ポンベ庫)	各部の異常の有無を確認する。 スイッチ位置及び表示灯の異常の有無を確認する。
水質の維持	上水の外観検査（臭気、味、色、濁り）を行う。（1カ所） 雑用水の外観検査（臭気、色、濁り）を行う。（1カ所） 上水及び雑用水の残留塩素の測定を行う。（1カ所） 雑用水のPH値の測定を行う。（1カ所、週1回）
自動制御設備	三方弁等の自動制御機器の開度、漏水、異常音、異常振動等の有無を確認する。 中央監視装置のディスプレイの画面の異常、キーボード等の異常の有無を確認する。
昇降機設備	戸の開閉は円滑で異常音及び異常振動のないことを確認する。 各階の乗場敷居溝及びかご敷居溝にゴミ、異物が入っていないか確認する。 かご内照明等の球切れの有無を確認する。 加速、走行、減速時の異常音、異常振動及び異臭の有無を確認する。 着床時のショック及びかごと乗場のレベルに著しく大きな段差がないか確認する。
建築関係	屋上及び屋上ルーフトレンの排水状態の良否、堆積物及びゴミの有無、破損及び漏水の有無を点検する。 避難扉及びシャッターの破損の有無を点検する。

その他

- 1) 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」等関係法令を遵守し、執務室内の良好な空気環境を維持し、飲料水、排水等の適切な状態を維持すること。
- 2) 灯油、ガス及び水道の使用状況については、前年度同時期の使用量との比較及び分析を行い施設管理担当者に報告すること。（2回/月）
- 3) 別途契約する修繕業務等の作業立会い及び確認を行う。過去の報告書に対する対比を行い、疑義が発生した場合は、施設管理担当者に報告する。
- 4) 次のような軽微な不具合が発生した場合は、落札事業者の実施可能な範囲で臨時点検及び応急処理等を実施するものとする。
 - ・空調設備等の故障及び破損に関するもの
 - ・建具等の修繕修理（扉、ブラインド、丁番、ドアノブ、ドアクローザー等）
- 5) 施設管理担当者が関係法令等により提出する必要がある関連書類（ばい煙排出量調査等）について、作成補助を行うものとする。
- 6) 設備の図面及び機器台帳等の書類は、常に整理を行い、必要な部分の書類がすぐに取り出せる状態に保管しておくこと。また、設備機器の更新等があった場合には、機器台帳の更新を行うこと。
- 7) 日常点検・保守に必要な備品・消耗品（支給品）の在庫管理を行うこと。不足が予測される場合は、施設管理担当者に事前に報告すること。

(2) 定期点検等及び保守

直だき吸収冷温水機の点検保守

1) 点検対象

対象機器は下記に示す冷温水機(全4台)とする。

ただし、暖房時はRB-1-1, RB-1-2, RB-1-3のうちの1台を休止する。休止号機は毎年切り替えることとし、どの号機を休止するかは施設管理担当者と協議により決定する。

呼称	RB-1-1(1号機)	RB-1-2(2号機)	RB-1-3(3号機)	RB-2(4号機)
製造業者	三菱重工業(株)	三菱重工業(株)	三菱重工業(株)	三菱重工業(株)
型式	MGX-70D(C)	MGX-70D(C)	MGX-70D(C)	MGRT-12A(C)
機械番号	A-92335	A-92336	A-92334	A-92333
冷房能力	2285.4kW	2285.4kW	2285.4kW	418.6kW
暖房能力	1975.9kW	1975.9kW	1975.9kW	367.7kW
燃料種別	都市ガス13A	都市ガス13A	都市ガス13A	都市ガス13A
設置場所	B2F機械室	B2F機械室	B2F機械室	B2F機械室
納入年月	平成5年7月	平成5年7月	平成5年7月	平成5年7月

2) 点検内容

「共通仕様書」第2編 4.3.5 直だき吸収冷温水機の項によるほか、下記による。

- 冷房シーズンイン点検(年1回、全4台)
 - ・ 抽気ポンプの潤滑油交換
 - ・ 冷媒溶液が規定量に満たない場合は補充すること。
- 冷房シーズンオン点検(年2回、全4台)
 - ・ 冷媒溶液が規定量に満たない場合は補充すること。
 - ・ 表4.3.5の13. 機器用水質は業務対象外とする。
- 冷房シーズンオフ点検(年1回、全4台)
 - ・ 抽気ポンプ開放点検を行う。
 - ・ 真空電磁弁開放点検を行う。
 - ・ 高圧再生器サイトグラス及びサイトグラスパッキン交換を行う。
 - ・ 蒸発器サイトグラスパッキン交換を行う。
 - ・ 抽気元弁ダイヤフラムパッキン交換を行う。
 - ・ 熱交換器の伝熱管のブラシ洗浄を行う。
 - ・ 溶液濾過装置洗浄を行う。
 - ・ 表4.3.5の3. 内部の状況 a . 燃焼室の点検内容 は業務対象外とする。
 - ・ 表4.3.5の3. 内部の状況 b . 熱交換器の点検内容 は業務対象外とする。
- 暖房シーズンイン点検(年1回、(暖房時に休止する号機は除く))
- 暖房シーズンオン点検(年2回、(暖房時に休止する号機は除く))
- 暖房シーズンオフ点検(年1回、(暖房時に休止する号機は除く))
- ばい煙量等の測定(年2回、全4台(暖房時に休止する号機は除く))
 - ・ 大気汚染防止法によるばい煙量等の測定を行う。
- キャンドポンプ及び高圧再生器の点検整備
(1回/3年、RB-1-3, RB-1-1のみ)
- a) 再生、吸収、冷媒キャンドポンプについて分解・整備及び各パッキンの交換を行う。
 - 窒素封入、溶液及び冷媒の抽出
 - 再生、吸収、冷媒キャンドポンプの取外し
 - 再生、吸収、冷媒溶液キャンドポンプの分解・整備

再生、吸収、冷媒溶液キャンドポンプの組立・再取付
各ダイヤフラムパッキン及びキャンドポンプモーターフランジパッキンの交換
吸収器覗窓点検清掃及びパッキン交換
アングル弁分解点検整備
溶液制御弁パッキン交換
窒素加圧及び漏れテスト
窒素抽出及び真空引き
溶液及び冷媒の注入

- b) 高圧再生器の点検整備
 - バーナー分解点検清掃
 - 押込ファンモーター揚重取外し
 - 押込ファンモーター分解・整備（専用工場にてバランス修正の実施）
 - 押込ファンモーター揚重再取付け
 - 炉内耐火材点検
 - c) 試運転調整
 - d) 断熱補修及び全面塗装（アルミラッキング部は除く）
 - e) 主な交換部品は下記による。
 - 再生キャンドポンプモーター部品（L-426C2-0812U-B）
 - 吸収キャンドポンプモーター部品（L-316F2-0510S-F）
 - 冷媒キャンドポンプモーター部品（L-223F2-0510S-FW）
 - f) 点検年度
 - RB-1-3 は 2011 年度、RB-1-1 は 2012 年度に実施する。
- ）熱交換器の点検整備（1回 / 3年、全4台）
- a) 薬品洗浄
 - 凝縮器及び吸収器（水側）を薬品により洗浄する。
 - b) 過流探傷検査
 - RB-1-3、RB-2 共に凝縮器、吸収器、蒸発器の全チューブを対象に過流探傷検査を行う。
 - c) 内視鏡検査
 - 過流探傷検査の結果より、RB-1-3、RB-2 共に凝縮器 2 本、吸収器 2 本、蒸発器 2 本の計 6 本の内視鏡検査を行う。
 - d) プラグ処置
 - 検査の結果、孔あき事故につながる恐れのあるチューブに対し、プラグ処置を行う。
 - e) 点検年度
 - RB-1-1, RB-1-2 は 2012 年度、RB-1-3, RB-2 は 2013 年度に実施する。

3) その他

・業務を実施するにあたり、製造業者が発行する冷熱製品管理技術認定証を取得している者を作業責任者として選任すること。

ボイラー設備等の点検保守

1) 点検対象

下記に示す「ボイラー関連機器一覧表」とする。

< ボイラー関連機器一覧表 >

機 器 名 称	型 式 等	数 量	備 考
ボイラー ボイラー本体	特M5025 (前田鉄工所製) 鑄鉄製セクションボイラー 伝熱面積59.40m ²	2 基	B2Fボイラー室
ロータリーオイルパルナ 安全弁	9B(御法川工場製) パネ式(全量式)	2 台 4 個	
ボイラー付属 オイルサーピンプ	NR-04	2 台	
サーピンプモーター	SEKRC211-6(0.4kW)	2 台	
オイルサーピスタック サーピスタック オイルサーピンプ	1,100リットル HSR-8	1 基 2 台	B2Fボイラー室
給水モートルポンプ	JD65×50A-52.2TF0A-K2.2kW (日立製作所製)	2 台	B2Fボイラー室
ダイヤフラム	800-3(山武ハネウエル製)	2 台	B2Fボイラー室
真空給水ポンプ装置 真空給水ポンプ ポンプモーター	VUK-9000(前田鉄工所製) EFOU・5.5kW(日立製作所製)	2 台 2 台	B2Fボイラー室
還水タンク	2,300×2,500×2,500H	1 基	B2Fボイラー室
蒸気ヘッダー	横型0.5kg/cm	1 基	B2F空調ポンプ室
動力盤(ボイラー関連用)	寸法1,950×800×550mm	4 面	B2Fボイラー室
自動制御機器 台数運転制御盤	APN4610C	1 面	B2Fボイラー室
プロテクトル	R4303A02J1	2 個	"
モジュロールモーター	M931A1306	2 個	"
マクドナルド水位調節器	MC150(本体右側) MC61-J(本体左側)	2 個 2 個	"
圧力調節器	山武L404F1326(0~100kPa) "	2 個 1 個	ボイラー本体に付属 蒸気ヘッダー部
比例式圧力調節器	山武L191B1290(0~100kPa)	2 個	ボイラー本体に付属
電磁弁	PKW-14-27(給水用) GMVH803G(灯油着火用) IC-02-20-1(ガス着火用) PV-10-L(給油用) PKW-10-27(給水用)	2 個 4 個 2 個 2 個 2 個	" " " " "
	ダイヤフラム・エア用	2 個	"

液面発信器	N30401-0-11954-15	1 個	＼
ﾌﾟｰﾄｽｲｯﾁ	PBHL	1 個	＼
煤煙濃度監視計	ST-200MARKSKY	1 個	B2Fホﾞｲﾗ-室
	投光器ﾗﾝﾌﾟ、ﾋﾞｰｽﾗﾝﾌﾟ G-14 12V 8W	1 個	＼
貯湯ﾀﾝｸ (No.1)	第 1 種圧力容器(横型) 6.00m3	1 基	厨房系統
貯湯ﾀﾝｸ (No.2)	第 1 種圧力容器(横型) 4.39m3	1 基	下層系統
貯湯ﾀﾝｸ (No.3)	第 1 種圧力容器(横型) 2.53m3	1 基	上層系統
貯湯ﾀﾝｸ付属機器			
貯湯ﾀﾝｸ廻り			
逃し弁	25A 10K	1 個	No.1
逃し弁	40A 10K	2 個	No.1, No.2
逃し弁	40A 5K	1 個	No.3
減圧弁	RD-11(65A)	1 個	No.1
逆止弁	65A 10K	2 個	No.1, No.3
逆止弁	80A 10K	1 個	No.2
循環ポンﾌﾟ	ﾗｲﾝ型(32A)	1 台	No.1
循環ポンﾌﾟ	ﾗｲﾝ型(40A)	3 台	No.1, No.2, No.3
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型床置65A 10K	1 個	No.1
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型65A 10K	1 個	No.1
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型80A 10K	1 個	No.2
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型65A 10K	1 個	No.3
蒸気ﾄﾗｯﾌﾟ装置廻り			
多量ﾄﾗｯﾌﾟ	ﾌﾟｰﾄ式65A	1 個	No.1
多量ﾄﾗｯﾌﾟ	ﾌﾟｰﾄ式32A	1 個	No.2
多量ﾄﾗｯﾌﾟ	ﾌﾟｰﾄ式50A	1 個	No.3
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型65A	1 個	No.1
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型40A	1 個	No.2
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型50A	1 個	No.3
ｽﾄﾚｰﾅｰ	Y型100A	1 個	No.3
温度調節弁装置		3 組	No.1, No.2, No.3

2) 点検内容

「共通仕様書」第2編「4.2.1 鋳鉄製ボイラー・鋳鉄製簡易ボイラー」、「4.4.1 オイルタンク」、「4.4.2 熱交換器・ヘッダー・密閉形隔膜式膨張タンク」及び「4.4.3 還水タンク・開放型膨張タンク」の項によるほか、下記による。

なお、共通仕様書で性能点検と月例点検を区分してある点検は性能点検を行う。

ボイラー関連

ボイラー本体

- ・ボイラーの本体内部はワイヤーブラシ等を使用して煤を取り除くこと。
- ・圧力計及びサイフォン管を取りはずして、清掃点検を行うこと。
- ・給水管のY型ストレーナー用金網を清掃すること。

ロータリーオイルバーナー(年5回 5月・7月・9月・1月・3月)

- ・オイルバーナー、オイルバーナーチップ及びノズルの分解点検清掃を行い、

部品の摩耗損傷の状態を確認し、Vベルトの調整を行うこと。

- ・着火装置内部の分解点検清掃を行うこと。

真空給水ポンプ装置・オイルギアポンプ・給水モートルポンプ

- ・本体を清掃点検し、芯出し調整を行うこと。
- ・空給水ポンプ・給水モートルポンプ・補給水入口のストレーナーを清掃し、真空給水ポンプの水面計及び水槽内を洗浄すること。
- ・オイルギアポンプの点検を行うこと。
- ・電磁起動開閉器操作盤内、電磁開閉器の接点を分解整備し、端子部は清掃して増し締めを行うこと。

ダイヤフラム

- ・ダイヤフラム本体の清掃点検を行うこと。
- ・空気調節用電磁弁の点検調整及び清掃を行い、空気漏れのないように点検を行うこと。

動力盤（ボイラー関連用）

各操作盤内の端子、ブレーカー及び自動、手動切り替えスイッチ等を清掃し、損傷及び緩みの点検を行うこと。

自動制御機器

- ・「共通仕様書」第2編 5.3.1 自動制御装置を参照し、各機器の点検保守を行う。
- ・台数運転制御盤の清掃点検及び発停の調整を行うこと。

ストレーナー

詰まりの有無を確認し、詰まりがある場合は清掃する。

水圧テスト

各ボイラー水圧 1 Kg / cm²まで水張りを行い、本体内部の水漏れの確認を行うこと。

ボイラーの排気ガスのダスト濃度及び窒素酸化物測定並びに燃焼調整

- ・ボイラーの排気ガスのダスト濃度及び窒素酸化物の測定を行い、特に N O_x 値については、酸素濃度 0 % 換算において、1 1 0 ppm 以下に燃焼調整すること。
- ・測定は、年 2 回実施すること。
- ・測定方法
 - ア J I S - Z - 8 8 0 8（煙道排気ガス中のダスト濃度測定方法）に従って煙道断面を区分し、指定する A 点から D 点を測定すること。
 - イ ダスト濃度、ガス流速及びガス量は J I S - Z - 8 8 0 8 の方法に基づき行うこと。
 - ウ J I S - K - 0 1 0 4（排気ガス中の窒素酸化物分析法）に従って煙道断面中心点の測定を連続分析法の化学発光法にて行うこと。

）貯湯タンク関連

貯湯タンク本体

- ・加熱管を引き抜いて（No.1 タンクを除く）内部の付着物及び堆積物を洗浄除去すると共に、割れ、腐食、損傷等の劣化の有無を確認する。
- ・加熱管のスケール、スラッジ等を除去すると共に、割れ、変形、腐食等の劣化の有無を確認する。
- ・点検口のパッキンを交換する。

ストレーナー、

詰まりの有無を確認し、詰まりがある場合は清掃する。

温水循環ポンプ

各部点検清掃し、絶縁抵抗測定を行う。

3) 点検周期

点検回数は回数を指定している点検項目以外は、年1回とする。

4) その他

- ・ 人事院規則に基づきボイラー2基及び貯湯タンク3基の性能検査を行うものとする。このとき申請費用等は落札事業者の負担とする。
- ・ ボイラー本体・貯湯タンク・付属機器等の総合運転調整を行うこと。
- ・ ボイラーの点検保守及びロータリーオイルバーナーの点検整備は、当該機器又は類似機器の点検保守・整備経験があり装置に熟知したボイラー整備士が施工すること。また、試運転調整は、1級ボイラー技士が行うこと。
- ・ 報告書には安全弁の試験成績表、排気ガス測定結果報告書及び性能検査報告書についても添付すること。

冷却塔の点検保守

1) 点検対象

下記に示す冷却塔(全6台)とする。

	型式	製造業者	冷却能力	設置場所	設置年月
1号機	SNW-R665ASN	(株)荏原シンワ	3,646,500kcal/h	屋上	1993年6月
2号機	SNW-R665ASN	(株)荏原シンワ	3,646,500kcal/h	屋上	1993年6月
3号機	SNW-R665ASSN	(株)荏原シンワ	3,646,500kcal/h	地上	1993年6月
4号機	SDW-R120ASN	(株)荏原シンワ	673,200kcal/h	屋上	1993年6月
9F-B用	SBC-30ESS	(株)荏原シンワ	108,000kcal/h	屋上	1994年11月
9F-D用	SBC-20ESS	(株)荏原シンワ	72,000kcal/h	屋上	1994年11月

2) 点検内容

「共通仕様書」第2編4.4.4冷却塔及び4.7.1空調機器用水の項によるほか、次による。

- ・ シーズンイン点検(年1回、実施時期 4月3台、5月3台)
- ・ 冷却塔充填剤・ルーバーのスケール及び目詰まり除去のため、本体外部と内部より水による高圧洗浄及び水槽清掃を行う。
- ・ 配管内に洗浄剤(クリダインまたは同等品)を注入し水抜きをする。その際に各配管系統のストレーナーを清掃する。
- ・ 薬注タンク内清掃及び補充(1~4号機のみ)
- ・ 薬注ポンプの吐出量調節及びタイマー設定(1~4号機のみ)
- ・ 冷却水プロー調節器作動確認(1~4号機のみ)
- ・ 点検終了時に塔屋及び屋上ルーフドレイン手すり廻りのゴミ・汚泥等を除去する。(ルーフドレイン150 x全38箇所)

・冷却塔補給水ポンプについて、「共通仕様書」第2編4.5.7ポンプの表4.5.7(A)の点検項目について実施する。

- ）シーズンオン点検（年3回、全6台）
 - ・Vベルト点検調整（1～4号機のみ）
 - ・水質検査（レジオネラ菌検査は1回とし、検出された場合再度行う。）
 - ・冷却塔充填剤・ルーバーのスケール及び目詰まり除去のため、本体外部と内部より水による高圧洗浄及び水槽清掃を行う。なお、落とし込水槽内の汚泥等はバキュームにて処理すること。（年1回）
 - ・冷却塔内配管等に付着するスケールの除去、配管等の防錆及びレジオネラ菌の殺菌のため、冷却水処理剤（消泡剤併用）を注入する。ただし、次回の点検実施前に薬注タンクへ補充が必要な場合は、必要に応じて補充を行う。
 - ・冷却水ブロー調節器作動確認（1～4号機のみ）
- ）シーズンオフ点検（年1回、実施時期 10月4台、11月2台）
 - ・Vベルト点検調整（1～4号機のみ）
 - ・冷却水ブロー調節器作動確認（1～4号機のみ）

ユニット形空気調和機の点検保守

1) 点検対象

「別紙1」に示すユニット形空気調和機（全90台）とする。

2) 点検内容

点検内容は下記による。

点 検 項 目	点 検 内 容
1 . 基礎・固定部	亀裂、沈下等の有無を点検する。 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
2 . 本体	ケーシングに腐食、汚れ、異音、振動の有無を点検する。 本体内部を清掃する。 内貼りの破損、腐食、汚れの有無を点検する。 内部アングル等の破損、腐食、汚れ、変形の有無を点検する。 マリンランプの点灯を確認する。
3 . 送風機	
a) 羽根車	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 回転バランスの良否を点検する。
b) シャフト	汚れ、さび、摩耗等の有無を確認する。
c) ベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。亀裂等の異常がある場合は交換を行う。（ベルトは支給品とする） ベルトカバーの清掃
d) プーリー	摩耗等の有無を点検する。
e) 軸受	異常音、異常振動等の有無を点検する。 グリスの飛散の有無を確認する。飛散等がある場合は清掃を行う。 グリスアップを行う。

f) 電動機	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 回転方向が正しいことを確認する。 表面温度の異常の有無を確認する。 電流が定格値内であることを確認する。
4. コイル	腐食、損傷等の有無を確認する。
5. ドレンパン	汚れ、さび、腐食等の有無を点検する。 清掃を行った後、通水テストを行い、詰まりの無いことを確認する。
6. エアフィルター	詰まり、損傷等の有無を点検する。 ロールフィルターの残量を確認し、必要に応じて交換する。(ろ材は支給品とする)

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

電気集じん機の点検清掃

1) 点検対象

各階空調機室の電気集じん機67機(空調機組込みユニット着脱式)とする。

階	空調機械室 系 統	数量	電気集じんユニット数量				備 考
			A3	A4	M3	M4	
11F	No.1 - A	1	1	1	1	1	
	No.1 - B	1	1	1	1	1	
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E						
	No.3 - F						
	No.4 - G	1	1	1	1	1	
10F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B						
	No.2 - C	1	2		2		
	No.2 - D						
	No.3 - E						
	No.3 - F	1	2		2		
	No.4 - G	1	2		2		
	No.4 - H	1	2		2		
9F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B	1	2		2		
	No.2 - C	1		1		1	
	No.2 - D	1	2	2			パッケージ系統
	No.3 - E	1	4				
	No.4 - G	1	4				パッケージ系統
8F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B	1	2		2		
	No.2 - C	1	2		2		

	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1		1		1	
	No.4 - G	1		1		1	
	No.4 - H	1	2		2		
7F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B	1	2		2		
	No.2 - C	1	2		2		
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1		1		1	
	No.4 - G	1	2		2		
	No.4 - H	1	2		2		
6F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B	1		1		1	
	No.2 - C	1		1		1	
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1	2		2		
	No.4 - G	1	2		2		
	No.4 - H	1	2		2		
5F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B C						
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1		1		1	
	No.4 - G	1		1		1	
	No.4 - H	1	2		2		
4F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B	1		1		1	
	No.2 - C	1		1		1	
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1	2		2		
	No.4 - H	1	2		2		
3F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B C						
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1		1		1	
	No.4 - G	1		1		1	
2F	No.1 - A	1	2		2		
	No.1 - B	1		1		1	
	No.2 - C	1		1		1	
	No.2 - D	1	2		2		
	No.3 - E	1	2		2		
	No.3 - F	1		1		1	
	No.4 - G	1		1		1	

	No.4 - H	1	2		2		
1F	No.1 - A						
	No.1 - B						
	No.2 - C						
	No.2 - D						
	No.3 - E						
	No.3 - F						
	No.4 - G						
	No.4 - H						
B1F	No.1 - A						
	No.2 - C						
	No.2 - D						
	No.3 - E	1	2	2			
	No.4 - G	1		1		1	
	No.4 - H						
	合計	67	101	24	89	20	

<各ユニット寸法>

A 3 : 786W × 590H × 300D

A 4 : 786W × 790H × 300D

M 3 : 582W × 590H × 300D

M 4 : 582W × 790H × 300D

2) 点検内容

共通仕様書第2編4.4.7空気清浄装置によるほか、次による。

- ・プレフィルタ及び同取付け枠を電気掃除機により清掃する。
- ・枠付き金網及び集じん機ユニットを本体より取外し、屋外にて専用洗浄液に十分浸し、水道流水にて洗浄する。洗浄後は水切りをして十分に乾燥させる。
- ・電気集じん機ユニット周辺部は電気掃除機にて清掃する。電極ガイシ部分は更に十分に絞った雑巾で拭き取る。
- ・作業終了後は、正常に作動するか確認する。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

送風機の点検保守

1) 点検対象

「別紙1」に示す送風機のうち、FS-1,FS-2,FS-3,FS-4,FS-5,FS-6,FS-7,FS-9及びFE-1,FE-1-1,FE-2,FE-2-1,FE-3,FE-3-1,FE-7,FE-8,FE-9,FE-10,FE-11,FE-13,FE-14,FE-15の全22台とする。

2) 点検内容

点検内容は下記による。

点検項目	点検内容
1. 基礎・固定部	亀裂、沈下等の有無を点検する。 固定金具の劣化及び固定ボルトの緩みを点検する。
2. 電動機	発熱の異常の有無を点検する。 回転方向が正しいことを確認する。

3 , 軸受	絶縁抵抗を測定し、その良否を確認する。 運転電流が、定格値以下であることを確認する。 発熱、異常音及び異常振動の有無を点検する。 グリスアップを行う。
4 . Vベルト	緩み、摩耗、損傷等の有無を点検する。亀裂等の異常がある場合は交換を行う。(ベルトは支給品とする)
5 . Vベルトカバー	変形、損傷等の有無を点検する。 Vベルトカバーの清掃。
6 . Vプーリ	摩耗、損傷等の有無を点検する。 芯出しの良否を点検する。
7 . 羽根車	汚れ、変形、腐食等の有無を点検する。 ボルトの緩みの有無を点検する。 ケーシング等に接触していないことを確認する。
8 . 運転調整	運転時における電圧変動が規定値内であることを確認する。 運転電流値が定格値以下であることを確認する。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

パッケージ形空気調和機フィルター等点検清掃

1) 点検対象

パッケージ空調機149台、カセット型空気清浄置20台とする。

下記「パッケージ形空気調和機フィルター一覧」及び「カセット型空気清浄装置一覧」を参照する。

<パッケージ形空気調和機フィルター一覧>

階	扉番号	部屋名	機器記号	製造者名	本体		プレフィルター		中性能フィルター		
					製造者型番	台数	製造者型番	枚数	製造者型番	枚数	
P H	P1 10	南変電室	ACP-25			1				6	
	P1 15	電算機用変電室	ACP-26			1				1	
	P1 15	北変電室	ACP-27			1				1	
小計										3	
11	1128	政策評価広報室	ACP-13-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 56T1	2				2	
	1127A	電話交換室	ACP-18-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 36T1	1				1	
		電話交換室(控室)	ACP-18-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	1				1	
1116 特別会議室						ACP				8	
小計										12	
10	1001	職員相談室	ACP-13-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP 28T1	1				1	
小計										1	
9	910	海上保安庁運用指令センター		三菱電機㈱	MPLZT-ERP160LM	6				6	
	913	海上保安庁警備救難部	ACP-17-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP 80T1	7				7	
	906A	海上保安庁当直室	ACP-16-1		SPW-SSXP112T1	1				1	
小計										14	
8	862	国際会議室	ACP-15-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	4	AFT-LBD 71S (2枚)			8	
	873	自動車交通局電算室	ACP			1				1	
小計										9	
7	707	航空局危機管理室	ACP-12-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	2				2	
		航空局会議室B	ACP-12-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	2				2	
		航空局会議室C	ACP 2HP			1				1	
		航空局会議室C	ACP 5HP			1				1	
		航空局会議室D	ACP 5HP			1				1	
		710 航空局システム室	ACP-14-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP 45T1	1				1	
		749 航空局蔵入蔵出計算機室	ACP-13-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	2				2	
		745 航空局給与計算機室	ACP-14-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 71T1	2				2	
		712 航空局会議室	ACP-14-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	1				1	
		716 航空局通信室	ACP			1				1	
	小計										14
	5	509	人事情報処理業務室	ACP-8-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 80T1	2				2
		522	広報課	ACP-11-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP 90T1	4				4
		525	行政文書閲覧室	ACP-11-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 36T1	2				2
		572	インターネット管理室	ACP-11-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP 28T1	1				1
		516	国土交通記者会	ACP-8-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	3				3
		519	国土交通記者会(2号館側)	ACP-9-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP112T1	4				4
520		会見室	ACP-10-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP 90T1	2				2	
		会見室	ACP-10-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 71T1	2				2	
		会見室	ACP-10-3	三洋電機㈱	SPW-SSXP 56T1	1				1	
小計										21	
4		498	官房長室	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3
		457	国土交通審議官室(1)	ACP-5-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP140T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3
		458	国土交通審議官室(2)	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			6
	459	国土交通審議官室(3)	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	404	国土交通審議官秘書官室	ACP-5-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP 90T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
			ACP-5-5	三洋電機㈱	SPW-BUXP 45T1	1	AFT-LBD 45S (2枚)			2	
	461	技監室	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	408	技監秘書官室	ACP-5-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
	462	事務次官室	ACP-5-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	409	事務次官秘書官室	ACP-5-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
	466	副大臣室(1)	ACP-6-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	469	副大臣室(2)	ACP-6-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
			ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP 45T1	1	AFT-LBD 45S (2枚)			2	
	410	副大臣秘書室	ACP-6-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP 90T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	465	副大臣待合室(1)	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP 45T1	1	AFT-LBD 45S (2枚)			2	
	470	副大臣待合室(2)	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP 45T1	1	AFT-LBD 45S (2枚)			2	
	473	大臣室	ACP-6-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
			ACP-6-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
	413	大臣秘書室	ACP-6-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP 90T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	472	大臣待合室	ACP-6-4	三洋電機㈱	SPW-BUXP 45T1	1	AFT-LBD 45S (2枚)			2	
	474	政務官室(1)	ACP-7-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	476	政務官室(2)	ACP-7-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	468	政務官室(3)	ACP-7-1	三洋電機㈱	SPW-BUXP140T1	1	AFT-LBD125S (3枚)			3	
	415	政務官待合室(1)	ACP-7-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
	416	政務官待合室(2)	ACP-7-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
	417	政務官待合室(3)	ACP-7-3	三洋電機㈱	SPW-BUXP 71T1	1	AFT-LBD 71S (2枚)			2	
	418	省議室	ACP-7-2	三洋電機㈱	SPW-BUXP112T1	2	AFT-LBD125S (3枚)			6	
	479	上級室前室	ACP-29-1	三洋電機㈱	SPW-BUXRP45B	1		AFT-LBD50T (1枚)		1	
		上級室	ACP-29-2	三洋電機㈱	SPW-BUXRP90B	1		AFT-LBD80T (2枚)		2	
	480		会議室A	ACP-29-3	三洋電機㈱	SPW-BUXRP56B	1		AFT-LBD50T (1枚)		1
			会議室A	ACP-29-4	三洋電機㈱	SPW-BUXRP140B	1		AFT-LBD140T (2枚)		2
			会議室B	ACP-29-5	三洋電機㈱	SPW-BUXRP80B	1		AFT-LBD80T (2枚)		2
		481	会議室B	ACP-29-6	三洋電機㈱	SPW-BUXRP160B	1		AFT-LBD140T (1枚)		1
	401 倉庫						ACP-30	三洋電機㈱	SPW-KP40E-WL		1
	小計										85
	3	320	紛争審査会審理室	ACP-31	三洋電機㈱	SPW-SSP80E	1				1
	小計										1
	2	244	電話交換機室	ACP-3-1	三洋電機㈱	SPW-EXP224T1	2				2
		264	電話交換室	ACP-4-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP140T1	1				1
		265	電話交換控室	ACP-4-2	三洋電機㈱	SPW-SSXP 56T1	2				2
	小計										5
	1	149	道路局資料室	ACP-1-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP 71T1	2				2
		144	河川局資料室	ACP-2-1	三洋電機㈱	SPW-SSXP 71T1	2				2
	小計										4
	B1	B1 12	総務課文書係	ACP			3				3
		B1 11	総務課文書係印刷室	ACP			2				2
B1 13		抄字機室	ACP			2				2	
B1 16		守衛室	ACP			2				2	
		連転手控室	ACP								
B1 27		医務室	ACP			11				11	
B1 32 電算機室前倉庫						ACP-31	三洋電機㈱	SPW-CHVP45E		1	
小計										21	
B2	B2 56	中央監視室	ACP			6				6	
	B2 08	特高電気室	ACP			1				1	
	B2 09	高圧電気室	ACP			2				2	
	B2 11	低圧電気室	ACP			2				2	
小計										11	
屋外		正門記帳所	ACP			1				1	
		南門記帳所	ACP			1				1	
小計										2	
合計										149	
										208	
										92	

<カセット型空気清浄装置一覧>

設置場所	各階喫煙室	B1階運転手控室	B1階運転手控室
製造者	ダイキン工業(株)	ダイキン工業(株)	ダイキン工業(株)
機器型番	A C E C 10 E	A C E H 30 C	A C E H 20 C
形式	カセット形	天井吊形	天井吊形
送風量	10m ³ /min	30m ³ /min	20m ³ /min
数量	16台(*1)	2台	2台

*1 喫煙室1室あたり1台、1~9,11階の各階に2箇所(2,3,4,6階は1箇所)

2) 業務内容

) パッケージ形空気調和機

原則として下記の手順により、フィルターの洗浄・点検を行う。

- ・該当エアフィルターを取付け枠から取外し、電気掃除機等にてフィルターの埃を除去する。
- ・フィルター取付け枠及びその周囲の埃を電気掃除機等で除去する。
- ・中性能フィルターが内蔵されている場合は取付け枠より取外し、詰まり具合を目視で点検のうえ、報告する。点検後、挿入手順を間違えないよう注意して取付け枠に戻すこと。
- ・ドレンパン清掃及びドレンパン排水機能確認を行う。
- ・屋外の指定場所において、高圧洗浄機等による水道水にてすすぎ洗いを。汚れが酷い場合は、フィルターを洗浄液に浸け置き洗浄した後に行う。
- ・フィルターの汚れが十分除去されたことを確認したら、水切り後、天日にて乾燥させる。
- ・フィルターが十分乾燥したら、外観等を点検し、もとの場所にセットする。

) カセット型空気清浄装置

- ・プレフィルターの清掃は付着した埃等を除去し、水洗い及び水切りを行う。
- ・集じんエレメントの清掃・点検
 - a) 専用の洗浄剤で洗浄液を作り、集じんエレメントを一定時間浸け置く。
 - b) 洗浄液から取り出した後、すぐに清浄な水槽内ですすぎ洗いを。
 - c) 水槽から出した後、清水で洗い流す。
 - d) 水抜き及び水切り後、タオル等で表面の水滴を拭き取る。
 - e) 集じん部とイオン化部を別々に洗浄し、イオン化部を内部点検する。
- ・接触子用ガイシは、集じんエレメントの洗浄時にスポンジなどで拭き掃除を行う。
- ・脱臭フィルターの交換を行う。(仕様及び数量は下記による)

設置場所	B1階運転手控室	B1階運転手控室
機種番号	A C E H 30 C	A C E H 20 C
フィルター仕様	K A F C 20 A A	K A F C 20 A A
交換枚数(1回当り)	4枚/台×2台=8枚	3枚/台×2台=6枚

3) 点検周期

- ・パッケージ形空気調和機のフィルター等点検清掃は年1回とする。
- ・カセット型空気清浄装置の点検清掃は年2回とする。
(ただし、脱臭フィルターの交換は年1回)

4) その他

- ・ 取外したフィルターを取違えて別の空調機に取付けることがないように、作業順序仮置き位置等に工夫し、系統立てた手順で作業すること。
- ・ フィルター運搬の際、付着した埃等が運搬途中で落下して庁舎の床等を汚す恐れある場合は、袋等に入れて運搬すること。
- ・ 作業において、機器等の異常を発見した場合は速やかに報告すること。
- ・ 作業は、原則として閉庁日に行うものとする。
- ・ 取り外したフィルター等の発生材は落札事業者の責任において法令等に従い適切に処すること。
- ・ 次の室は照明器具を取り外して作業を実施すること。
大臣室 1 箇所(大型)、副大臣秘書室 1 箇所、事務次官室 1 箇所、政務官秘書室

水冷式パッケージ形空気調和機の点検保守

1) 点検対象

名 称	型 式	数 量	設置年月	設 置 場 所
パッケージ形空調機	ダイソ工業製UCJ1000PA-C	1 台	H13年8月	9 階 2空調機械室
パッケージ形空調機	ダイソ工業製UC20MB-C	1 台	H6年12月	9 階 4空調機械室

2) 点検内容

「共通仕様書」第 2 編 4.3.7 パッケージ形空気調和機(シーズンイン・オフ点検)によるほか、次による。

- ・ 送風機の羽車は圧力洗浄機により点検清掃する。
- ・ ドレンパンの清掃を行う。
- ・ 熱交換器の凝縮器は薬品洗浄を行う。
- ・ フィルターの清掃及び機器内部の清掃を行う。

3) 点検周期

点検回数は年 1 回とする。

空調自動制御設備の点検保守

1) 点検対象

「別紙 1」に示す自動制御設備の各機器とする。

2) 点検内容

本仕様書に記載されていない点検内容は「共通仕様書」第 2 編 5.1.1 中央監視装置及び 5.2.1 自動制御装置の項による。

点検回数は、「自動制御設備点検項目一覧」による。

中央監視装置にて監視している管理点の点検内容は次によるものとし、管理点数は「中央監視装置管理点数表」による。

- a) 発停ポイント
 - ・ 模擬入力による実動作の確認
 - ・ プリンタ印字の確認
- b) 状態ポイント
 - ・ 模擬入力による画面表示の確認
- c) 警報ポイント
 - ・ 模擬入力による画面表示の確認
 - ・ 警報音鳴動の確認
 - ・ プリンタ印字の確認

- d) 設定ポイント
 - ・中央監視盤、温・湿設定値に対する表示、制御比較及び校正
- e) 積算ポイント
 - ・標準試験器による実測値と画面表示値との比較、校正
- f) 開度ポイント
 - ・弁開度と中央監視表示値との比較、校正
- g) 計測ポイント
 - ・標準試験器による実測値と画面表示値との比較、校正

「自動制御設備点検項目一覧」

機器名称	点検内容	実施時期			備考
		夏期	冬期	年6回	
電源ユニット (PDU) (MCU)	冷却ファンの動作確認 冷却ファンのクリーンアップ 各部のクリーンアップ ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 電源、接続端子等の締付確認 電源電圧、リップルの測定・調整				
NET30 IOU入出力ユニット (MCU)	冷却ファンの動作確認 冷却ファンのクリーンアップ 各部のクリーンアップ (1)カードユニット (2)コントロールユニット (3)HDD 外観点検(IOU) (1)ケーブル、コネクタ類装着状態の確認 (外部接続) (2)ケーブル、コネクタ類装着状態の確認 (内部接続) (3)各端子等の締付確認 フロッピーディスクユニット機能確認 ハードディスクユニット点検 LED等の表示機能の確認 アラーム音量確認・調整 バックアップバッテリー充放電電圧測定 リセット機能の確認				
CRT (20" CRT) (MCU)	消磁 (1)デガウススイッチ (2)消磁器 コンバージェンス(色ズレ、色ムラ) フォーカス確認 ホワイトバランスの点検調整 コントラストの点検調整 画面サイズ表示位置の点検調整				
キーボードマウス (MCU)	作動点検 (1)キーボード (2)マウス スライディングシートの点検 Lサイズバットの交換				

<p>サブセントラルユニット (SCU)</p>	<p>冷却ファンの動作確認 冷却ファンのクリーンアップ 各部のクリーンアップ (1)各電源部 (2)カードユニット (3)コントロールユニット ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 LED等の表示機能の確認 バックアップバッテリー-充放電電圧測定 リモートユニット伝送電圧調整 電源、接続端子等の締付確認 電源電圧、リップルの測定・調整</p>				
<p>サービスデータターミナル (SDT)</p>	<p>各部のクリーンアップ (1)本体 (2)CRTシャーシ、コントロールカード (3)FDU ケーブル、コネクタ類の装着状態の確認 フロッピーディスクヘッドクリーニング フロッピーディスク動作確認 CRTフォーカス確認 CRT消磁 電源、接続端子等の締付確認 電源電圧、リップルの測定・調整</p>				
<p>システム機能 (MCU) (SUC)</p>	<p>監視機能 データ処理、設定機能 システム構成機器管理機能 メモリバックアップ機能 プログラム機能</p>				
<p>ソフトウェア - 診断 (MCU) (SUC)</p>	<p>{ 各種プログラムの機能の確認、設定 } タイムプログラム イベントプログラム CPAスケジュール トレンドバーグラフ 空調機制御用ソフトウェア設定プログラム 各計測 H/L 設定誤差修正 ポイント表確認 ループチェック インターホンチェック</p>				
<p>ハードコピー プリンター (HCP)</p>	<p>カバーオープンスイッチの動作確認 ペーパーエンド検出スイッチの動作確認 冷却ファン回転状態確認 各部のクリーンアップ (1)冷却ファン (2)電源部 (3)コントロールカード 付着インクの除去 内部の異物、ほこり、汚れ除去 ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 グリスアップ</p>				

	<p>裯、ワッシャー、ナットの締付確認 操作パネルの機能確認 テスト印字による印字確認 電源電圧、リップルの測定・調整</p>				
<p>メッセージブ リントー (M P R)</p>	<p>外観点検 テスト印字による印字品質確認 原点検出スイッチの動作確認 加へ-オープンスイッチの動作確認 へ-パ-エンド 検出スイッチの動作確認 赤黒切換制御の確認 操作パネルの機能確認 内部の異物、ほこり、汚れ除去 ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 冷却ファン回転状態確認 各部のクリーンアップ (1)冷却ファン (2)電源部 (3)コントロールカード 裯、ワッシャー、ナットの締付確認 グリスアップ 付着インクの除去 電源電圧、リップルの測定・調整</p>				
<p>ロギングブ リントー (L P R)</p>	<p>外観点検 テスト印字による印字品質確認 原点検出スイッチの動作確認 加へ-オープンスイッチの動作確認 へ-パ-エンド 検出スイッチの動作確認 赤黒切換制御の確認 操作パネルの機能確認 内部の異物、ほこり、汚れ除去 ケーブル、コネクタ類の装着状態確認 冷却ファン回転状態確認 各部のクリーンアップ (1)冷却ファン (2)電源部 (3)コントロールカード 裯、ワッシャー、ナットの締付確認 グリスアップ 付着インクの除去 電源電圧、リップルの測定・調整</p>				
<p>無停電電源装 置(U P S)</p>	<p>冷却ファンの動作確認 盤面表示灯の確認 外観点検 インバ-タ出力電圧波形の確認 絶縁抵抗試験 定電圧特性試験 バッテリー電池の点検 内外面のクリーンアップ</p>				
<p>グラフィック</p>	<p>表示 L E Dの確認</p>				

パネル(GP) (シーケンサ制御盤 含む)	各部回路の清掃				
リモートユニ ット (DDC)	<p>外観点検</p> <p>(1)CPUボードクリーンアップ</p> <p>(2)ファンクションカードクリーンアップ</p> <p>(3)シャーシ内クリーンアップ</p> <p>スロットケーブルコネクタ入出力端子増締め</p> <p>電源ユニット制御電圧、伝送信号点検</p> <p>入出力デジタルポイント</p> <p>(1)発停出力リレーの作動確認</p> <p>入出力アナログポイント</p> <p>(1)ファンクションカードへの模擬入力信号 による出力信号校正</p> <p>(2)温湿度計測器との実測比例及 び校正</p> <p>積算ポイント</p> <p>(1)ファンクションカードへの模擬入力信号 による出力信号校正</p>				
自動制御盤 (RS)	<p>外観チェックと清掃及び端子の緩 み点検</p> <p>組付リレー類、コネクタ類点検</p> <p>制御電圧の点検</p> <p>伝送信号点検</p> <p>出力リレー等の点検</p> <p>端子上のネジの締付</p> <p>焼損、汚損の有無</p> <p>その他必要事項</p>				
<p>温度発信器</p> <p>TY201B</p> <p>TY7095A</p> <p>T7090C</p> <p>TY7700B</p> <p>HY7019B</p> <p>湿度発信器</p> <p>HY7096A</p> <p>HY7014B</p>	<p>外観目視点検及び取付状態の確認</p> <p>配線端子の緩み点検及び増締め</p> <p>実測又は標準試験器による誤差点 検</p> <p>伝送電圧の点検</p> <p>コントローラとの伝送状態の点検確認</p> <p>検出器又は発信器・調節計・操作 部等関連部とのループ作動試験</p> <p>実制御における制御状態での点検 ・確認</p>				冬期は 加湿関 係を含 む
<p>コントローラ</p> <p>WY7211A</p> <p>RY7240D</p> <p>RY7240S</p> <p>RY7220A</p> <p>RY7200K</p>	<p>外観目視点検及び取付状態の確認</p> <p>本体の清掃</p> <p>配線端子の緩み点検及び増締め</p> <p>電源電圧・各制御電圧の点検及び バックアップ電池の点検</p> <p>各ファイルのデライト状態及びエラー状態の 確認</p> <p>軽故障・アラーム状態・システムエラー値の点 検・確認</p> <p>制御パラメータ及び制御プログラムの作 動確認</p>				

	<p>上位伝送状態の点検確認 各センサ・変換器との伝送状態の点検・確認 アナログデータに対する誤差試験 各入出力信号(発停・警報・アナログ)に対する調節計の作動点検 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検 規定値の設定 最適値の設定 実制御における制御状態での点検・確認・調整</p>				
変換器 (盤内組込機器)	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 本体の清掃 配線端子の緩み点検及び増締め 電源・電圧の確認 標準試験器によるゼロ・スパン調整 各設定に対する出力信号状態の点検確認 伝送電圧の確認 コントローラとの伝送状態の点検確認 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検 実制御における制御状態での点検・確認・調整</p>				
操作器 (M904F)	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 本体の清掃 リキージェ組付状態の確認及びストローク調整・回転角度点検 モータの回転作動・回転角度点検 ポテンシオメータ接触の清掃及び点検 伝送電圧の点検 コントローラとの伝送状態の点検確認 発信器・コントローラ・変換器・操作部等関連部とのループ作動点検 実制御における制御状態での点検・確認・調整</p>				
温度調節器 湿度調節器 圧力調節器 (R30,R31)	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 本体の清掃 配線端子の緩み点検及び増締め 内蔵機器的可動部分の動作確認 比例帯又はデッドタイムの点検 実測に対する点検校正 調節器と操作部等関連部とのループ作動点検 規定値の誤差点検 最適値の設定 実制御における制御状態での点検・確認・調整</p>				

<p>電動弁リレー (Q 4 5 5 C)</p>	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 本体の清掃 リレー組付状態の確認及びストローク調整・回転角度点検 セ、ナット類の締付状態の確認 クランクアームのストローク調整</p>				
<p>自動制御用調節弁 電動 3 方弁 (V5065A) 電動 2 方弁 (V5063A)</p>	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 じんあいの除去 グランド部漏れ点検 バルブストローク作動点検及び閉止位置での漏れ点検・調整 検出器又は発信器・調整器・操作部等関連部とのループ作動点検調整 実制御における制御状態での点検・確認・調整</p>				
<p>加湿用電動弁 (N-20-100)</p>	<p>電圧・確認 タイミング 可動部の円滑さ 機械的バランス トルク 断線の有無 漏れ 本体の腐食 調節器との動作確認</p>				
<p>ファンコイル用温度調節器 T6065B T675A TAF-V94A</p>	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 本体の清掃 配線端子の緩み点検及び増締め 各設定の確認・調整 (比例帯, 積分値, 不感帯, 作動隙間) 実測に対する点検校正 検出器又は発信器・調整計・操作部等関連部とのループ作動点検調整 規定値の誤差点検 最適値の設定 実制御における制御状態での点検・確認・調整</p>				
<p>ファンコイル用電動 3 方弁 V4044A AB26ZA04</p>	<p>電圧・確認 タイミング 可動部の円滑さ 機械的バランス トルク 断線の有無 漏れ 本体の腐食 調節器との動作確認</p>				
<p>液面指示・発信器 DL-811</p>	<p>外観目視点検及び取付状態の確認 配線端子の緩み点検及び増締め 実測又は標準試験器による誤差点</p>				

ELR-2-81100 ATL-303N AL-532	検 検出器又は発信器・調節計・操作 部等関連部とのループ作動点検調 整 実制御における制御状態での点検 ・確認・調整				
加湿用スレーナ 部	冬期加湿スレーナ部の清掃及び点検整 備				
停電時作業	全館停電時において、中央監視装置 全体に対する影響を確認し、動作確 認を行う。				年 1 回

*1 夏期に が適用されている項目については、年 1 回の点検周期とする。

*2 冬期に が適用されている項目については、年 1 回の点検周期とする。

「中央監視装置管理点数表」

設置 場所	発停	状態	警報	積算	計 測					開度	温度 設定	湿度 設定
					温度	湿度	液面	圧力	濃度			
B2F	60	73	81	6	49	-	5	1	1	1	5	-
B1F	33	7	18	12	18	8	-	-	-	7	7	7
1F	36	8	16	-	20	8	-	-	-	8	8	8
2F	36	8	16	-	24	8	-	-	-	8	8	8
3F	34	8	16	-	23	7	-	-	-	7	8	6
4F	36	8	16	-	23	8	-	-	-	8	8	8
5F	33	8	14	-	21	6	-	-	-	7	8	6
6F	36	8	16	-	24	8	-	-	-	8	8	8
7F	36	8	16	-	24	8	-	-	-	8	8	8
8F	36	8	24	-	23	8	-	-	-	8	8	8
9F	20	5	12	-	14	6	-	-	-	4	4	4
10F	42	14	17	-	21	7	-	-	-	8	10	6
11F	32	10	12	-	16	4	-	-	-	6	6	6
RF	51	22	35	6	28	1	3	-	-	2	23	2
合計	521	195	309	24	328	87	8	1	1	90	119	85

地下オイルタンク等点検

1) 点検対象

「別紙 1」地下オイルタンク (80,000 ㍓ (灯油) × 2 基) 及び同系統のトレンチ内送油管とする。

2) 点検内容

「共通仕様書」第 2 編 4.4.1 オイルタンク (地下式オイルタンク、地上式オイルタンク、オイルサービスタンク) 及び消防法第 14 条の 3 の 2 により、地下オイルタンク及び土中埋設送油管の定期点検 (気密試験) を行う。なお、地下オイルタンク・気相部は微加圧法、液相部は減圧法 (-20kpa) 及び土中埋設配管は加圧法による気密試験とする。

3) 点検周期

点検回数は年 1 回とする。

飲料水等の水質検査

1) 点検対象

飲料水（給水・給湯）、井水、雑用水及び厨房排水の水質検査を行う。

2) 点検内容

）飲料水（給水・給湯）・井水の水質検査を下記の要領で行う。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき、給水設備の水質が水道法第4条第1項で定められた水質基準に適合しているかについて検査する。なお、検査方法等は厚生労働省令及び同省通知によるほか下記による。

a) 検査回数 飲料水（給水） 年2回（9月・3月）

飲料水（給湯） 年2回（9月・3月）

井水 年1回（9月）

b) 検査項目 省略不可項目10項目、重金属等5項目、消毒副生成物等12項目

ただし、3月の検査は省略不可項目のみとする。

）雑用水の水質検査を下記の要領で行う。

a) 検査回数 年間12回（月1回）

b) 検査項目 水素イオン濃度(pH)、臭気、外観、大腸菌、濁度

c) 検査方法 B1F女子トイレより採水して検査する。

（計量方法は水質基準に関する省令による。）

d) 検査報告 水質測定記録票を検査ごとに提出する。

（記録票は、下水道法施行規則に定められた様式による。）

）厨房排水の水質検査を下記の要領で行う。

a) 検査回数 年間26回（2週間に1回）

b) 検査項目 水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量

(BOD)、浮遊物質(S S)、

ノルマルヘキサン抽出物質

c) 検査方法 厨房排水系統の排水桝より採水して検査する。

（計量方法はJIS K 0102及び環境庁告示による。）

d) 検査報告 水質測定記録票を検査ごとに提出する。

（記録票は、下水道法施行規則に定められた様式による。）

3) その他

・採水場所、採水日、採水時間等については、予め施設管理担当者と協議して決定すると共に、年間工程表を作成して提出すること。

・各検査終了後、速やかに検査結果報告書を提出すること。

受水槽点検清掃

1) 点検対象

受水槽1台、高置水槽（上水）3台及び高置水槽（中水）2台とする。

2) 点検内容

「共通仕様書」第2編4.5.1受水タンク・高置タンク（高架タンク）の各点検を行う。4.5.2受水タンク・高置タンク（高架タンク）の清掃に従い、清掃を行う。

3) 点検周期

点検回数は年1回とする。

4) その他

・点検及び清掃は水槽を切り替えながら実施し、庁舎内にて断水することがないように、休日に作業を行うこと。

ファンコイルユニット

1) 点検対象

「別紙1」に示すファンコイルユニット(全103台)とする。

2) 点検内容

「共通仕様書」第2編 4.4.6 ファンコイルユニット・ファンコンベクターの項によるシーズンイン点検を行う。(年2回)

また、冷房運転中にドレンパンの排水確認及び必要に応じ掃を行う。(年1回)

「建築基準法」に基づく定期点検

1) 「建築基準法」第12条第2項及び第4項に基づいた定期点検を行う。

2) 点検は一級建築士若しくは二級建築士又は特殊建築物調査資格者(建築物の敷地及び構造の点検の場合に限る)の資格を有したものが行う。

危険物施設の定期点検

1) 点検対象

地下タンク貯蔵所、一般取扱所(ボイラー等、発電機等)及び危険物貯蔵所(特別高圧電気室)とする。

2) 点検内容

「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(平成3年5月28日付け消防危第48号消防危険物規則課長通知)による点検を「危険物取扱者」が行う。

3) 点検周期

点検回数は年6回とする。

5. その他

- (1) 設備機器に故障等が発生した場合は、直ちに施設管理担当者と調整を図り、必要な措置を講じること。
- (2) 作業の実施に当たっては、施設、第三者、備品等に対し、損害を与えないように必要な措置を行うこと。
- (3) 点検中に誤操作や過失により、施設等に損害を与えた場合は、落札事業者の責任において速やかに復旧させること。
- (4) 業務の実施に伴い発生した廃棄物については適切に処理を行うこと。

1 . 業務件名：受電設備等運転監視・点検保守業務影響

2 . 業務概要

本業務は 3 号館に設置してある受電設備等の運転監視並びに受電設備・発電設備等の定期、日常点検保守を行うものである。

3 . 対象機器 別紙 1 のとおり。（詳細は別添参考資料による。）

4 . 業務内容

(1) 本資料に記載されていない事項は共通仕様書によるものとし重複した項目については原則本稿が優先する。

(2) 業務一般

1) 業務の種別

業務の実施は、次の各種別により業務担当者が実施するものとする。

運転・監視業務

この業務は、履行期間内の毎日、実施するものとし、中央監視室に常駐（設備の巡回時を除く。）し、各種監視盤の監視及び諸設備の巡回を行うほか、設備の異常又は事故等による緊急時に対処できるよう、保安上の操作準備を行う等の待機業務を行うものをいう。

日常点検業務

この業務は、履行期間内の月曜日から金曜日（休日を除く。）に点検対象設備の保守点検業務を行うことをいい、保安上及び作業の安全性から複数の業務担当者により、実施するものとする。

宿直業務

この業務は、(1)の運転・監視業務と同様な業務をいい、履行期間内の毎日、実施するものとする。

定期点検業務（年、半年）

履行期間内で業務責任者と監督職員が協議し、決定した日（1年に1回の年点検時とする。毎年1月中旬）に実施する保守点検業務をいう。（発電設備関係は半年毎に実施し、1回は年点検に合わせる）

店舗等の検針（検針・報告）

2) 履行項目

共通仕様書第 2 編定期点検等及び保守、第 3 編運転・監視及び日常点検・保守並びに本仕様書に記載された事項によるものとしこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。

(3) 作業管理

1) 業務責任者は、この業務の実施にあたり、常に作業の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。

2) 業務責任者は、台風、豪雨及び地震等その他の天災に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。なお、災害の発生若しくは発生のおそれがある場合には、監督職員の指示により、本業務の工程を変更することがある。

3) 業務責任者及び副責任者は、設備の系統及び状況について既存図面並びに過去の報告書により常に把握しトラブルに備えるものとする。

(4) 各業務の補足事項

1) 運転・監視業務

受配電設備、予備発電設備及び高圧負荷設備等の監視、点検、操作及び記録を行うものとし、保安を確保するとともに、受電日誌に指定時間ごとの状態を正確に記録整理するものとする。

2) 日常点検業務

月点検周期以内の業務を月内に実施できるよう、計画表を作成し、次に掲げる業務を実施するものとする。

予備発電設備

予備発電装置の定期試運転、各部の点検記録及び清掃

低圧配電盤からの幹線、各階分電盤及び負荷設備の点検記録並びに各階配線室の清掃

照明器具等のランプ、安定器等の部品交換、器具清掃（部品交換時とする。）及び記録

事務室及び共用部（各階の廊下、エレベータホール等）の照度測定及び記録（監督職員が指示する場所を年2回実施する）

庁舎内外の共用部を毎月1回定期巡回し、照明施設等の不点その他障害箇所の発見及び記録。

動力設備の低圧配電盤から負荷設備（制御盤を含む）までの配線の点検、測定及び記録、制御盤の点検清掃

直流電源設備の点検、電圧電流測定、記録及び清掃

構内（屋外）監視カメラ各部の切換操作、制御動作の確認及び点検清掃

3) 定期点検業務（年点検）

年1回実施する受配電設備の全停電を伴う点検整備時においては、次に掲げる業務を実施するものとする。

東京電力22KV配電グループとの連絡及び確認作業

受電設備の停止及び運転操作作業

当庁舎の仮設電源の切換え等の連絡及び確認作業

庁舎管理上の各室（中央監視室、守衛室及び電話交換機室等）の仮設電源確保のための作業

分電盤、配電盤及び動力盤等の低圧回路の絶縁測定及び記録

点検完了後に施設ごとのデ - タ等を検討解析し、技術的な所見、提言等の報告書作成作業

受配電設備の年次点検（半年点検含む）においては、納入メーカー若しくは納入

メーカーと同等の検査能力を有すると認定された者により行うものとする。

業務の履行中又は履行後発生した不良個所で明らかに履行者の責に起因すると認められるものについては、落札事業者の責に於いて速やかに処置するものとする。

点検の実施に当たっては停電を伴うので、停電に対する重要箇所への仮設電源設備（300KVA以上）を別途設けて、重要施設及び作業箇所の照明、非常用設備並びに通信設備等の電源を確保するものとする。

消防設備の点検は該当する消防設備士又は消防設備点検資格者免許の交付を受けているものを行うものとする。

直流電源装置及び蓄電池の点検にあたっては、蓄電池の内部抵抗測定等を行い蓄電池の劣化を確認するものとする。

高圧配電室内、接地端子盤の接地抵抗を測定する。

4)定期点検業務（半年）

半年点検整備においては、受配電設備点検整備と連携し実施することとし、停復電時及び点検中の事象に備えることを目的として、技術者を配置するものとする。

設備機器に不良が生じた時は、直ちに技術者を派遣して点検、調整等必要な措置を講ずるものとする。

発電設備の年次点検（半年点検含む）においては、納入メーカー若しくは納入メーカーと同等の検査能力を有すると認定された者により行うものとする。

交換部品（下表参照）の交換を本（年次）点検に併せ実施するものとする。

部 品 名	規 格 等	数 量	備 考
燃料油フィルター		2個	
潤滑油フィルター		2個	
潤滑油		4缶	

5)宿直業務

受配電設備、予備発電設備及び高圧負荷設備等の監視、点検、操作及び記録を行うものとし、保安を確保するとともに、受電日誌に指定時間ごとの状態を正確に記録整理するものとする。

ただし、23時00分から翌日の6時00分までの間は記録を省略することができる。

(5)他の年点検業務

1)車路警報装置

車路警報装置の動作機能確認

電源回路の絶縁測定及び記録

2)避雷針及び接地極

避雷針突針部、支柱及び導体並びに躯体溶接箇所の点検、取付けボルト類の増締め。

接地極表示票等の確認及び接地抵抗の測定及び記録。

3)OA用分岐盤（各階資料室内等）

分岐盤及び分電盤回路の絶縁測定、接地点検、端子の取付、端子増締め記録

分岐盤及び分電盤周辺環境点検確認

4)消防設備（非常用コンセント設備）の点検

消防設備の点検は該当する消防設備士又は消防設備点検資格者免許の交付を受け

ているものが行うものとする。

消防設備等の点検結果を昭和50年消防庁告示第14号に定める消防用設備等点検結果報告書に添付する点検表に記載し3部提出するものとする。

(6) 自動ドア設備

1) 作業概要

3号館に設置されている自動扉11箇所(B1F:ホットラインステーション、玄関、多機能トイレ、1F:玄関2箇所、ロビー喫煙コーナー、多機能トイレ、4F:多機能トイレ2箇所、7F:多機能トイレ、10F:多機能トイレ)の性能及び機能が常に良好な状態に作動、維持されるよう点検保守を行う。

2) 業務仕様

- ・点検は3ヶ月に1回(年間4回実施する。)
- ・点検項目は、建築保全業務共通仕様書(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、財団法人建築保全センター編集発行)によるものとする。
- ・技術員(自動ドア施工技能士の有資格者)を派遣し、点検保守を行うものとし、自動ドア安全ガイドライン(スライド式自動ドア編)を遵守する。
- ・点検においては現状の使用状況(開閉回数・開閉速度)を確認すること。
- ・点検終了後報告書を提出すること。
- ・保守点検に必要な各種測定器、工具、消耗品は落札事業者の負担とする。
- ・障害が生じたときは、直ちに技術員を派遣して点検、調整、軽微な修理、試験等必要な措置を講ずるものとする。

(7) 受電設備等の操作

1) 受電設備の操作は、監督職員の指示がなければ操作してはならない。

ただし、事故等による緊急時は東京電力(株)銀座支店配電部22KV配電グループと打合せのうえ、直ちに保安上必要な処置をとるとともに原因等を除去し、安全を確認した後に速やかに操作するものとする。

2) 配電設備の操作は、監督職員の指示がなければ操作してはならない。

ただし、事故等による緊急時は、直ちに保安上必要な処置をとるとともに原因等を除去し、安全を確認した後に速やかに操作するものとする。

また、夏季において契約電力を超過しないように必要に応じて監督職員管理のもと操作を行う。(デマンドコントロール:契約後1ヶ月以内に要領書を作成のうえ提出すること。)

3) 予備発電装置の操作

予備発電装置は、通常自動起動できる体制にして待機させるものとする。

4) 各設備の操作に関する処置及び記録

業務担当者は、受電設備等の操作を行った場合には操作後、直ちにその理由及び処置の内容等を監督職員に報告するものとする。

ただし、予備発電設備の定期操作は除くものとする。

事故発生日時及び操作日時

事故発生場所

動作継電器の名称及び計器の指示

機器等の動作状況及び操作した機器名

東京電力(株)22KV配電グループへの連絡者及び受信者氏名及び時間

監督職員の指示事項

その他参考事項

(8) 障害等の調査等

保守点検の結果、設備（部品）の故障（老朽、破損及び腐食を含む。）及び保全管理上の問題点があった場合には速やかに報告するとともに、場所、箇所、設備（部品名）、不良内容（原因、状態）及び処理方法等を報告するものとする。

また、電気設備の障害対応のうち急を要するものについては、保全管理上支障がないよう対策を施すものとし、処理内容、作業時間等を報告するものとする。

5 . その他

(1) 関係法令等

電気事業法及びこれに基づく諸規則

電気通信事業法及びこれに基づく諸規則

消防法及びこれに基づく諸規則

日本工業規格（ J I S ）

電気学会電気規格調査会標準規格（ J E C ）

(2) 本庁舎において、別途電気設備等の工事が実施される場合は、工事の内容、工事設備の機能等の把握を行い必要な対応（立会確認等）を行うものとする。

(3) 消防設備及び非常放送設備について各機能を把握し、必要に応じて操作補助を行うものとする。

(4) 空調設備及び衛生設備監視盤において業務担当者が不在の場合、各設備の異常又は事故等による緊急時の連絡を監督職員に行うものとする。

(5) 業務期間中、履行者の不注意により建物、設備等に損傷その他の損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告すると共に復旧又は落札事業者の責任において補修等を行わせる場合がある。

(6) 契約期間満了又は解除された場合は、監督職員立ち会いのもとに次期業務担当者等に関係資料の一切を引き継ぐものとする。

(7) 保全に必要な点検及び試験の周期を励行し、障害発生を未然に防ぐとともに万一障害が発生した場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受け対応するものとする。（対応とは、応急復旧、原因究明、復旧及び再発防止対策の立案とする。）

また、ブレーカリップ等入居者からの連絡によるものも同様とする。

(8) その他、本資料に記載ない事項又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議してこれを定める。

受変電設備等機器一覧表

(参考資料)

(中央合同庁舎3号館)

区分	機器名	性能等	設置場所	数量 単位	日常点検	3ヶ月点検 (4回)	6ヶ月点検 (2回)	12ヶ月点検	メーカー 型式	
受電設備	(受変電設備室)									
	特別高圧	特高閉鎖配電盤	22kVループ受電方式	特別高圧室	5 面					三菱 HS-A型
		特高断路器	DS 24kV 630A	特別高圧室	3 台					三菱 20-DM-12
		特高計器用変成器		特別高圧室	9 個					三菱 GW-22A,BS-HB
		保護継電器		特別高圧室	2 台					三菱 CAC1-A01D2
		保護継電器		特別高圧室	3 台					三菱 MSR-3-2030
		特高遮断機	VCB 24kV 630A	特別高圧室	4 台					三菱 20-VPR-25C
		特高変圧器	モールド風冷式 3 3W 22/3.3kV 4000kVA	特別高圧室	2 台					三菱 ES-B型
		避雷器	28kV	特別高圧室	2 台					三菱 ZS-C1
		特高監視盤		特別高圧室	1 面					三菱 SWITCH BOARD
	特高保護継電器盤		特別高圧室	1 面					三菱 SWITCH BOARD	
	高圧	高圧閉鎖配電盤		高低圧配電室	44 面					三菱 FF形
		高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 1200A 25kA	高低圧配電室	5 台					三菱 VF-20DM-CD
		高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA	高低圧配電室	21 台					三菱 VF-20DM-CD
		高圧負荷開閉器	LBS 3.6kV 200A	高低圧配電室	14 台					三菱 SCT,SCL
		計器用変成器		高低圧配電室	101 個					
		保護継電器		高低圧配電室	40 台					
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 500kVA	高低圧配電室	5 台					三菱 CV-F形
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 300kVA	高低圧配電室	2 台					三菱 CV-F形
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 200kVA	高低圧配電室	1 台					三菱 CV-F形
		高圧変圧器	モールド型 3 4W 3.3kV/182-105V 500kVA	高低圧配電室	2 台					三菱 CV-FP形
		高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 200kVA	高低圧配電室	4 台					三菱 CV-F形
		高圧変圧器	モールド型 3 6W 3.3kV/210-105V 50kVA	高低圧配電室	1 台					三菱 CV-F形
		避雷器	4.2kV	高低圧配電室	2 台					三菱 MASE形
		高圧真空負荷開閉器	VCS 3.6kV 200A	高低圧配電室	10 台					三菱 VZ2-VL-D形
		高圧コンデンサ	窒素ガス封入式 3510V 319kvar 放電抵抗付	高低圧配電室	10 台					三菱 AMM-HB
		直列リアクトル	19.1kvar	高低圧配電室	10 台					三菱 GN-1M
		低圧配電盤		高低圧配電室	22 面					三菱 FF形
		直流電源装置	非常照明用100V MSEX900Ah 54個	高低圧配電室	1 組					GS SGR3-121-600CAP
		直流電源装置	操作制御用100V MSEX300Ah 52個	高低圧配電室	1 組					GS BR0S10150TRGP
		直流電源装置	弱電用24V MSEX50Ah-12V 2個	高低圧配電室	1 組					GS BR0S02030TBGP
	中央監視盤	グラフィック TFT液晶 プリンター	中央監視室	1 式					三菱	
	(PH北電気室)									
高圧	高圧閉鎖配電盤		PH北配電室	11 面					三菱 FF形,白川 PF・S形	
	高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA	PH北配電室	3 台					三菱 VF-20DM-CD	
	高圧負荷開閉器	LBS 3.6kV 200A	PH北配電室	8 台					三菱 SCT,SCL	
	計器用変成器		PH北配電室	30 個						
	保護継電器		PH北配電室	11 台						
	高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 500kVA	PH北配電室	1 台					三菱 CV-FPX形	
	高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 200kVA	PH北配電室	2 台					三菱 CV-FPX形	
	高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 200kVA	PH北配電室	1 台					東芝 RCT-N21形	
	高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 75kVA	PH北配電室	1 台					三菱 CV-FPX形	
	高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 75kVA	PH北配電室	2 台					三菱 CV-FPX形	
	高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 50kVA	PH北配電室	1 台					三菱 CV-FPX形	
	低圧配電盤		PH北配電室	9 面					三菱 FF形 PF・S形	
	直流電源装置	非常照明・操作用100V MSEX500Ah 54個	PH北配電室	1 組					GS SGF3-121-350CA	

受変電設備等機器一覧表

(参考資料)

(中央合同庁舎3号館)

区分	機器名	性能等	設置場所	数量 単位	日常点検	3ヶ月点検 (4回)	6ヶ月点検 (2回)	12ヶ月点検	メーカー 型式	
受電設備	(PH南電気室)									
	高圧	高圧閉鎖配電盤		PH南配電室	9 面					三菱 FF形
		高圧真空遮断器	VCB 3.6kV 600A 25kA	PH南配電室	3 台					三菱 VF-20DM-CD
		高圧負荷開閉器	LBS 3.6kV 200A	PH南配電室	6 台					三菱 SCT,SCL
		計器用変成器		PH南配電室	24 個					
		保護継電器		PH南配電室	9 台					
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 500kVA	PH南配電室	1 台					三菱 CV-FPX形
		高圧変圧器	モールド型 3 3W 3.3kV/210V 150kVA	PH南配電室	2 台					三菱 CV-FPX形
		高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 75kVA	PH南配電室	2 台					三菱 CV-FPX形
		高圧変圧器	モールド型 1 3W 3.3kV/210-105V 50kVA	PH南配電室	1 台					三菱 CV-FPX形
低圧配電盤			PH南配電室	8 面					三菱 FF形, 白川	
直流電源装置	非常照明・操作用100V MSEX500Ah 54個	PH南配電室	1 組					GS SGF3-121-380CA		
発電機	(非常用予備発電機)									
	発電機	非常用予備発電装置	3 3W3.3kV 1000kVA ガスタービン 1200PS(灯油)	予備発電室	2 台					ヤンマー AT1200S
		排気消音器		予備発電室	2 台					
		自動始動盤		予備発電室	2 面					東芝
		発電機盤		予備発電室	2 面					東芝
		自動同期盤		予備発電室	1 面					東芝
		高圧真空遮断器	VCB 7.2/3.6kV 600A 12.5kA	予備発電室	3 台					東芝 VH-6J13S
		計器用変成器		予備発電室	13 個					
		保護継電器		予備発電室	10 台					
		始動用直流電源装置	24V HS-700E 12個	予備発電室	2 組					GS GTFC24-75V
		制御用直流電源装置	108V 6V蓄電池 18個(HS-100E 54セル)	予備発電室	1 組					GS GTSB100-20V
		燃料小出槽	950L	予備発電室	1 式					
		燃料移送ポンプ		予備発電室	2 台					
太陽光		(太陽光発電設備)								
	太陽光	太陽電池モジュール	46.092kW(167W×276枚) 中継端子箱	屋外	1 式					京セラ SPG167-04
		パワーコンディショナー盤	交流出力 3 3W202V 50kW(みなし低圧連系)	屋内	1 面					日本電池 LBBA-50-T3
		表示板	58インチ プラスディスプレイ×2面 計測・表示・登録用PC	屋内	1 式					
機側設備・ 負荷設備等	(機側負荷)									
	高圧	高圧閉鎖配電盤(冷温水)		機械室	8 面					三菱 CB形
		高圧電磁接触器	3.6kV 200A	機械室	12 台					VZ2-CE-C,VZ2-PE-C
		計器用変成器		機械室	18 個					
		保護継電器		機械室	13 台					
	高圧	高圧閉鎖配電盤(スプリンクラー)		機械室	1 面					白川 PF-S形
		高圧電磁接触器	3.6kV 200A	機械室	3 台					三菱 VZ2-PE-D
		計器用変成器		機械室	4 個					
		保護継電器		機械室	1 台					
	低圧	動力盤等	空調、ポンプ設備用等	各所	154 面					
		分電盤等	非常用、一般用及びVIOA用	各所	453 面					
		照明及びコンセント設備	照明 20210灯 コンセント 3130回路	各所	1 式					
		外灯設備		屋外	10 灯					
		航空障害灯		鉄塔	2 灯					
	その他	構内監視カメラ装置	屋外カメラ装置7台 モニタ4台	守衛室外	1 式					日立国際
車路警報装置		警報機2台 センサー2個 制御盤1面	駐車場	1 式					小糸	
避雷設備及び接地極		避雷針1箇所 避雷導線8箇所 接地極6箇所	屋上及び屋外	1 式						
自動ドア		11箇所	各所	1 式					ナブコ	

1. 業務件名 昇降機の点検保守

2. 業務概要 3号館の昇降機設備(エレベーター全14機)の定期点検・保守及び整備を行う。

3. 業務対象

号機	方式	用途	積載量 (kg)	速度 (m/分)	停止階床数	停止階	停止階設定	制御方式	戸	運転方式	地震時管制運転(感知器)	火災時管制運転	自家発時管制運転	停電時救出運転	身体障害者用	オートアタックス	リストスタート機能	製造業者	設置年月日	
1	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き	群管理全自動	精密級(P波)							オーチス	平成10年11月3日	
2	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									オーチス	平成11年9月28日	
3	ロープ式	乗用	1,000	105	12	B1~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									オーチス	平成13年10月1日	
4	ロープ式	乗用	1,000	105	13	B2~11	B1~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									オーチス	平成13年10月30日	
5	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き	群管理全自動	同上							三菱電機	平成5年11月8日	
6	ロープ式	乗用	1,000	120	13	B2~11	B2~6	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									三菱電機	平成5年11月8日	
7	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き	群管理全自動	同上							三菱電機	平成17年3月10日	
8	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									三菱電機	平成17年3月10日	
9	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									三菱電機	平成13年10月22日	
10	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	B1・1・6~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									三菱電機	平成13年12月17日	
11	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1~5	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									三菱電機	平成14年2月28日	
12	ロープ式	乗用	1,000	120	12	B1~11	1・4	可変電圧可変周波数制御	2枚戸片開き									三菱電機	平成14年2月28日	
13	ロープ式	人荷共用・非常用	1,150	90	13	B2~11	B2~11	可変電圧可変周波数制御	2枚戸中央開き	乗合全自動	同上							三菱電機	平成14年12月17日	
14	ロープ式	人荷共用・非常用	1,150	90	14	B2~11・P	B2~11・P	可変電圧可変周波数制御	2枚戸中央開き	乗合全自動	同上								三菱電機	平成14年3月4日
1	製造業者	オーチス・・・日本オーチス・エレベーター株式会社 三菱電機・・・三菱電機株式会社																		

4. 業務内容

(1) 業務内容

「共通仕様書」第2編 7.2.5 ロープ式エレベーターの項に 7.2.8 非常用エレベーターの項によるほか、次による。

1) フルメンテナンス契約とする。

2) 性能検査の立会を行う。

労働安全衛生法、クレーン等安全規則に基づく性能検査に立ち会うものとし、検査に要する費用は落札事業者の負担とする。

3) 緊急時の対応を行う。

受注者は故障発生等緊急の連絡を受けた際は、業務関係者により30分以内に必要な措置に着手する。作業終了後は監督職員に報告書を提出し、承諾が得られるまで庁舎内にて正常な運行を確認する。なお、原則として24時間以内に復旧させる。また、故障等が他号機も同様に発生する恐れのある場合は、他号機も同様に部品の修理や交換等を行う。

4. その他

(1) 点検は1台ずつ行い、同時に複数台の点検は行わない。

(2) 1日の実施台数は、最大4台までとする。

(3) 点検時間は、午前が10時から11時30分、午後が13時30分から18時15分とする。

また、人荷用の13・14号機は15時30分以降とする。

(4) 月例点検は全ての週に作業を行うように点検日を分散すること。

(5) No.12号機の点検は、当日予定変更を依頼する場合がある。

(6) 夜間・休日を含め24時間体制で故障発生等の連絡を受け付けすること。また、連絡後30

分以内に保守等に着手すること。

- (7) 業務責任者は、緊急時等を除き、全ての作業に立ち会うこと。
- (8) 保守点検業務に使用する材料は、3号館に設置されたエレベーター製造業者の部品及びJIS等の規格品とし、良好な品質のものとする。
- (9) 点検等により交換を行った機器及び部品等は、部品管理台帳として整備すること。

1. 業務件名 構内自動電話交換装置等保守業務
2. 業務概要 本業務は、3号館に設置してある構内自動電話交換装置及び2号館の国土交通省として所管するリモートスイッチ並びに電話機等の保守点検業務を行うものであり、発生した故障、不具合対応を含むものである。
3. 対象機器 別紙1のとおり。(詳細は別添参考資料による。)
4. 業務内容
 - (1) 適用図書等 本資料に記載されていない事項は共通仕様書によるものとし、重複した項目については原則本資料が優先する。
 - (2) 業務一般 履行項目については、共通仕様書第2編定期点検等及び保守、第3編運転・監視及び日常点検・保守並びに次項によるものとしこれによりがたい場合は監督職員と協議するものとする。
 - (3) 作業管理
 - 1) 業務責任者は、この業務の実施にあたり、常に作業の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
 - 2) 業務責任者は、台風、豪雨及び地震等その他の天災に対しては、平素から予報等に十分な注意を払い、常にこれに対処できるよう準備しておくものとする。なお、災害の発生若しくは発生のおそれがある場合には、監督職員の指示により、本業務の工程を変更することがある。
 - 3) 業務責任者及び副責任者は、設備の系統及び状況について既存図面並びに過去の報告書により常に把握しトラブルに備えるものとする。
 - (4) 設備毎の履行内容
 - 1) 構内自動電話交換装置
機器類の塵埃、腐食、浸水等の有無及び清掃等並びに定期点検保守
温湿度調整装置等の運転確認及び日常点検
データ入出力及び計測器類による管理
障害発生時における復旧対応等の業務
電話機等の移設、内線増設及び番号変更等の軽微な保守及び工事
構内線路の毎月巡回点検
課金装置の運用管理及び毎月の印字出力並びに清掃
直流電源装置の日常点検及び半年点検並びに清掃
 - 2) 電気時計設備(3号館各階各課室内)
親時計及び共用部子時計の毎月巡回点検
親時計及び子時計の調整修理等の軽微な保守(不具合発生時)
 - 3) 表示装置(3号館幹部用)
出退表示設備の状態監視

- 登退庁表示器（3号館内）の毎月点検
- 登退庁表示器（3号館内）の調整修理等の軽微な保守
- 4) 呼出・非常警報表示設備（3号館幹部用）
 - 呼出・非常用警報表示設備の毎月点検
 - 呼出・非常用警報表示設備の調整修理等の軽微な保守
- 5) 放送設備（3号館内）
 - 会議用放送設備
 - マイクロホン等の放送機器の設置及び撤去等
 - 庁内放送設備
 - 放送設備の調整修理等の軽微な保守
- 6) 国会テレビ共同受信設備（3号館内）
 - 国会テレビ共同受信設備の毎月点検
 - 国会用コンバータの機器設置及び軽微な保守
- 7) 庁舎内監視設備
 - 庁舎内監視設備の半年点検及び清掃
 - 庁舎内監視設備の調整修理等の軽微な保守
- 8) インターフォン設備（3号館内）
 - 機器の取付状況の良否及び汚損、損傷等の有無を毎月点検
 - 音量、明瞭度、雑音、漏話、混線等の有無を毎月点検
- 9) テレビ共聴設備
 - 点検項目
 - ア 履行範囲； 3号館テレビ共聴設備。（地下2階から塔屋まで）
3号館2階放送室及び2号館14階通信機械室に設置された画像収録配信装置。
 - イ 点 検； 上記主要機器のレベル等測定、調整及び接続部の確認。
庁舎各階共聴系末端部4箇所レベル測定。
画像収録配信装置の動作確認、調整。
（地上波デジタル放送出力変更時の調整を含む）
- 障害等の調査
 - 点検の結果、設備（部品）の故障（故障のおそれが有るものを含む。）及び保安全管理並びに機能障害等の問題があった場合は、監督職員に速やかに報告するものとする。
 - その他
 - 契約期間中に設備機器に不良が生じた時は、直ちに技術者を派遣して点検、調整等必要な措置を講ずるものとする。
 - なお、部品交換等の修理を行う場合は、別途契約するものとする。
- 10) 外線発信履歴データベースの作成
 - 月ごとに課金装置のデータより、発信データを抽出し発信先ごとにデータ集計できるようにデータベースの作成を行う。データベース項目については監督職員の指示によるものとし、作成作業は保守員が行ってはならない。
- 11) FAX誤送信追跡調査
 - 館内より外部への誤発信が発生し苦情が寄せられた場合、監督員の指示により

電話交換装置の検索機能及び内線データを用いて発信元を追跡し特定するものとする。

5 . その他

(1)関係法令等

電気通信事業法及びこれに基づく諸規則

電波法及びこれに基づく諸規則

電気事業法及びこれに基づく諸規則

日本工業規格（ J I S ）

通信機械工業会規格（ I A J ）

(2) 業務期間中、履行者の不注意により建物、設備等に損傷その他の損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告すると共に落札事業者の責任において復旧又は補修等を行わせる場合がある。

(3) 契約期間満了又は解除された場合は、監督職員立ち会いのもと次期業務責任者等に関係資料の一切を引き継ぐものとする。

(4) 保全に必要な点検及び試験の周期を励行し、障害発生を未然に防ぐとともに万一障害が発生した場合は、速やかに監督職員に報告し、その指示を受けるものとする。

(5) その他、本資料または共通仕様書に記載ない事項又は疑義を生じた場合は、監督職員と協議してこれを定める。

(6) 業務に必要な補修材料（ランプ、配線材料及び消耗部品等）は、備付けの予備品を使用するものとする。

電話交換設備等機器一覧表

(参考資料)

(中央合同庁舎3号館)

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量 単位	日常点検	臨時点検等	3ヶ月点検 (4回)	6ヶ月点検 (2回)	12ヶ月点検	備考
電話設備	交換設備	自動電話交換装置	CX8000M3型(5000回線容量)	電話交換機室	1 組					日立製
		リモートスイッチ	2号館交換機	2号館14階通信機器室	1 組					日立製
		ボタン電話装置	ET-GI/M	各階執務室内	58 台					日立製
		"	ET-GI/S	"	1 台					日立製
		"	ET-48VI	"	3 台					日立製
		"	MV-10	"	11 台					日立製
		"	MV-20	"	10 台					日立製
		"	ET-IE/L	"	1 台					日立製
		"	ET-IA	"	2 台					日立製
		"	ET-108IA	"	3 台					日立製
		"	ET-108IA	"	3 台					日立製
		"	ET-108IZ	"	2 台					日立製
		"	MX300	"	3 台					日立製
		"	MX900IP	"	3 台					日立製
		"	CX9000S	"	1 台					日立製
		"	ASPIRE	"	1 台					日立製
		多機能電話機		"	156 台					日立製
		一般電話機		"	6211 台					
		構内PHS装置	基地局アンテナ	"	24 台					日立製
	電気時計表示警報設	時計	親時計	モニタ盤を含む		1 架				
		子時計(共用部)			22 台					
		子時計(執務室)			436 台					
表示装置		表示器		4階、受付、秘書室等	7 台					シチズンTIC製
登退庁・来客		ボタン装置		玄関、4階秘書官室等	14 個					シチズンTIC製
表示装置		表示器		4階、受付、秘書室等	3 台					シチズンTIC製
呼出警報		ボタン装置		秘書エリア	11 台					シチズンTIC製
会議室		携帯用アンブ		2階、電話交換機室	6 台					
		固定設備		10階、11階会議室	2 組					
		可搬変調器		10階用	1 組					
放送設備	国会放送等	チューナー	共同受信用	10階北配線室	1 組					
		モニタ		"	1 台					
		CATVチューナー	TV毎	各階執務室内	320 台					
	インターホン	インターホン	車庫連絡用 2セット		18 台					
監視設備	屋内監視	カメラ(子機)		各階廊下等共用部	191 台					TOA製
		デジタルレコーダ		B1	14 台					TOA製
		電源ユニット		B1	32 台					TOA製
		監視装置		B1、守衛室 庁舎管理室	2 組					TOA製
テレビ共聴設備	3号館	アンテナ	U/V 4 衛星 2	屋上	6 基					八木アンテナ製外
	TV共聴設備	増幅器		各階倉庫、会議室等	54 台					八木アンテナ製外
		変調器		"	4 台					八木アンテナ製外
		受信機	SkyPerfecTV等	10階北配線室	1 組					八木アンテナ製外
	画像収録	光送信機		2階放送室、2号館14階通信機械室	1 組					大井電気製
	配信装置	光受信機		2階放送室、2号館14階通信機械室	1 組					大井電気製
		音声変換器			3 台					
	変調器	可搬型2台含む		6 台						
	復調機			2 台						

1. 業務件名 消防用設備点検保守
2. 業務概要 3号館に設置されている自動火災報知設備・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・二酸化炭素消火設備・消火器等消防用設備・不活性ガス消火設備(窒素ガス消火設備)・非常放送設備・厨房消火設備の定期点検等を行う。
3. 対象機器 別紙1のとおり。(詳細は別添参考資料による。)
4. 業務内容
 - (1) 本資料に記載されていない事項は共通仕様書によるものとし、重複した項目については原則本稿が優先する。
 - (2) 業務一般
 - 1) 当該設備は前期(機器点検)及び後期点検(機器・総合点検)を行うものとし、それぞれ9月頃、2月頃の実施予定とする。
 - 2) 各作業は、土日2回と平日5日の計9日間を目安とする。
(集中し、効率的な作業を心がける。)
 - 3) 点検により発見した機能障害その他不良箇所のうち、調整等の軽微な作業により修理可能なものについては、調整等を行う。
 - 4) 履行期間中において、火災発生等により機器が作動した場合、また、地震・台風その他の理由により非常発報・誤発報が生じて機能障害が発生した場合は、速やかにシステムの調査・調整を行い復旧させること。
なお、緊急時の体制として、当該設備に精通している者をシステム専門技術者として対応できるよう、緊急時連絡体制を整え、書類にて報告すること。
 - (3) 設備毎の履行内容
 - 1) 自動火災報知設備
 - ・ 3号館受変電設備の定期点検時(停電・1回/年)に自動火災報知設備受信機関連のシステムについて、立合動作確認等を行うこととする。
 - ・ 履行期間中において、自動火災報知設備受信機関連のシステムについて、製造会社の定めた点検リストによる保守点検(前期・後期1回ずつ)を実施すること。
 - ・ 隔月毎に受信機監視データを記録装置にバックアップする作業を行いデータを監督職員に提出することとする。
また、組織改正等による部屋名変更などの受信機データ変更について対応すること。
 - 2) 消火設備
 - ・ 各消火器の詰替・放射については前回等の点検報告書に基づき、機器点検前期10台・後期10台(重量点検を含む)行う。(また、持ち帰り詰替する場合は代替消火器を準備のうえ行うこと。)
 - 3) 非常放送設備
 - 履行範囲：3号館の地下2階から塔屋2階まで
会議室等放送設備
10階共用A会議室、5階記者会見室及び記者クラブ室内の放送設備
 - 点検：建築保全業務共通仕様書によるほか、昭和50年消防庁告示第14号に定める点検基準に基づき、外観点検及び機能点検を実施する。
(非常放送：年間2回 会議室等：年間1回)
 - 障害等の調査：点検の結果、設備(部品)の故障(故障のおそれが有るものを含む。)及び保全管理並びに機能障害等の問題があった場合は、監督

職員に速やかに報告するとともに報告書に記載するものとする。

なお、1回目の点検時においてはスピーカ絶縁不良回路の確認を含む。

点検実施項目のうち、非常放送に係る試験項目については、原則として通常、国家公務員の勤務日以外に実施するものとする。

4) 厨房消火設備

履行範囲：3号館地下1階

和・洋食堂厨房及び中華・丼食堂厨房

点 検：建築保全業務共通仕様書によるほか、昭和50年消防庁告示第14号に定める点検基準に基づき、外観点検及び機能点検を実施する。

(法廷点検：機器点検及び機器・総合点検年間1回)

(4) 作業における注意点等

1) 消火器の詰め替えの一部は、別に「秋及び春の火災予防運動」期間中、職員の消火訓練に合わせて行う場合がある。

(泡消火器・粉末消火器それぞれ6本程度×2回)

2) 本業務に伴い、知り得た内容について守秘義務をおうものとし、みだりに第三者にこれを漏えいしてはならない。資料のコピー等は必要部数のみとし、取扱に注意すること。

5. その他

(1) 作業を行うための資格・業務実務経験等を確認するため、受注者みずからの消防設備業届出書(資格者名簿付)の写しを受注後、一週間以内に提出すること。

(2) 業務責任者は、常に整理、整頓に心掛け、作業終了後は速やかに後片付けを行い、作業場所及びその周囲の安全と清掃状況が十分であることを確認すること。

(3) 点検を実施するに当たり必要な書庫の移動整理等事前の作業についても契約に含まれるものとする。

(4) 本資料に記載なき事項及びその他疑義が生じた場合は監督職員と協議のうえ、支障のないようにすること。

(5) 契約期間中に設備機器に不良が生じた時は、直ちに技術者を派遣して点検、調整等必要な措置を講ずるものとする。

なお、部品交換等の修理を行う場合は、別途契約するものとする。

(6) 関係法令詳細

1) 消防法及びこれに基づく諸規則

消防法第17条の3の3

昭和50年10月16日付消防庁告示第14条

防火シャッター点検整備（年1回） 業務内容

（1）点検業務対象

地下2階～11階 防火シャッター合計 35箇所

階段 25箇所（各階2箇所、4階のみ1箇所）、地下1階駐車場（9箇所）、
地下2階機械室（1箇所）

（2）業務仕様

「共通仕様書」第2編2.3.5 内部建具・シャッターの項による点検を1回行う。（2月）

（3）点検内容

- 1）点検口の状況（点検口の有無、取付位置、開閉操作）
- 2）降下位置障害（障害物の有無、シャッター芯と物品との距離）
- 3）操作障害（押釦スイッチの取付位置、随時閉鎖装置の取付位置）
- 4）警告表示、操作説明パネル貼付（警告表示、操作説明パネルの有無、汚損、損傷）
- 5）開閉機（油漏れ、錆、腐食、異常音、異常過熱、固定ボルト）
- 6）ブレーキ装置（中間停止、残留磁気、異常音、異常過熱）
- 7）手動装置（設定位置、操作方法の表示、操作状態）
- 8）スプロケット・ローラーチェーン（芯ずれ、変形・汚損、セッボルト、磨耗、錆、ジョイント、たるみ状態）
- 9）ロープ車・ワイロプ（変形、汚損、セッボルト、ワイロプの磨耗、汚損、余巻、固定状態）
- 10）巻取シャフト・ブラケット（曲損、片寄り、カラー、軸受取合い、変形、汚損、固定ボルト、
軸受回転状態）
- 11）スラット・吊元（変形・損傷、片寄り、片下がり、端金物、吊元ボルト）
- 12）座板（変形・汚損、座板ビス）
- 13）ケース・まぐさ・スモーター（変形・損傷、スモーターの取付状態、回転状態）

- 14) ガイドレール(変形・損傷、錆、呑口の状態)
- 15) 制御盤(損傷、接続端子のゆるみ)
- 16) リミットスイッチ・マゼンスイッチ(チェーンの張り具合、スプロケットの芯ずれ、変形・損傷)
- 17) 押ボタンスイッチ(蓋・施錠の良否、接続端子のゆるみ)
- 18) ヒューズ装置・ヒューズテスト(変形・損傷、ヒューズメルの抜取検査)
- 19) 手動閉鎖装置(変形・損傷、ワイヤー、閉鎖確認)
- 20) 自動閉鎖装置(変形・損傷、錆、開放力)
- 21) 絶縁抵抗(電動器主回路、制御回路、信号回路)
- 22) 遮煙装置(材)の損傷(硬化、切損、接触状況)
- 23) 降下状況(電動・手動操作、随時閉鎖、異常音、下限停止位置)
- 24) 降下速度(3.0m/min ~ 7.0m/min)
- 25) 巻上状況(電動・手動操作、上限停止位置)
- 26) 障害物検知装置(作動試験、変形・損傷)

(4) その他

上記作業中において注油、ねじ類の増し締め、上限・下限停止装置の調整、ローラーチェーンの調整などの必要な作業も行うこと。

消防設備等機器一覽表

(参考資料)

(中央合同庁舎3号館)

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量 単位
消防用設備	自動火災報知設備	受信機製造者 (株)ニッタン(510回線)		1 式
	GR型1級受信機・副受信機	型番 自立式GR型 RXN-J-7C	防災センタ	各1 台
	同 主中継器	型番 壁掛け型 EPS-AC	代表階	7 台
	同 中継器	MRS	各階EPS	36 台
	熱感知器	アナログスポット型、自動試験機能付	B2ほか各室	426 個
	煙感知器	アナログスポット型、自動試験機能付	各階、各室	1378 個
	ガス漏れ警報検知器	DC24V 天井取付型	各階給湯室ほか	48 個
	発信機	P型1級 埋込型	各階廊下ほか	92 個
	音響装置	DC24V 150mm	〃	92 個
	消火栓起動装置	壁掛型	B2Fポンプ室	1 個
	常用電源及び予備電源	AC100V ニカド蓄電池 DC24V 10Ah	防災センター	各1 組
	排煙設備			1 式
	排煙機	(起動盤3面) 無給油 Vベルト 3本掛 4本掛	PH2階機械室他	9 台
	排煙口	手動開放装置196台 ワイヤ式	各階廊下ほか	171 個
	排煙設備給気口	ガラリタイプ	各階廊下ほか	23 個
	排煙設備給気口(FD付)	温度ヒューズ式	各階廊下ほか	64 個
	排煙ダクト系FD	温度ヒューズ式	各階廊下ほか	67 個
	消防用設備			1 式
	(消防用水)	放水試験有り		1 式
	加圧送水装置	HC-U5206 無給油	B2Fポンプ室	1 組
	操作盤	ユニット型	B2Fポンプ室	1 組
	採水口	埋込型 単口 75A×2	1F西側駐車場脇	1 箇所
	(屋内消火栓設備・連結送水管設備)	放水試験有り		1 式
	加圧送水装置	TMS-M グリス オイル潤滑	B2Fポンプ室	1 組
	操作盤	自立型 専用	B2Fポンプ室	1 面
	消火栓	埋込型×66台 露出型×1台 ホース内蔵	各階廊下ほか	67 組
	起動用スイッチ	押ボタン式	各階廊下ほか	67 個
	表示灯	AC24V 赤色LED球	各階廊下ほか	67 灯
	音響装置	DC24V 150mm	各階廊下ほか	67 組
	呼水装置	100L ボールタップ式	B2Fポンプ室	1 組
	放水用器具格納箱	埋込型 ホース内蔵	9F~11F, RF	12 組
	送水口	65A 双口式 ネジ式	B1F, 1F	2 組
	放水口	65A ネジ式	B2F~11F, RF	38 組
	(スプリンクラー設備)	運動試験有り		1 式
	加圧送水装置	TMS-D	B2Fポンプ室	1 組
	起動装置	100L 自動式	B2Fポンプ室	1 組
	ヘッド	閉鎖型温度ヒューズ付	各階廊下・各室	1839 個
	操作盤	自立型	B2Fポンプ室	1 面
	流水検知装置	バルブ付	11F~9F南北機械室他	8 組
	表示板	赤色表示板	1F西側脇	1 面
	呼水装置	100L ボールタップ式	B2Fポンプ室	1 組
	送水口	65A 双口式 埋込型	B1F, 1F	2 箇所
	補助散水栓	露出型 ホース 内蔵	RF北側変電・電気室	2 組
	圧カスイッチ	PTL-5-3T	11F~9F南北機械室他	9 個
	(連絡・避難・防火)			1 式
	誘導灯	高輝度タイプ 蛍光管タイプ	各階廊下他	238 灯
	誘導標識	蓄光式	各階廊下他	217 枚
	防火戸(煙感連動)	シングルタイプ	各階廊下他	191 灯
	防火シャッター(煙感連動)	手動起動兼用タイプ	各階廊下他	25 台
	防火ダンパー	DC24V	各階PS内	64 台
	梯子	自在金具 金属製	2階室内	4 組
	非常電話	縦型	各階廊下	33 組
	消火設備			1 式
	(消火器)			1 式
	強化液消火器	蓄圧式 3.0kg	各階廊下他	118 本
	粉末消火器4型	加圧式 1.2kg	各階廊下他	20 本
	粉末消火器6型	加圧式 2.0kg	各階廊下他	22 本
	粉末消火器10型	加圧式 3.0kg	各階廊下他	197 本
	粉末消火器20型	加圧式 6.0kg	各階廊下他	2 本
	粉末消火器50型	加圧式 車載式 20kg	ボイラー室他	10 本
	ハロン消火器	蓄圧式 2.0kg	B2F他	13 本
	(二酸化炭素消火設備)	放出試験及び放出試験(後期のみ)有り		1 式
	二酸化炭素容器	A系統:30 B系統:28 高圧式 F型弁付 55・	B2F.9Fポンベ室	58 基
	容器弁開放器(ガス圧式)	A系統:30 B系統:28 手動型	B2F.9Fポンベ室	58 個
	起動用小容器	A系統:7 B系統:10 1.0・	B2F.9Fポンベ室	17 個
	起動用操作箱	A系統:7 B系統:10 露出型	B2F.9F.RF	17 個
	音響装置	A系統:7 B系統:10 音声スピーカー モーターサイレン	B2F.9F.RF	17 組
	連動・継電盤	A系統:2 B系統:3 壁掛型	B2F.9F.RF	5 面
	電源装置	A系統:1 B系統:1 壁掛型	B2F.9F	2 組
	圧カスイッチ	A系統:7 B系統:10 ガス圧式	B2F.9F.RF	17 個
	不還弁	A系統:7 B系統:0	B2F	7 個
	ダンパー	A系統:59 B系統:30 ガス圧式	B2F.9F.RF	89 個
	放出表示灯	A系統:24 B系統:26 露出型	B2F.9F.RF	50 個
	選択弁	A系統:7 B系統:10 電気式	B2F.9F.RF	17 個
	ヘッド	A系統:40 B系統:31 ホーン式	B2F.9F.RF	71 個
	防火戸・シャッター	A系統:1 B系統:0	B2F	1 台
	(ハロゲン化物消火設備)	放出試験及び放出試験(後期のみ)有り		1 式
	ハロンガス容器	F系統 (35kg)	9F MCC室	1 基
	容器弁開放器(電磁式)	F系統 ハロンパック(ユニット型)	9F MCC室	1 個
	起動用操作箱	F系統 ハロンパック(ユニット型)	9F MCC室	1 個
	音響装置	F系統 (内蔵) 音声スピーカ	9F MCC室	1 組
	制御盤	F系統 (内蔵) ハロンパック(ユニット型)	9F MCC室	1 面
	ダンパー	F系統 ガス圧式	9F MCC室	3 個
	放出表示灯	F系統 露出型	9F MCC室前	2 個
	ヘッド	F系統 ホーン式	9F MCC室	2 個
	(窒素ガス消火設備)	放出試験及び放出試験(後期のみ)有り		1 式
	窒素ガス容器	A系統 83L	B1F ポンベ室	69 本
	窒素ガス容器(加圧用)	A系統	B1F ポンベ室	1 本
	容器弁開放器(電磁式)	A系統	B1F ポンベ室	6 個
	容器弁開放器(ガス圧式)	A系統 PC30B型	B1F ポンベ室	70 個
	起動用小容器	A系統 1.0kg	B1F ポンベ室	6 個
	起動用操作箱	A系統 露出型	B1F 駐車場	6 個
	制御弁ユニット	A系統	B1F ポンベ室	5 組
	音響装置	A系統 スピーカ9個 音声	B1F 駐車場	1 組
	連動盤	A系統 壁掛型	B1F ポンベ室	1 面
	電源装置	A系統 AC100V	B1F ポンベ室	1 組
	圧カスイッチ	A系統 ガス圧式	B1F ポンベ室	6 個

消防設備等機器一覧表

(参考資料)

(中央合同庁舎3号館)

設備区分	機器(設備)名	規格、機能、性能等	設置場所等	数量 単位
	不還弁	A系統	B1F ポンベ室	6 個
	ダンパー	A系統 ガス圧式	B1F 駐車場	10 個
	避圧口	A系統	B1F 駐車場	6 個
	放出表示灯	A系統 露出型	B1F 駐車場	35 個
	自動火災感知器(煙)	A系統 アナログ式スポット型 自動試験機能付	B1F 駐車場	180 個
	選択弁	A系統 電気室	B1F ポンベ室	6 個
	ヘッド	A系統 ホーン式	B1F 駐車場	35 個
	防火シャッター	A系統 電気式・手動式	B1F 駐車場	8 台
	非常放送設備			1 式
	(庁舎非常放送設備)			1 式
	放送操作架	日本ビクター(株) EM-E56	B1F 防災センター	1 架
	放送架	日本ビクター(株) EM-D11	B1F 防災センター	3 架
	遠隔操作台	日本ビクター(株) EM-C56VD	B1F 防災センター	1 架
	スピーカ	壁掛時計付 天井埋込型	各階室内他	760 個
	リモコンマイク装置	日本ビクター(株) PA-C52・PA-C53	2F, 10F	2 架
	(共用大会議室放送設備)			1 式
	ミキサー卓	TOA D-901	10F共用大会議室	1 台
	放送設備架	TOA M-243	10F共用大会議室	1 架
	スピーカ	TOA HX-5W	10F共用大会議室	10 個
	ワイヤレスマイク装置	TOA WH-1220	10F共用大会議室	1 式
	サブミキサー架	TOA M-243	10F共用大会議室	1 架
	(記者会見室放送設備)			1 式
	放送設備架	日本ビクター(株) PS-P32-B	5F 記者会見室	1 架
	スピーカ	ヤマハ MSP3	5F 記者会見室	12 個
	ワイヤレスマイク装置	日本ビクター(株) WM-P760	5F 記者会見室	1 式
	(記者クラブ室放送設備)			1 式
	呼出マイク装置	日本ビクター(株) PTA-30	5F 記者会見室	1 式
	スピーカ	天井型	5F 記者会見室	6 個
	厨房消火設備(フード等用簡易自動消火装置)			1 式
	(和洋食堂厨房)		B1和洋厨房	1 式
	装置数	2台用×1.3台用×2.4台用×1	〃	4 組
	消火剤容器	(強化液3.5L)	〃	12 本
	ダクトセンサー	感知部	〃	6 個
	手動起動装置	リモートスイッチ 押ボタン式	〃	3 個
	消火剤噴射ノズル	方向調整タイプ	〃	32 本
(中華食堂厨房)		B1中華厨房	1 式	
装置数	2台用×4.3台用×2	〃	6 組	
消火剤容器	(強化液3.5L)	〃	14 本	
ダクトセンサー	感知部	〃	6 個	
手動起動装置	リモートスイッチ 押ボタン式	〃	4 個	
消火剤噴射ノズル	方向調整タイプ	〃	39 本	

自動火災報知設備

中央合同庁舎第三号館の各感知器は自動試験機能付とする。
受信機GR型にはCRT監視装置(18インチTFTモニター・UPS付)1台付属する。

二酸化炭素消火設備

A系統：B2階 特別高圧受変電室、ボイラー室他 全 7区画
B系統：9階 運用司令室、DGPSセンター、P1階南・北変電室 他全10区画

ハロゲン化物消火設備

F系統：9階 MCC電算機室(ハロンパック)

窒素ガス消火設備

A系統：B1階 No. 1 ~ 6 駐車場、計全6区画

1 . 業務件名 : 生ごみ処理機点検保守

2 . 業務概要 : 生ごみ処理機 (5 台) の点検保守等を行う。

3 . 対象機器 : 別紙 1 のとおり

4 . 業務内容

(1) フルメンテナンス (部品交換含む)

定期交換部品の交換を含むフルメンテナンス契約 (故障連絡等の受付窓口を有し、夜間・休日を含め 24 時間体制で保守及び修理を行う。) とする。部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。

但し、処理槽及び交換軸は別途。

ア) 発注者負担 : 別紙 2 - 4 のとおり

イ) 落札事業者負担 : 別紙 2 - 5 のとおり

点検毎にパッキンの交換を行う。(キャタケース・ヒータ)

フィルタ・自動給油機及びブラシは年 1 回交換 (交換月 : 3 月) するものとする。

(2) 定期点検内容

生ゴミ処理機の基礎・固定の状況 (主裂・沈下・固定金具の劣化・固定ボルトの緩み・破損)

外観の状況 (腐食・変形・破損等)

排気口の臭気確認

電源部の状況確認 (運転切換・温度表示・電圧測定・漏電ブレーカー動作電気配線)

投入扉の状況確認 (開閉動作・変形・パッキン・固定装置)

処理槽 (内部温度測定・湿度・油分)

攪拌翼・軸 (動作・破損等)

回転部分の動作点検 (異常音・振動等)

調整 (各チェーン部の張り調整・注油、扉等の可動部分への注油)

点検清掃 (空気加熱ヒータ部 : ヒーター部清掃、触媒部 : 触媒部清掃、フィルタ : 内部清掃・フィルタ清掃・チェーン部 : 油量確認・潤滑状態確認、自動給油機 : ブラシ当り具合調整)

(3) 機器取扱に関する指導・確認等

生ごみ処理機の投入生ごみの内容及び機器内部処理槽の発酵処理状況の確認を行う。

生ごみの分別指導及び各機器への生ごみの振分け等の指導を行う。

生ごみ処理機の運転を最適に行えるよう調整を行う。

(4) 生ごみ処理機生成物入替え（年1回）

生ごみ処理機2台の生成物を取り出し、他の生ごみ処理機2台へ入れ替えを行う。

5. 周期

(1) フルメンテナンス	24 時間体制
(2) 定期点検	年2回（1回目:9月、2回目:3月）
！ フィルタ・自動給油機及びブラシ	年1回（交換月:3月）
(3) 機器取扱に関する指導・確認等	年6回（偶数月各1回）
(4) 生ごみ処理機生成物入替え	年1回

6. その他

故障等の連絡を受けた際は、直ちに業務担当者により必要な措置を構ずること。

作業日程及び作業方法等について、予め監督職員と十分な打合せを行い、承諾を得ること。

年間工程表及び報告書等：別紙2 - 7のとおり

作業終了後は職員立合いの上、試運転確認を行うこと。

発生材は、落札事業者の責任において法令等に従い適切に処分すること。

交換部品は、製造業者（三洋電機株式会社）指定の部品と交換すること。

履行社は製造業者（三洋電機株式会社）発行の正規部品取扱店証明書を提出できること。

1. 業務件名：喫煙室用灰皿（電気集塵機内蔵）のメンテナンス
2. 業務概要：3号館に設置してある喫煙室用灰皿を、常時正常な状態で使用できるようにするための保守業務を行う。
3. 対象機器及び台数：下記のとおり

設置場所	台数	品名	規格	大きさ	メインフィルタ	プレフィルタ	脱臭フィルタ
1階から9階及び11階喫煙室	20台	トルネードカクタ- (TORNEX)	CD-THS Hタイプ	W1,200 D 600 H1,000	2段荷電 式電気 集塵機	SUS14 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+無 機脱臭剤)
B1階守衛室	1台	トルネードカクタ- (TORNEX)	CE-MJP-L 1X	W1,000 D 900 H 700	2段荷電 式電気 集塵機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+無 機脱臭剤)
B1階自動車運転手控え室	2台	トルネードカクタ- (TORNEX)	CE-MJP-L 1X	W1,000 D 900 H 700	2段荷電 式電気 集塵機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+無 機脱臭剤)
B2階機械室	1台	トルネードカクタ- (TORNEX)	CE-MJP-L 5X	W 900 D 600 H 700	2段荷電 式電気 集塵機	SUS24 メッシュ	HCフィルタ (活性炭+無 機脱臭剤)
1階喫煙所	2台	トルネードカクタ- (TORNEX)	CE-MJP-H 3X	W 880 D 400 H1,000	2段荷電 式電気 集塵機	SUS24 メッシュ+ ウレタンフォーム	HCフィルタ (活性炭+無 機脱臭剤)
1階喫煙所	1台	トルネードカクタ- (TORNEX)	CE-LJP-H 6T	W1,800 D1,000 H1,150	2段荷電 式電気 集塵機	SUS24 メッシュ+ ウレタンフォーム	HCフィルタ (活性炭+無 機脱臭剤)

4. 業務内容

喫煙室用灰皿を、常時正常な状態で使用できるように次の保守業務を行う。

(1) 定期点検

当該機搭載のプレフィルタ・メインフィルタ・脱臭フィルタについて、メンテナンス時に下記のとおりメンテナンス時全て交換する。

一部対象機種においては本体の洗浄済み若しくは新品のボックス用プレフィルタ（1階喫煙所以外：AWFFT06、1階喫煙所：ABFFT06）の現地交換を行う。

本体の洗浄済み若しくは新品のプレフィルタ（1階喫煙所以外：DHS-B212・DHL-1066、1階喫煙所：DHL-1066）の現地での交換を行う。

洗浄済み若しくは新品のメインフィルタ（CED150-01）の現地での交換を行う。

新品の専用難燃性脱臭フィルタ（TFA50521）の現地での交換を行う。

新品の分煙機専用消臭キット（TX101）の現地での交換を行う。

吸込グリルに洗剤を含ませたウエスにより清掃及び点検を行う。

集塵ボックス内部（フィルタ収納部）は洗剤を含ませたウエスによる清掃及び点検を行う。

本体パネル内部のファンモーター周辺部等に洗剤を含ませたウエスによる清掃及び点検を行う。

各電気系統の発錆・異音・異臭及び加熱の有無の点検を行うと共に、その機能点検を実施する。

検査機器を用いて、電圧、電流の点検（測定数値を作業点検表毎回明記）を行うと共に、異常音及び異常振動の有無について点検を実施する。

外装の点検を行うと共に、各止めビスの点検及び増締めを実施する。

本体ユニット外装部の清掃を行う。

作業終了後、試運転を実施する。

(2) オーバーホール

次のとおり分解し清掃等を行う。

天板を外し本体上部の吸込口含めた全般清掃を実施する。

スイッチ基盤の清掃及び点検を実施する。

本体の背面パネルを外した機器内部の分解清掃を実施する。

電装ボックスを外し、電気系統及び電気系統周りの清掃及び点検を実施する。

本体の下部を外した全般的な分解清掃を実施する。

モーター・ファン部における分解清掃及び洗浄済みファンとの交換調整を行う。

ファン取付け後、風量バランスの確認を行う。

機器本体基板取付け後、検査機器を用いて、電気系統の点検及び調整を行う。

作業終了後、試運転を実施し、異常音及び異常振動の有無について点検を実施する。

(3) 随時点検

監督職員から依頼があった場合は、随時点検を行うこと。

5 . 周期

- (1) 定期点検 : 月 1 回
- (2) オーバーホール : 年 1 回
- (3) 随時点検 : 監督職員より依頼がなされた時

6 . その他

履行者は、予め前日迄に作業を実施する日程を発注施設管理担当者に連絡し、作業許可を得ること。

落札事業者負担:別紙 2 - 5 のとおり

落札事業者は、故障発生時等の連絡を受けた際は、直ちに必要な措置を講じ、復旧させること。

作業点検表の提出 : 別紙 2 - 7 のとおり

施設管理担当者は作業後に作業状況の確認を行うものとし、また業務担当者は施設管理担当者の質疑に的確に回答するものとする。

機械内部の交換済みのフィルタの廃棄に際しては、発注者が排出した「産業廃棄物」に該当する為、3号館指定の廃棄物置き場へ廃棄すること。

上記各種フィルタの事項について、必要書類を検査職員より求められた場合は速やかに提出するものとする。

1. 業務件名：庁舎管理窓口業務
2. 業務概要：3号館庁舎利用者及び2号館国土交通省職員等の庁舎利用における手続等を行う。
3. 勤務時間：別紙2 - 6のとおり
4. 資格： パソコンの基礎的な操作ができること。
Microsoft Office Excel2007 で簡易な表の作成や表計算ができること。
一太郎 2009、Microsoft Office Word2007 の基礎的な操作ができること。
5. 業務内容： 会議室の鍵、備品及び情報機器の貸出（エクセル入力）
他省庁会議室受付
ICカード発行（システム操作）
庁舎管理業務に係る申請等の受付
 - ・会議室管理（エクセル入力）
 - ・会議室システム操作（システム操作）
 - ・駐車許可申請に係る表作成（エクセル入力）
 - ・入退館受付管理システム承認（システム操作）蛍光灯交換対応
ゴミ排出量報告
庁舎不具合窓口
外来者一時対応
庁舎管理業務各局アナウンス
6. 発注者負担：別紙2 - 4のとおり
7. その他：落札事業者は、原則として作業者を作業期間中交代させないものとする。ただし、発注者は、当該作業者が作業実施にあたり著しく不適当と認められるときには、落札事業者に対し必要な措置を求めることができる。

1 . 業務件名 警備業務

2 . 業務概要 3号館における警備を行う。

3 . 総 則

- (1) 警備員は、3号館の秩序を維持し、災害防止及び安寧な執務環境を保持する役割を担う者として自らの責務を自覚し、勤務態度及び言動、また服装等の容姿に十分注意を払い、厳正な勤務態度を保持すること。
- (2) 警備員は事故発生時等、庁舎等の警備上必要が認められた時は、監督職員に連絡し、監督職員の指示に従って行動するものとする。
- (3) 現に配置されている警備員が警備業法第14条第1項に違反する者である場合或いは3号館の警備員として適していないと認めた場合には、発注者は落札事業者に対し本業務に就かせないように申し入れることができる。
落札事業者は、発注者より申し入れを受けたときには、その者を配置させてはならない。
- (4) 落札事業者は、履行にあたり労働関係法令の規定を遵守し、警備員が過重な業務負担が原因で業務に支障を来すことがないようにしなければならない。
- (5) 発注者は、警備員が上記(4)により業務に支障を来していると認められる場合には、落札事業者に対し是正を求めることができ、落札事業者はその結果を書面にて発注者に報告しなければならない。

4 . 警備員の責務等

- (1) 落札事業者は、3号館における警備業務の円滑な運営を図るため、警備業法に定められた教育を受け、心身とも健全でかつ3号館の警備業務を遂行するにあたり適当と認められる警備員を勤務させるものとする。
- (2) 警備業務の円滑な運営を図るため、3号館に勤務する警備員のうち、業務責任者1名及び副業務責任者2名を定め、常に指揮監督する者が不在とならないように配置すること。
- (3) 業務責任者及び副業務責任者は、それにふさわしい教養及び識見のある者とする。

業務責任者の責務

- ア) 緊急時の警備対応・連絡調整
- イ) 警備員の勤務態度及び応対等についての指導・監督
- ウ) 監督職員との連絡調整

副業務責任者の責務

- ア) 緊急時の警備対応・連絡調整
 - イ) 業務責任者の補助及び代理
 - ウ) 警備員の勤務態度及び応対等についての指導・監督
 - エ) 監督職員との連絡調整
- (5) 守衛室に配置する警備員は、防災センター要員講習終了証の資格を有する警備員とすること。
 - (6) 警備員は本資料に定める警備業務及び警備業法に支障なく従事できる者とする。
 - (7) 業務責任者及び副業務責任者は新規配属又は配置換えの警備員に対し、現場において2週間の研修を受けさせること。
 - (8) 勤務時間は参考資料1のとおりとし、これに対処できる警備員を確保し、勤務をさせるものとする。
 - (9) 警備員教育研修計画表の提出
本件契約締結時までに該当年度に実施する法定の警備員教育研修計画表を提出しなければならない。

5. 警備員の警備場所及び警備業務の概要

- (1) 庁舎玄関等の開閉業務
特に指示があった場合は、所定の方法により玄関等の開閉を行う。
- (2) 災害、事故及び故障発生時の措置
災害、事故及び庁舎内の故障が発生したときは、監督職員に通報し、監督職員の指示の下、応急措置をとる。
- (3) 不審者等発見時の措置
不審者等を発見したときは、氏名・用件等を質問し、必要に応じて身分を証明するものの提示を求める等の適切な措置をとる。場合によっては、監督職員に通報し、指示を仰ぐものとする。
- (4) 出入管理業務（正門、南門、正面玄関、南玄関、4階幹部コーナー）
門、玄関等において職員及び来訪者等の身分を身分証明書又は官庁発行の出入証、入館証等で確認し、入庁時等におけるチェックを行う。

来訪者、納品業者及び工事業者等に対して必要な受付案内業務を行う。

時間外（休日等を含む。）の来訪者、納品業者及び工事業者等に対する出入管理業務を行う。

正面玄関及び南玄関にてICゲート及びフリーゲート通行者のチェック、一時通行証の確実な回収、フリーゲート扉の開閉、ICゲートに不具合が発生した際の初期対応等を行う。

(5) 来訪者等管理業務（正門記帳詰所、南門記帳詰所）

前項（4）のうち、身分証明書、一時通行証、通行証、特別通行証、3号館出入証を所持していない者について、入館受付証等に必要事項を記入させる。

上記の者について、必要に応じてボディチェック及び手荷物検査を行う。

一時通行証の発行管理業務等を行う。

(6) 車両の入庁時における出入り管理及び駐車場管理業務（正門・南門）

来訪車両の入庁時における身分及び来訪目的等の確認

車両の入出庫における安全管理及び誘導

庁舎内外に搬出する物品、資材等の確認

(7) 庁舎内外巡回業務

不審者・徘徊者・侵入者の発見及び措置

不審物の発見と通報措置

庁舎内での禁止行為の取締り及び庁舎外での禁止行為監視

避難通路における障害物の除去

照明点滅、漏水、溢水箇所の発見と通報

その他庁舎管理上支障となる行為の取締り

巡回後その都度守衛室へ報告

平日、女性トイレ及び女性更衣室は女性警備員が巡回する。

(8) 守衛室（防災センター）

職員及び来訪者の出入り状況の確認

総合案内（来訪者の応対等）

防犯システム及び防災システムの集中監視業務

拾得物、遺失物の受付及び管理

非常、異常発生時における対応

(9) 庁舎内巡回（7時から8時30分及び0時から1時30分）

守衛と共に職員の居残り状況を把握し、職員が退庁し施錠した部

屋に入り、照明の消灯、窓の施錠、火気の点検等必要な点検を行い、勤務している職員がいる際は、退庁予定時刻を確認する。

不審者・徘徊者・侵入者の発見及び措置

不審物の発見と通報措置

(10) その他業務

火災発生時の自衛消防活動

デモ・抗議行動等への警戒

自衛消防訓練等への積極的な参加

悪天候の際の庁舎機能の維持（大雨時の漏水確認、雪かき等）

その他警備業務上必要な事項

(11) 業務実施に当たっては、警備配置表（落札事業者作成）に基づき、あらかじめ業務を遂行可能な人員を配置した配置表を毎日監督職員に提出しなければならない。

なお、休憩、仮眠等により警備員が警備業務に従事しない場合は、必ず他の警備員が警備業務に従事し、常態として、業務時間中の常駐警備が確保されること。

(12) 毎日の警備状況は、所定の警備日誌（参考資料 2-1 及び 2-2）に必要な事項を記載の上、守衛室の確認を得て庁舎管理室に提出する。

6. 費用の負担等

警備員は、色、形式、標章が同一の制服及び制帽を着用すること。

(1) 警備員の服装及び装備品等必要なものは、落札事業者の負担において用意するものとする。

制服、制帽、ネームプレート

電気メガホン、警笛、警戒棒、携帯用照明器具

その他警備業務上必要なもの

(2) 業務の遂行にあたり、合同庁舎に入居する官庁の職員及び施設等財産に及んだ損害については、損害の原因が明らかに落札事業者の責めに帰すべき理由により生じた場合は損害賠償の責を負うものとする。なお、第三者に対する損害についても同様とする。

7. 特記事項

(1) 警備員は、職務上知り得た機密を漏らしてはならない。また自ら利用してはならない。

(2) 警備配置は、緊急事態等が発生した場合、配置箇所への増員・変更指示及び休憩等の警備員に対する配置の指示を行うことがある。

その場合、監督職員の指示において警備員を早急に手配できるようにすること。

- (3) 落札事業者は警備員の名簿を作成し、あらかじめ監督職員に名簿と共に履歴書・顔写真を提出すると共に、資格及び基本教育受講終了を証明する書類の写しも併せて提出すること。落札事業者は契約締結後、警備員に異動があり、新たに配置する場合はその都度監督職員に連絡し上記関係書類を提出しなければならない。なお、警備員に変更がある場合は、その都度連絡すること。
- (4) 本資料に記載なき事項や施設管理担当者が特に必要であると判断した事項及び警備に関する詳細については、監督職員と落札事業者で協議することとする。
- (5) 災害発生時には、業務の継続ができる体制をとること。

警備箇所、配置人数及び警備時間

(参考資料1)

平成23年4月1日～平成26年3月31日

配置箇所	警 備 時 間				勤務形態
	配置人員	平 日	配置人員	休 日(注2)	
正門(歩行者)	1	08:00～23:00			立しょう
正門(車 両)	1	17:30～19:00			立しょう
正面玄関	1	08:00～23:00			立しょう
正面玄関	1	09:00～18:00			立しょう
正門記帳詰所	1	09:00～18:00			立しょう
南門(歩行者)	1	09:00～翌09:00	1	09:00～翌09:00	立しょう
南門(歩行者)	1	08:00～20:00			立しょう
南門(車両)	1	08:00～20:00			立しょう
南門記帳詰所	1	09:00～18:00			立しょう
南玄関(ICゲート)テント外	1	09:00～翌09:00	1	09:00～翌09:00	立しょう
南玄関(通用口)	1	08:00～19:00			立しょう
4階幹部コーナー	1	08:30～18:30			立しょう
庁舎内外巡回	1	09:00～17:30	1	09:00～18:30	動しょう
守 衛 室 (注1)	1	07:00～08:30 18:30～翌01:30	1	07:00～08:30 18:30～翌01:30	座しょう

(注1) 急遽守衛の勤務形態に変更が生じた場合、7時から8時30分まで及び0時から1時30分までの間、守衛室での業務から庁舎内巡回業務に従事するよう庁舎管理室から変更指示する場合がある。

(注2) 休日とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。

警備日誌【平日用】

中央合同庁舎第3号館					課長	専門官	係長	
平成 年 月 日 曜日(晴・曇・雨)					記入者			印
氏名	出勤時間	退勤時間	摘要	氏名	出勤時間	退勤時間	摘要	
	:	:			:	:		
	:	:			:	:		
	:	:			:	:		
	:	:			:	:		
	:	:			:	:		
	:	:			:	:		
	:	:			:	:		
扉開閉時間	開閉箇所	開放時間	閉鎖時間	扉開閉時間	開閉箇所	開放時間	閉鎖時間	
		:				:		
		:				:		
		:				:		
申し送り事項・その他								
特記事項								
入館証発行枚数		正門	枚(回収		枚)			
		南門	枚(回収		枚)			
		合計	枚(回収		枚)			

時間	業務担当者										備考
	正門(歩行者)	正門(歩行者)	正門玄関	正門記帳所	南門(歩行者)	南門(車両)	南門記帳所	4階幹部	庁舎内外巡回	守衛室	
08:00											
09:00											
10:00											
11:00											
12:00											
13:00											
14:00											
15:00											
16:00											
17:00											
18:00											
19:00											
20:00											
21:00											
22:00											
23:00											
24:00											
01:00											
02:00											
03:00											
04:00											
05:00											
06:00											
07:00											
08:00											
09:00											

警備日誌【休日用】

中央合同庁舎第3号館				課長	専門官	係長		
平成 年 月 日 曜日(晴・曇・雨)				記入者		印		
氏名	出勤時間	退勤時間	摘要	氏名	出勤時間	退勤時間	摘要	
扉開閉時間	開閉箇所	開放時間	閉鎖時間	扉開閉時間	開閉箇所	開放時間	閉鎖時間	
申し送り事項・その他								
特記事項								

時間	業務担当者				備考
	南門(歩行者)	南玄関	守衛室	庁舎内外巡回	
08:00					
09:00					
10:00					
11:00					
12:00					
13:00					
14:00					
15:00					
16:00					
17:00					
18:00					
19:00					
20:00					
21:00					
22:00					
23:00					
24:00					
01:00					
02:00					
03:00					
04:00					
05:00					
06:00					
07:00					
08:00					
09:00					

1. 業務件名 清掃業務

2. 業務概要

3号館の良好な環境衛生を維持するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」その他関係法令に基づき、庁舎清掃を行う。

3. 業務責任者等の条件等 別紙 2 - 1 のとおり。

4. 業務内容

清掃業務の範囲は、建築保全業務共通仕様書「第 4 編清掃」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)によるほか、以下の特記による。

(1) 作業項目及び作業内容

参考資料 1 のとおり。

(2) 清掃の対象となる部分

参考資料 2 のとおり。

(3) 業務時間

別紙 2 - 6 及び参考資料 1 のとおり。

(4) 清掃業務の報告

別紙 2 - 7 のとおり。

(5) 自主点検

別紙 2 - 7 のとおり。点検周期は 3 ヶ月以内毎に 1 回とする。点検結果に基づき改善計画を策定し、指導・研修及び再清掃を実施すること。

なお、業務責任者による日常清掃点検は、毎月 1 回実施すること。

(6) その他の提出書類

別紙 2 - 7 のとおり。

5. 環境への配慮

グリーン購入法に基づく「環境物品等の調達に関する基本方針」による。

(1) 清掃において使用する物品が特定調達品目に該当する場合は、判断の基準を満たしている物品を使用すること。

(2) 清掃に用いる床維持剤、洗浄剤等は、使用量削減又は適正量の使用に配慮されていること。

(3) 補充品等は、過度な補充を行わないこと。

(4) 洗剤を使用する場合は、清掃用途に応じ適切な水素イオン濃度 (pH) のものを使用

すること。

- (5) 清掃に使用する床維持剤、洗浄剤等については、可能な限り指定化学物質を含まないものを使用すること。
- (6) 清掃に当たって使用する電気や水等の資源の削減に努めること。
- (7) 清掃において使用する物品の調達に当たっては、特定調達品目に該当しない場合であっても、資源採取から廃棄に至るライフサイクル全体についての環境負荷の低減に考慮するよう努めること。

6. その他

(1) 業務責任者及び業務担当者の服装等

制服は全員同様で常に清潔で作業にふさわしいものを着用すること。事前に制服の写真を監督職員へ提出すること。

常に身分証明書を携行すること。

名札には社名と氏名を表示すること。

- (2) 監督職員は、業務責任者及び業務担当者の中で業務の履行に著しく不相当と認められる者がいるときは落札事業者に対してその理由を明示して、その変更を求めることができる。

(3) 作業で使用する設備

給排水は、原則としてトイレのスロップシンク（SK）を使用すること。

電気器具の電源は、原則として廊下のコンセント差し込み口を使用すること。

掃用具等の運搬及び作業時の移動は、原則としてエレベーター13・14号機を使用すること。

- (4) 4階幹部コーナー・上級室・事務室の清掃作業については、必ず職員在席時に行うこととし、入室時に事務室内の職員に断ってから作業すること。

ただし、都合が悪く入室を断られた場合は、都合の良い時間を聴取し、その時間に作業を行うこと。

また、特別な理由により、その日中に清掃ができなかった場合は清掃作業実施報告書の備考欄に場所・次清掃を行う時間を明記すること。

なお、入室の際に鍵を必要とする作業箇所については、作業時間に限り守衛室、庁舎管理室又は担当部署において貸借する。

- (5) 作業の実施にあたって、履行者の責めに帰すべき理由により施設及び備品等に損害を与えた場合は、落札事業者の責任と負担において現状に復帰すること。
- (6) 落札事業者は、清掃員の作業時間・作業内容を記録して保存し、監督職員から指示を求められたときには、一覧を提出すること。
- (7) 参考資料1に定めた作業回数は最小限のものであり、常に状況を把握して清潔な環境を維持すること。

また、検査の結果、再清掃を必要と認めた時や緊急に清掃の必要が生じた時は、監督職員の指示により速やかに清掃を行うこと。

- (8) この仕様書は作業の大要を表すものであるから、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、記載のない事項であっても、自然付帯の作業、緊急に清掃の必要が生じた場合等、監督職員が特に指示した事項及び庁舎内模様替え等による仕様変更が生じた際にその内容が軽微な場合は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (9) 本仕様書に記載なき事項及び疑義等がある場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。

作業項目及び作業内容

1. 日常清掃

清掃場所	作業項目	作業内容				時間
		建築保全業務共通仕様書 第4編清掃第2章	特記事項	日常	日常 巡回	
玄関ホール (B1F、1Fの EVホール含む)	硬質床	2.2.1 玄関ホール		1/日	1/日	7:30～8:30
	灰皿	2.2.1 玄関ホール	1F喫煙スペース	1/日	3/日	
	床以外その他	2.2.1 玄関ホール	ごみ箱は1Fのみ	1/日	-	
幹部コーナー	繊維床	2.2.2 事務室		1/日	-	7:30～9:30
上級室・事務室 資料室等	繊維床	2.2.2 事務室		1/週	-	8:30～9:30 (18:15～19:15)
	弾性床	2.2.2 事務室		1/週	-	
更衣室	繊維床	2.2.2 事務室		1/週	-	
共用会議室	繊維床	2.2.3 会議室		1/週	-	7:30～8:30
記帳所	什器備品	2.2.3 会議室		1/週	-	
廊下 エレベーターホール (広報・待合 コーナー含む)	繊維床	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/日	-	1・4階は、 7:30～8:30
	弾性床	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/日	-	
	ごみ箱	2.2.4 廊下・エレベーターホール	10F共用会議室前	1/日	-	
	什器備品	2.2.1 玄関ホール	冷水・うがい器24台含む	1/日	-	
トイレ	硬質床	2.2.5 便所・洗面所		午前	午後	
	洗面台	2.2.5 便所・洗面所		午前	午後	
	衛生消耗品	2.2.5 便所・洗面所		午前	午後	
	ジェットタオル	-	汚水を除去し乾拭きをする。	午前	午後	
	床以外その他	2.2.5 便所・洗面所		午前	午後	
給湯・雑用室	弾性床	2.2.6 湯沸室	4F一部	午前	午後	
	硬質床	2.2.5 便所・洗面所		午前	午後	
	床以外	2.2.6 湯沸室	ごみ収集。壁23年度除外。	午前	午後	
エレベーター (14基)	弾性床	2.2.7 エレベーター		1/日	-	7:30～8:30
	壁・扉・操作盤・扉溝	2.2.7 エレベーター		1/日	-	
階 段	弾性床	2.2.8 階段		1/日	-	
	手すり	2.2.8 階段	23年度除外	1/日	-	
食堂 テイクアウト販売店 (テーブルコーナー)	弾性床	2.2.9 食堂		1/日	-	食堂15:30 ～16:30 テイクアウト 9:00～10:00
	什器備品	2.2.3 会議室	c. 什器備品のみ	1/日	-	
浴室・ シャワー室	硬質床	2.2.10 浴室・シャワールーム・ 脱衣室		1/日	-	午後
	木製床	2.2.10 浴室・シャワールーム・ 脱衣室		1/日	-	
	床以外	2.2.10 浴室・シャワールーム・ 脱衣室	b. 灰皿を除く	1/日	-	
喫煙室	灰皿	2.2.11 喫煙スペース		1/日	-	
	繊維床	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/週	-	
	什器備品	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/週	-	
交換室・守衛室等	たたみ、木製床	-	真空掃除機により吸塵する。	1/週	-	
空調機械室 文書庫	硬質床(除塵)	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/月	-	
玄関周り	床	3.4.1 玄関周り	23年度除外	1/日	-	
構内通路	床	3.4.3 構内通路	23年度除外	1/日	-	
駐車場	床	3.4.4 駐車場	23年度除外	1/日	-	
屋上	床	3.4.5 屋上広場	23年度除外	1/日	-	
植栽	散水	-	23年度除外	1/週	-	

ごみ収集について、3月下旬～4月上旬の1週間は量が多いので体制を強化して収集すること。

2. 定期清掃

清掃場所	作業項目	作業内容		周期	曜日	時間
		建築保全業務共通仕様書 第4編清掃第2章	特記事項			
玄関ホール (B1F、1Fの EVホール含む)	硬質床	2.2.1 玄関ホール		1/月	休日	
	各階案内表示板	2.2.1 玄関ホール 什器備品		1/月	休日	
	消火器、消火栓	2.2.1 玄関ホール 什器備品	23年度除外	1/月	平日	
	壁	2.2.1 玄関ホール 壁	拭きは煉瓦・金属面のみ	6/年	休日	
	天井	2.2.1 玄関ホール 壁(除塵)		1/年	休日	
幹部コーナー	ブラインド	2.2.2 事務室		1/3年	休日	
上級室・事務室 資料室等	弾性床(洗浄)	2.2.2 事務室		6/年	平日	8:30～9:30
	ブラインド	2.2.2 事務室	上級室のみ8:30～9:30	1/3年	平日	8:30～16:30
共用会議室 記帳所	繊維床(洗浄)	2.2.3 会議室		1/年	休日	
	ブラインド	2.2.3 会議室	記帳所除く	1/3年	平日	7:30～8:30
廊下 エレベーターホール (広報・待合 コーナー含む)	繊維床	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/年	休日	
	弾性床(洗浄)	2.2.4 廊下・エレベーターホール	年11回	1/月	休日	
	弾性床(剥離洗浄)	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/年	休日	
	壁・天井	2.2.4 廊下・エレベーターホール	拭きは金属面のみ	1/年	休日	
	吸込口(ガラリ)	2.2.4 廊下・エレベーターホール	室内入口ドア。ノブ含む。	6/年	平日	
	各階案内表示板	2.2.1 玄関ホール 什器備品		1/月	休日	
トイレ	硬質床	2.2.5 便所・洗面所		1/月	休日	
	弾性床(洗浄)	2.2.5 便所・洗面所	年11回	1/月	休日	
	弾性床(剥離洗浄)	2.2.5 便所・洗面所		1/年	休日	
	壁・吸込口	2.2.5 便所・洗面所		1/月	休日	
給湯・雑用室	硬質床	2.2.5 便所・洗面所		1/月	休日	
	弾性床(洗浄)	2.2.5 便所・洗面所	年11回	1/月	休日	
	弾性床(剥離洗浄)	2.2.5 便所・洗面所		1/年	休日	
	壁・吸込口	2.2.5 便所・洗面所		1/月	休日	
エレベーター (14基)	弾性床(洗浄)	2.2.7 エレベーター	年11回	1/月	休日	
	弾性床(剥離洗浄)	2.2.7 エレベーター		1/年	休日	
階段	弾性床(洗浄)	2.2.8 階段	年11回	1/月	休日	
	弾性床(剥離洗浄)	2.2.8 階段		1/年	休日	
	壁・天井(除塵)	2.2.8 階段		1/年	休日	
	照明器具	2.2.8 階段		1/年	休日	
食堂 テイクアウト販売店 (テーブルコーナー)	弾性床(洗浄)	2.2.9 食堂	年11回	1/月	休日	
	弾性床(剥離洗浄)	2.2.9 食堂		1/年	休日	
喫煙室	繊維床	2.2.11 喫煙スペース		1/年	休日	
	壁・照明器具	2.2.11 喫煙スペース	壁の拭きは金属面のみ	6/年	休日	
空調機械室 文書庫	吸込口(ガラリ)	2.2.4 廊下・エレベーターホール	廊下・階段面	1/月	平日	
	壁・天井(除塵)	2.2.4 廊下・エレベーターホール		1/年	休日	
ガラス(両面)	窓ガラス	3.1.1 窓ガラス	事務室以外7:30～9:30 幹部コーナーのみ土曜日中	6/年	平日 休日	
ひさし	排水口	-	計300ヶ所の泥やゴミ・雑草 等を除去する。清掃方法は 協議による。	1/年	平日 休日	
玄関周り	床	3.4.1 玄関周り	23年度除外	1/月	休日	

建築保全業務共通仕様書：国土交通省ホームページの官庁営繕「官庁営繕の技術基準」よりダウンロードできる。

曜日・時間については、状況に応じ変更になる場合がある。記載無き場所は打ち合わせによる。

(2) 清掃の対象となる部分
床(屋内)

(参考資料2)
単位:m²

種別	屋外	B2	B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	P1	合計	
玄関ホール 硬質床(御影石)	0.00	0.00	302.40	467.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	769.44	
幹部コーナー 繊維床(絨毯・タイルカーペット)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1974.04	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1974.04	
上級室・事務室・資料室 繊維床(タイルカーペット)	0.00	0.00	498.96	2797.28	3156.58	3866.90	1390.92	3810.51	3852.09	3781.28	3707.86	2905.09	2851.08	2347.92	0.00	34966.47	
事務室・資料室等 弾性床(Pタイル)	0.00	0.00	498.24	0.00	0.00	0.00	0.00	40.88	0.00	0.00	81.76	250.88	0.00	0.00	112.41	984.17	
更衣室 繊維床(タイルカーペット)	0.00	0.00	0.00	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	91.44	83.58	26.88	26.88	26.88	0.00	416.94	
共用会議室・記帳所 繊維床(タイルカーペット)	0.00	0.00	11.44	108.46	0.00	0.00	506.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	705.60	263.52	29.92	1625.64	
共用会議室 弾性床(Pタイル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	135.36	69.12	0.00	204.48	
廊下・EVホール 繊維床(タイルカーペット)	0.00	0.00	0.00	107.52	0.00	0.00	141.12	54.72	0.00	0.00	0.00	0.00	161.28	0.00	0.00	464.64	
廊下・EVホール 弾性床(ビニール床)	0.00	368.64	357.12	380.16	642.24	622.08	264.96	567.36	622.08	622.08	622.08	573.12	547.20	587.52	17.28	6793.92	
トイレ(北側) 硬質床(磁器タイル)	0.00	9.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	9.00	
トイレ 弾性床(ビニール床)	0.00	0.00	85.44	72.00	72.00	72.00	180.00	72.00	72.00	72.00	72.00	72.00	72.00	72.00	0.00	985.44	
給湯室・雑用室 硬質床(磁器タイル)	0.00	0.00	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	26.88	0.00	322.56	
エレベーター 弾性床(Pタイル)	0.00	0.00	35.32	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	35.32	
階段 弾性床(ビニール床)	0.00	102.96	119.92	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	102.96	42.48	42.48	1337.44
食堂・テーブルコーナー 弾性床(ビニール床)	0.00	0.00	745.92	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	745.92	
浴室・シャワー室 硬質床(磁器タイル)	0.00	23.10	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	5.00	28.10	
浴室・シャワー室 木質床	0.00	15.51	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.55	19.06	
喫煙室 繊維床(タイルカーペット)	0.00	0.00	0.00	27.36	26.24	19.74	14.07	35.25	34.55	40.80	40.32	22.23	0.00	33.60	0.00	294.16	
交換室・守衛室等 たたみ	0.00	0.00	60.48	0.00	25.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	28.14	0.00	113.62	
屋内床面積小計	0.00	519.21	2742.12	4116.54	4078.78	4737.44	4628.53	4737.44	4737.44	4737.44	4737.44	3980.04	4629.24	3498.06	210.64	52090.36	

(続き)

単位:m²

種別	屋外	B2	B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	P1	合計
交換室 木質床(フローリング)	0.00	0.00	0.00	0.00	56.60	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	28.14	0.00	84.74
空調室・文書庫 硬質床(コンクリート床)	0.00	139.84	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	156.16	0.00	2013.76
屋内床面積合計	0.00	659.05	2898.28	4272.70	4291.54	4893.60	4784.69	4893.60	4893.60	4893.60	4893.60	4136.20	4785.40	3682.36	210.64	54188.86

その他

単位:m²

種別	屋外	B2	B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	P1	合計
玄関・エレベーターホール 壁(金属面)	0.00	0.00	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	56.32	0.00	675.84
ガラス(片面面積) ブラインド	0.00	0.00	53.22	78.06	118.44	113.40	179.76	106.78	106.47	108.99	106.47	110.04	80.43	110.88	5.46	1278.40
玄関周り 床	181.44	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	181.44
構内通路・駐車場・屋上 床	7094.99	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	846.72	7941.71
植栽 散水	1232.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	1232.00

日常・定期清掃床面積算出基準:柱・壁・什器類が設置されている面積は控除していないので実際の面積は少なくなる。

(参考資料3)

ゴミ搬出報告書

平成 年 月 日

(単位: Kg)

種別										合計
資源物	シュレッダー									
	空き缶									
	空き瓶									
	ペットボトル									
可燃ごみ	厨芥									
	紙ゴミ									
	煙草の吸い殻									
不燃物	空弁当箱									
	産廃									
生ごみ処理機投入分										

作成者:

印

(参考資料4)

生ごみ処理機運転日報

第 号館

年 月

日付	曜日	処理槽	投入量	投入量	投入量	投入量	合計	備考
1		左						
2		右						
3		左						
4		右						
5		左						
6		右						
7		左						
8		右						
9		左						
10		右						
11		左						
12		右						
13		左						
14		右						
15		左						
16		右						
17		左						
18		右						
19		左						
20		右						
21		左						
22		右						
23		左						
24		右						
25		左						
26		右						
27		左						
28		右						
29		左						
30		右						
31		左						
合			計					

日	曜日	場所	フロア	B2	B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	計	側	計	合計	確認印
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		北側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		
		南側	午前														0	北側	0	0	
			午後															0	南側		

1. 業務件名 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び保守
2. 業務概要 男子トイレ小便器の殺菌、洗浄、脱臭、芳香、排水管のスケールによる詰まりの防止とともに、トイレの脱臭、芳香を行うことによりトイレ環境を良好な状態に保ち、施設の維持管理に供することを目的とする。
3. 設置機器・数量・設置場所 参考資料1のとおり
 - (1)設置機器賃貸借
男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置
(以下「水洗便所用薬剤供給装置」という)
脱臭・芳香拡散装置(電源不要タイプのものとする。)
 - (2)設置場所
地下2階トイレ
4階幹部コーナー内トイレ
4. 費用の負担等
 - (1)落札事業者において用意・交換するもの
水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置を作動させるための動力(乾電池等)。
薬剤及び芳香剤は、期間中その効果・効能を失わないよう点検するとともに、必要に応じて交換すること。
交換後の薬剤及び芳香剤に品質不良が生じた場合は、速やかに新規のものに交換すること。
交換後の薬剤の品質不良等により小便器本体または排水管等に障害が発生した場合は、落札事業者の責任において速やかに対処するものとし、修理等に要する費用は、落札事業者において負担することとする。
5. 保守点検及び周期
 - (1)保守点検を行うに当たっては、水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置の性能、取扱いについて充分熟知している社員を派遣すること。
 - (2)水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置が期間中正常に作動するよう、定期点検を年6回行うこと。

- (3) 薬剤の小便器のトラップにおける濃度測定及び便器表面における洗浄測定、記録、分析及びスケール付着状況の確認は、試薬等を使用し期間中1回実施し、報告書を作成の上、監督職員へ報告すること。
- (4) 水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置の故障等、緊急事態が発生した場合には、連絡後直ちに専門技術者を派遣し必要な措置を行うこと。
- (5) 保守点検中に発見した水洗便所用薬剤供給装置の給水異常については、施設管理担当者と協議し、適正な洗浄水量及び洗浄間隔について調整を行うこと。

6. 薬剤及び芳香剤の性能・品質

- (1) 薬剤及び芳香剤については、前項5.の装置に支障なく使用可能なものであるとともに、毒物及び劇物取締法及び科学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の安全性基準に適合しているものとする。なお、芳香剤は国際香料協会の技術諮問委員会の安全性基準に適合しているものとする。
- (2) 薬剤は、水質、水温等の変化及び使用回数に対応した品質、性能を有するものとする。
- (3) 薬剤は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し殺菌効力の持続性があるものとする。また、殺菌洗浄効力と安全性の点から酸性のものは使用しないこと。
- (4) 薬剤について、小便器のトラップにおける洗浄水の薬剤濃度は、大腸菌、黄色ブドウ球菌等の菌に対し発育阻止もしくは死滅に必要な数値を有するものとする。

7. その他

- (1) 水洗便所用薬剤供給装置及び脱臭・芳香拡散装置の契約期間中における破損及び故障に対する処置は、落札事業者の負担とする。
- (2) 保守点検、交換業務の実施に当たっては、業務計画、業務日程等について施設管理者と十分な打合せを行い、業務計画書及び業務日程表等を提出し承認を得ること。
- (4) 業務責任者を事前に施設管理者に書面にて届け出ること。
- (5) 薬剤及び芳香剤について、使用前に性能、品質を証明する書類を提出し承認を得ること。
- (6) 業務を適性かつ円滑に実施するため、施設管理者と常に十分な連絡体制を保ち、必要に応じて施設管理担当者の立会い、確認を得ること。
- (7) 施設管理担当者から管理上必要と思われる資料とバックデータの要求があ

った場合は速やかに提出すること。

品名・数量・設置場所

設置場所	設置器具 小便器殺菌洗浄装置 (オート)	脱臭・芳香拡散装置		
		男性用	女性用	共用
幹部コーナー 南側トイレ	0	1	1	0
幹部コーナー 北側トイレ	0	1	1	0
大臣室内トイレ	0	0	0	1
地下2階トイレ	1	0	0	1

1. 業務件名：植栽管理業務
2. 業務概要：3号館の敷地内にある植栽について、植栽の徒長が歩行者の安全確保や植栽維持管理の妨げにならないように剪定を行う。
また、緑化環境維持のために、植え込み地の除草・施肥・点検・清掃・害虫防除を行う。
3. 業務範囲：参考資料
4. 業務内容：以下のとおり
剪定、寄植刈込、除草及び施肥においては、次の条件を満たすこと。
 - ア) 高木・中木の剪定
 - ・履行期間中に、樹高が参考資料の形状寸法を超えないようにする。
 - ・履行期間中に、樹木の枝が敷地外に伸張しないようにする。
 - ・状態維持・病害予防を踏まえて行う。
 - イ) 低木の刈り込み
 - ・植栽が参考資料の形状寸法を保てるように行う。
 - ウ) 除草
 - ・人力により雑草を根から抜き取る。
 - エ) 施肥
 - ・無機肥料を用いる。点検、清掃及び害虫防除
 - ア) 点検
 - ・すべての植栽について状態を確認し、報告書を作成して提出する。
 - ・異常が見つかった場合は、直ちに適切な処置を行うか、改善のための助言・提案を行う。
 - イ) 清掃
 - ・通常は緑地にあるゴミの回収を行い、落花・落葉期には落ち葉等の清掃も行う。
 - ウ) 害虫防除
 - ・捕殺など物理的な方法による。
 - ・薬剤は原則禁止。ただし、大発生や高所での群生、捕獲が困難な性質の害虫に対しては、監督職員と協議した上であれば、薬剤を使用しても良い。その場合でも、法令等、薬品の使用上の注意等を遵守し、飛

散防止措置を講じて、周囲に影響の無いように行う。

工) 点検・清掃・害虫防除については、他の作業であっても、その対象植栽に限り付随して行う。

5 . 周期

場所	区 分	剪定 年 1	寄植 刈込 年 1	除草	施肥 年 1	点検 年 4 回	清掃 年 4 回	害虫 防除 年 4 回	芝刈り 年 4 回
構内	高木								
	中木								
	低木緑地								
	点検のみ高木								
	地被類等緑地								
	正門			年 3					
	全体			年 1					
屋上	中木								
	低木緑地								
	地被類等緑地								
	芝								
	全体			年 1					

6 . その他

発生材については、その都度速やかに搬出すること。リサイクルが可能な剪定枝については、リサイクルすること。

報告書等：別紙 2 - 7 のとおり

植栽管理に従事する者の中から 1 名を業務責任者に定めること。

作業完了について検査職員が検査した結果、不合格と判断した場合は直ちに再作業を行うこと。

植栽リスト

(1) 中央合同庁舎第3号館 構内

区分	名称	形状寸法	数量
点検	ケヤキ	H = 15	12 本
	サクラ	H = 10	3 本
高木	マテバシイ	H = 9	15 本
		H = 6	10 本
中木	トベラ	H = 5	22 本
	モッコク	H = 3	3 本
正低門木	サツキツツジ(正門)	H = 0.3	104 m ²
	ピラカンサ(正門)	H = 0.5	26 m ²
	イヌツゲ(正門)	H = 1	72 m ²
低木	カンツバキ	H = 0.4	175 m ²
	サツキツツジ	H = 0.3	226 m ²
	ヒラドツツジ	H = 0.5	94 m ²
	オオムラサキツツジ	H = 1.5	474 m ²
	カンツバキ	H = 0.5	12 m ²
	クルメツツジ	H = 0.5	10 m ²
	ジンチョウゲ	H = 0.4	10 m ²
	ピョウヤナギ	H = 0.5	12 m ²
地被	リュウノヒゲ	H = 0.1	17 m ²

474 m²は、植え込み地全体の面積であり、植栽自体の面積は120 m²程度。

(2) 中央合同庁舎第3号館 屋上緑地

区分	名称	形状寸法	数量		
			北側	南側	計
中木	オリーブ	H = 3	1	1	2 本
	ゲッケイジュ	H = 3	1	0	1 本
	シロバナキョウチクトウ	H = 3	1	0	1 本
	セイヨウヒイラギ	H = 3	1	0	1 本
	ソヨゴ	H = 3	2	1	3 本
	ピラカンサ	H = 3	2	0	2 本
低木	アベリア エドワード・ゴーチャー	H = 0.4	/		102 m ²
	グミ キルト・エッジ	H = 0.8			
	コクチナシ	H = 0.4			
	コトネアスター	H = 0.4			
	サツキツツジ	H = 0.4			
フレンチラベンダー	H = 0.4				
地被類	ガザニア	H = 0.2	/		225 m ²
	ツルマンネングサ	H = 0.2			
	ヒメツルソバ	H = 0.2			
	ピンカミノール	H = 0.2			
	ヘデラヘリックス	H = 0.2			
	マツバギク(白)	H = 0.1			
マツバギク(ピンク)	H = 0.1				
芝	コウライシバ	H = 0.4以下	/		614 m ²

従来の実施状況に関する情報の開示

中央合同庁舎第3号館で実施した管理・運營業務に係る経費

1. 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

		平成19年度	平成20年度	平成21年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等		304,120	395,284	322,452
計(a)		304,120	395,284	322,452
参考値(b)	退職給付費用			
	減価償却費			
	間接部門			
(a)+(b)		304,120	395,284	322,452
(注意事項)				
<p>委託費等の内訳は、別添1を参照。</p> <p>窓口業務は、H20年度5月から派遣によっていた。H19年度は実績無し。H20年度は1名、H21年度は2名。</p> <p>警備業務は、H20年度は、ICゲート導入による混乱防止のため従来に比して一時的に増員している。業務が安定してきたためH21年度に段階的に減員し、H21.10月より最小限の人員で業務にあっている。</p> <p>男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等賃貸借及び維持管理業務は、H19年度の地下1階から11階トイレ全面改修に伴い4階の一部及び地下2階を除き撤去している。</p> <p>ガス吸収冷暖房機点検保守は、年度ごとに点検保守内容を設定している。</p>				

2. 従来の実施に要した人員

(単位:人)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度
常勤職員	0	0	0
非常勤職員	0	0	0
(業務従事者に求められる知識・経験等)			
別紙2 - 2「業務責任者等の条件」参照。			
(業務の繁閑の状況等)			
繁忙時期: 通年			
(その他)			
入札の対象である業務の全部を外部委託(派遣含む)により実施。			

3. 従来の実施に要した施設及び設備

中央合同庁舎第3号館で実施した管理・運營業務に係る施設及び設備

実施要項 別紙1「設備一覧表」参照

注意事項

1. 上記の施設及び設備については、請負業務を行う範囲において無償貸与
2. 上記以外で請負業務を行うにあたり必要なものは、請負者が用意する。
3. 前項において請負者が用意する設備は、中央合同庁舎第3号館の他の業務に支障の無いものに限

4. 従来の実施における目的の達成の程度

中央合同庁舎第3号館で実施した管理・運營業務に係る目的の達成の程度

1. 設備管理業務の不備に起因する3号館業務の中断回数

目標:0回

実績:0回

2. 管理業務の不備に起因する空調停止、停電、断水の発生

目標:0回

実績:0回

3. 管理業務の不備に起因する職員及びその他の者の怪我の回数

目標:0回

実績:0回

4. 温室効果ガスの総排出量を平成13年度に比して年平均の削減率

目標:8.5%

実績:平成21年度4.99%

平成22年度の電気における排出係数は、平成21年度に比べ削減(毎年見直し)されている、このため、平成22年度の温室効果ガスの総排出量は、対13年度比8.5%を達成する見込み。

5. 従来の実施方法等

従来の実施方法

・別添2のとおり

事業の目的を達成する観点から重視している事項

・省エネの観点から、効率的な設備運用を目標としている。

注意事項

- ・対象業務については委託(派遣含む)であったため、中央合同庁舎第3号館では、直接実施していないが、監督部署については別添3のとおり。

従来の実施に要した経費(委託費)内訳

(単位:千円)

委託業務の内容	委託費実績			別紙	内訳
	H19年度	H20年度	H21年度		
	契約金額	契約金額	契約金額		
空調設備運転監視・点検保守業務	39,419	38,072	38,636	別紙3-1	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
冷却塔点検保守業務	4,074	1,130	2,027		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
水冷式パッケージ空調機点検整備業務	567	797	0		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
ボイラー等点検保守業務	2,205	2,692	2,692		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
空調自動制御機器点検保守業務	10,080	10,749	9,450		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
パッケージ空調機等エアフィルター等点検清掃業務	931	852	0		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
電気集じん機点検整備業務	977	977	0		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
各階湯沸室給湯設備点検整備業務	864	864	0		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
地下オイルタンク点検業務	795	795	553		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
水質検査業務	670	678	672		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
受水タンク等点検清掃業務	320	320	268		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
ガス吸収冷暖房機点検保守	25,725	14,175	15,414		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	86,626	72,101	69,711		
受電設備等運転監視・点検保守業務	43,050	44,856	39,879	別紙3-2	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
自動扉設備点検保守業務	485	762	762		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	43,535	45,618	40,641		
昇降機保守業務	15,225	7,920	8,114	別紙3-3	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	15,225	7,920	8,114		
構内自動電話交換装置等保守業務	12,474	11,844	12,348	別紙3-4	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
テレビ共聴設備点検業務	951	951	951		人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	13,425	12,795	13,299		
消防用設備点検保守業務	10,259	9,975	11,025	別紙3-5	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
防火シャッター点検整備業務	551	551			人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
厨房消火設備点検業務	283	283			人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	11,093	10,810	11,025		
生ごみ処理機点検保守	1,215	1,218	1,218	別紙3-6	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	1,215	1,218	1,218		
喫煙室灰皿のメンテナンス(福利厚生課含)	3,218	3,116	3,107	別紙3-7	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費、処分費
小計	3,218	3,116	3,107		
庁舎管理室事務処理業務 (派遣H20(5月12日より): 1名、H21:2名)		2,510	4,324	別紙4	人件費
小計	0	2,510	4,324		
警備業務	91,350	202,562	133,669	別紙5	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	91,350	202,562	133,669		
清掃業務	34,944	34,546	34,587	別紙6-1	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	34,944	34,546	34,587		
男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等賃貸借及び維持管理 業務	1,662	245	245	別紙6-2	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	1,662	245	245		
植栽管理業務	1,260	1,239	1,838	別紙7	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費、処分費
小計	1,260	1,239	1,838		
庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務	567	603	674	別紙8	人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費
小計	567	603	674		
合計	304,120	395,284	322,452		

業務区分表

業務種別	業務細目	細々目	現状		入札後		備考
			3号館職員	落札業者	3号館職員	落札業者	
	空調設備等運転監視・点検保守	運転・監視及び日常点検・保守業務					毎日
		定期点検等及び保守業務内容					
	ボイラー設備等の点検保守	ボイラー関連					
		貯湯タンク関連					
	ガス吸収冷暖房機点検保守	点検保守					
		冷房シーズン点検(年1回)					年1回
		冷房シーズン点検(年2回)					年2回
		冷房シーズンオフ点検(年1回)					年1回
		暖房シーズン点検(年1回)					年1回
		暖房シーズン点検(年2回)					年2回
		暖房シーズンオフ点検(年1回)					年1回
		ばい煙量等の測定					年2回
	冷却塔の点検保守	点検保守業務					
		シーズン点検(年1回)					年1回
		シーズン点検(期間中3回)					期間中3回
		シーズンオフ点検(年1回)					年1回
	電気集じん機の点検清掃	点検清掃業務(年1回)					年1回
	パッケージ形空調和機フィルター等点検清掃	パッケージ形空調和機					年1回
		カセット型空気清浄装置					年2回
	水冷式パナソニック形空調和機の点検保守	点検保守業務					年1回
	水質検査	飲料水等の水質検査					
	空調自動制御設備の点検保守	点検保守業務					
	地下オイルタンク等点検	点検業務					年1回
	受電設備等運転監視・点検保守	運転監視					毎日
		点検整備					随時
		保守対象設備の保守点検業務					
		受配電設備					
		発電設備					年2回
		宿直業務					毎日
		車路警報装置					

設備等管理業務

	避雷針及び接地極				
	OA用分電盤				
	受電設備等の操作				
自動ドア設備	自動ドア設備				年4回
消防設備の点検	非常用コンセント設備点検				
障害等の調査	設備(部品)の故障、保全 仮上等の問題点				
店舗等の検針	店舗等の検針				毎月
昇降機の点検保守	点検保守				月1回
構内自動電話交換装置等保守業務	運転監視				毎日
	点検項目				毎日
	構内自動電話交換装置				
	電気時計設備				毎月
	表示装置				毎月
	呼出・非常警報表示設備				毎月
	放送設備				会議室用放送設備
	国会テレビ共同受信設備				毎月
	庁舎内監視設備				年2回
	インターフォン設備				毎月
	テレビ共聴設備				
	外線発信履歴データベースの作成				
消防用設備点検保守	自動火災報知設備				年2回
	排煙設備機器				年2回
	消防用設備				年2回
	消火設備				年2回
	二酸化炭素消火設備				年2回
	ハロゲン化物消火設備				年2回
	不活性ガス消火設備				年2回
	非常放送設備				年2回
	厨房消火設備				年2回
	防火シャッター点検整備				年1回
生ごみ処理機点検保守	フルメンテナンス				随時
	定期点検				年2回
	機器取扱に関する指導・ 確認等				年6回

		生ごみ処理機生成物入替え					年2回
	喫煙室用灰皿のメンテナンス	保守業務					月1回
		分解清掃等					年1回

窓口業務	庁舎管理窓口業務	会議室管理					随時
		他省庁会議室受付					随時
		ICカード発行					随時
		庁舎管理業務に係る申請書の受付					随時
		蛍光灯交換対応					随時
		ゴミ排出量報告					随時
		庁舎不具合窓口					随時
		外来者一次対応					随時
		庁舎管理業務各局アナウンス					随時

警備業務	中央合同庁舎第3号館における指定区域の警備業務	玄関等の開閉					原則平日
		災害、事故及び故障発生時の措置					適宜
		不審者等発見時の措置					適宜
		出入管理業務					毎日
		時間外出入管理業務					毎日
		受付案内業務					毎日
		ICゲート					毎日
		来訪者等管理業務					毎日
		車両出入管理及び駐車場管理業務					毎日
		庁舎内外巡回業務					毎日
		守衛室					毎日
		庁舎内巡回					毎日

清掃業務	合同庁舎第3号館庁舎清掃請負	研修会等の実施					適宜
		提出書類					清掃作業実施計画書
		環境への配慮					適宜
		窓ガラス清掃					2ヶ月に1回実施
		各階ひさし部分の清掃					年2回
		日常清掃					毎日

		定期清掃					
	男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び維持管理業務	保守点検					機能点検
		報告書					業務計画、業務日報

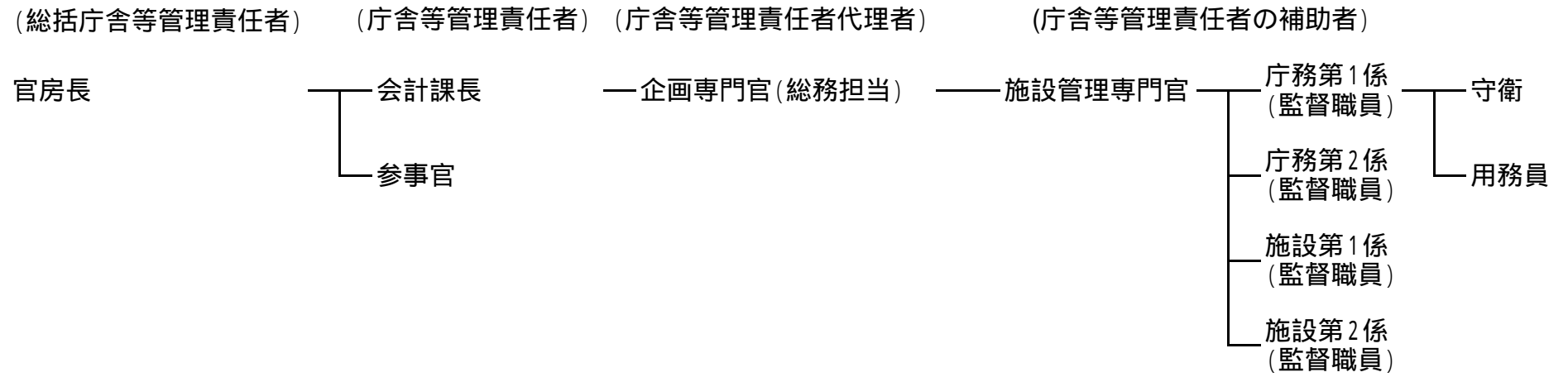
植栽管理	植栽管理業務	構内					適宜
		屋上					適宜

ねずみ・昆虫等防除	庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務	定期点検(月1回)					月1回
		全館点検(年2回)					年2回
		食堂点検(月1回)					月1回
		和室点検					年2回

執務環境測定	空気環境測定	執務室内					年6回
		喫煙室					年6回

その他	エネルギー管理	使用状況及び使用量					把握・記録、適正な管理分析
		設備機器の運転記録					分析・検証、運転方法、更新等設備改修の提案
		地球温暖化対策削減計画書					実証、計画書の見直し、報告書の作成、提案
		省エネ法					定期報告書の作成、調査等について資料作成

組織図(平成22年度4月現在)



1. 業務件名：庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務

2. 業務概要：3号館のねずみ及び昆虫等の生息状況・環境の調査、調査に基づいた防除、防除の効果判定を併せて行う。
効果判定を行った結果、当庁舎内のねずみ及び昆虫等の生息実態を把握し、環境負荷の少ない効率的な防除と、大量発生抑制を図る。

3. 業務内容：以下のとおり

(1) 定期点検

調査

- ・捕獲用トラップを使用し、ねずみ及び昆虫等の生息状況を調査する。
- ・トラップの設置から7～10日後に、トラップの回収を行うこと。

防除作業

- ・ねずみ及び昆虫等に対する化学的防除を行う。
- ・作業日：土曜・日曜・休日等の閉庁日に行うこと。
- ・実施場所 場所によって室内環境が異なるので、作業の概要は次によること。

ア) 雑用室

捕殺、食毒剤の設置、乳剤の部分散布などにより防除作業を行うこと。効果不足が予想される場合は、部屋を養生して密閉し、乳剤・油剤等の空間噴霧を行うこと。ただし、薬剤の空間噴霧は、土曜・日曜等に限る。

イ) 給湯室

上記雑用室と同様に行うこと。空間噴霧を行う場合は、浄水器・蛇口・湯沸かし器などに念入りな養生を行うこと。

ウ) 11階清掃事務室及び周辺

捕殺、食毒剤の設置、乳剤の部分散布などにより防除作業を行うこと。薬剤の空間噴霧等は禁止する。

エ) 地下2階マンホール（汚水槽に通じるマンホール）

マンホール内に向けての乳剤散布、殺虫プレートの吊り下げを行うこと。作業に際しては、地下2階の中央監視盤室の人員が立ち会う。

オ) 効果判定

- ・調査と同様の方法・規模で、ゴキブリの生息状況を調査する。
- ・ただし、ゴキブリについて、直前の生息状況調査において下記の

合格基準を達成した場所については、当月分の防除作業は行わなくても良い。

- ・合格基準 ゴキブリ指数が0.3以下
(総捕獲数÷設置トラップ数÷捕獲日数=ゴキブリ指数)
- ・合格基準を満たせなかった場合は、再度防除作業を実施すること。

(2) 全館点検

調査

- ・捕獲用トラップを使用し、ねずみ及び昆虫等の生息数等の繁殖状況と、営巣場所
- ・移動経路・餌場等の繁殖環境を調査する。
- ・トラップの設置から7～10日後に、トラップの回収を行うこと。

防除作業

- ・全館を対象とした防除作業については、本契約には含まない。ただし、全館点検の調査の結果、防除作業が必要な場所が少数(5カ所程度)であった場合は防除作業を依頼するので、要求に応じること。
- ・作業日：土曜・日曜・休日等の閉庁日に行うこと。

(3) 食堂点検

調査

- ・捕獲用トラップを使用し、ねずみ及び昆虫等の生息状況を調査する。
- ・ねずみについては、侵入口や移動経路の調査も行うこと。
- ・トラップの設置から7～10日後に、トラップの回収を行うこと。

防除作業

- ・作業日：土曜・日曜・休日等の閉庁日に行うこと。
- ・ねずみ及び昆虫等に対する化学的防除及び軽微であれば環境的防除も行うこと。
- ・捕殺・食毒剤を使用しての防除作業を基本とする。ただし、調査結果に基づいて、捕殺・食毒剤のみの作業では効果不足が予想された場合は、監督職員と協議した上で、乳剤・油剤の部分散布・空間噴霧を行うものとする。
- ・調査によりねずみの侵入口や移動経路が判明した場合は、監督職員と協議した上で、侵入口の遮断や粘着シート・食毒剤を利用した集中捕獲作業を行うものとする。

効果判定

- ・調査と同様の方法・規模で、ゴキブリの生息状況を調査する。

- ・ただし、ゴキブリについて、直前の生息状況調査において下記の合格基準を達成した場所については、当月分の防除作業は行わなくても良い。
- ・合格基準 ゴキブリ指数が0.3以下
(総捕獲数÷設置トラップ数÷捕獲日数=ゴキブリ指数)
- ・合格基準を満たせなかった場合は、再度防除作業を実施すること。

(4)和室点検(ダニ)

調査

- ・調査重点箇所(各和室)について、ダニ検査用キットを使用し、調査を実施する。

防除作業

- ・刺咬性ダニの発生が確認された場合は直ちに監督職員に報告し、状況に応じては駆除作業を行う。
- ・作業日：土曜・日曜・休日等の閉庁日に行うこと。

効果判定

- ・調査と同様の方法・規模で、ダニの生息状況を調査する。

4.点検等周期

点検項目	実施場所	調査	効果判定	防除
定期点検(月1回)	各階・南北雑用室			
	各階・南北給湯室			
	館内ゴミ収集用具置き場			
	地下2階マンホール39箇所			
全館点検(年2回)	館内全執務室			
	資料室			
	倉庫等の部屋			
	トイレ			
	防除作業必要箇所5箇所程度			
食堂点検(月1回)	地下1階中華・丼食堂			
	地下1階和・洋食堂			
	地下1階軽食堂			
	地下1階そば食堂			
	地下1階保育所			
	塔屋1階喫茶室			
和室点検	11階海上保安庁電話交換室			
	2階電話交換室			

	地下1階守衛室			
	地下1階運転手控室			
	地下2階中央監視室休憩室			

5. 作業箇所の参考床面積

【定期点検】

雑用室	約 $5.8 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 部屋} \times 12 \text{ 階} =$	約 139.2 m^2
給湯室	約 $8.7 \text{ m}^2 \times 2 \text{ 部屋} \times 12 \text{ 階} =$	約 208.8 m^2
	合計	約 348.0 m^2

【全館点検】

地下1階～地上11階	約 $4,700 \text{ m}^2 \times 12 \text{ 階} =$	約 $56,400 \text{ m}^2$
1フロア		約 $4,700 \text{ m}^2$
執務室スペース		約 $3,300 \text{ m}^2$
共用部スペース（廊下、トイレ等）		約 $1,400 \text{ m}^2$
地下2階		約 300 m^2
中央監視盤室		約 240 m^2
浴室周辺		約 60 m^2
塔屋1階		約 840 m^2
	調査対象部屋の総数	約 230 部屋
	+ + = 総合計	約 $57,540 \text{ m}^2$

【食堂点検】

各食堂		計
・中華・丼食堂		
厨房	約 120 m^2 + 食堂・事務室	約 $375 \text{ m}^2 =$ 約 495 m^2
・和・洋食堂		
厨房	約 120 m^2 + 食堂・事務室	約 $375 \text{ m}^2 =$ 約 495 m^2
・軽食堂		
厨房	約 27 m^2 + 食堂	約 $36 \text{ m}^2 =$ 約 63 m^2
・そば食堂		
厨房	約 48 m^2 + 食堂・事務室	約 $154 \text{ m}^2 =$ 約 202 m^2
・保育所		
厨房	約 10 m^2 + 保育所・事務室	約 $132 \text{ m}^2 =$ 約 142 m^2
・喫茶店		
厨房	約 10 m^2 + 食堂	約 $56 \text{ m}^2 =$ 約 66 m^2
	合計	約 $1,321 \text{ m}^2$

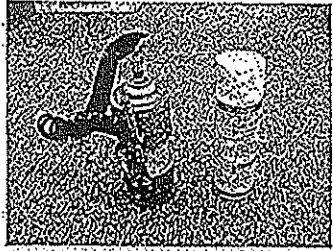
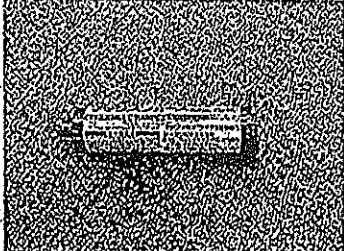
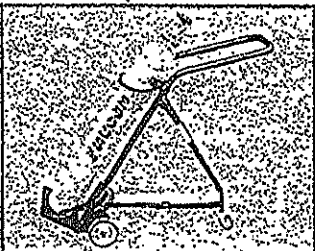
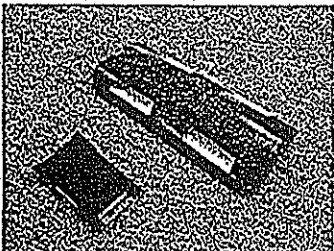
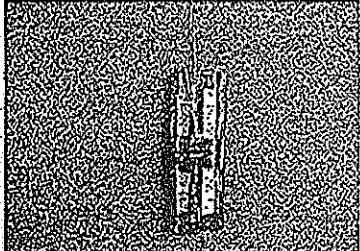



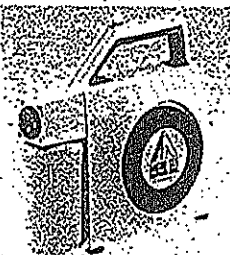
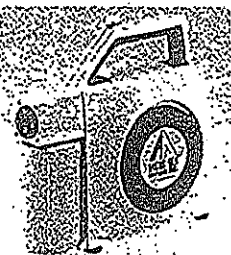
机、柱、間仕切り、その他設置物（什器、OA機器等）が占める面積も含む。

6 . その他

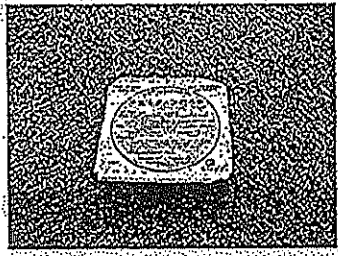
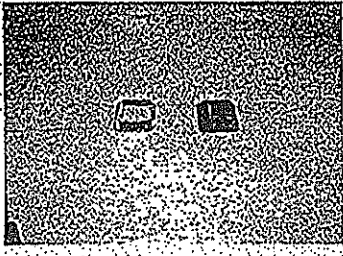
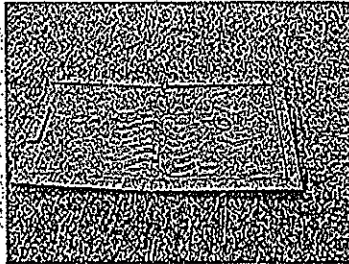
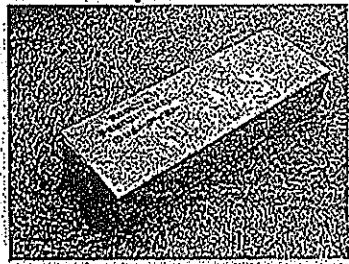
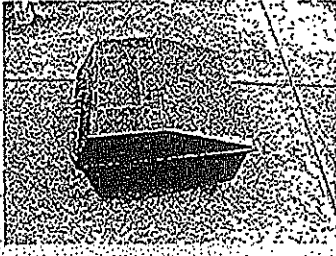
20年度に使用した薬剤の種類等を記載した参考資料1、2を参考にするこ
と。

報告書等：別紙2 - 7のとおり

使用薬剤・資材例(衛生害虫資材)

<p>マイクロガン</p> 	<p>ベイト剤</p> 	<p>炭酸ガス剤</p> 	<p>ローチトラップ</p> 	<p>捕虫トラップ</p> 
<p>ペルメトリン1% d-T80・フタルスリン1% 医薬部外品</p>	<p>ヒドラメチルノン 医薬部外品</p>	<p>シフェノトリン1% 医薬品</p>	<p>資材</p>	<p>資材</p>
<p>トリートメント</p>			<p>空間噴霧</p>	
<p>有機リン製剤</p> 	<p>昆虫成長制御剤</p> 	<p>有機リン製剤</p> 	<p>ピレスロイド製剤</p> 	<p>ピレスロイド製剤</p> 
<p>クロルピリホスメチル5% 医薬品</p>	<p>ジフルベンズロン25% 医薬品</p>	<p>フェニトロチオン10% 医薬品</p>	<p>エトフェンプロックス7% 医薬部外品</p>	<p>ペルメトリン5% 医薬部外品</p>

ネズミ資材

無毒餌	クマリン系殺鼠剤	粘着トラップ	トラップケース	ベイトステーション
				
殺類	クマテトラリル0.75% 医薬部外品	資材	資材	資材

- ※ 使用薬剤は薬事法における医薬品・医薬部外品を用法・用量に従い使用します。
- ※ 使用薬剤はその時の状況を考慮し最適な薬剤を選択いたします。
- ※ ベイトステーション・トラップケースは、駐車場内や、ゴミ置き場のような多数の人の立ち入る可能性のある場所に使用し、天井裏等は捕獲効率を優先し、それぞれ単品の設置を考えております。
- ※ 防鼠工事資材は、極力金属素材を使用し、1度防鼠工事した場所は2度と穴を開けられない事を考慮して工事を行います。

参考資料2

1. 業務件名 執務環境測定

2. 業務概要
- ・ 空気環境測定
 - ・ 照度測定

3. 業務内容

「共通仕様書」第5編第2章空気環境測定及び第3章照度測定の各項によるほか、下記による。

1) 執務室の空気環境測定

測定周期は2ヶ月に1回実施する。

測定力所は全40カ所とする。

測定は午前と午後の2回行う。

2) 喫煙室の空気環境測定

測定周期は2ヶ月に1回実施する。

測定力所は各階の喫煙室全17カ所とする。

測定項目は下記の通りとする。

- ・ 浮遊粉じん量
- ・ 一酸化炭素の含有率
- ・ 気流(3点/1室)

4. その他

- 1) 作業において、異常が認められる場合は、直ちに施設管理担当者に連絡すること。
- 2) 測定には校正を受けた測定器で行うこと。

1. 業務件名 エネルギー管理業務
2. 業務概要 3号館のエネルギー使用状況を把握し記録集計を実施し、さらに過去の報告履歴を参照して省エネ法並びに環境確保条例に基づく報告書原案の作成を行う。
併せて省エネに係る提案を行う。
3. 対象機器 空調設備等運転監視・点検保守業務、受電設備等運転監視・点検保守業務と同様とする。
4. 業務内容 電気、ガス、灯油等、水道の使用状況を掌握し、月単位での報告を行う。報告に当たっては考察を加え省エネルギー推進のための提言を行う。また、四半期毎の状況についても分析を行い提案に活用すること。
5. 計画書及び報告書 個別の計画書については全体の業務計画書の記述により省略出来るものとする。
月報、年報に加え法及び都保条例による定期報告書並びに提出資料の作成を行う。
6. その他 業務を担当する者は省エネ方及び地球温暖化対策計画書制度を理解し、設備の単線結線図、系統図などの図面を用いて運転状況が説明できるなど設備（電気・機械）に関する知識と施設の改修計画を立案出来る技術力を有すること。

評価表

NO.	評価項目(提案書要求事項)		主となる評価対象資料	満点	得点配分			得点
	大事項	小項目			区分	基礎配点	加点配点	
1	必須事項審査(100点)	【業務に対する認識】 本業務の目的を理解し、計画的な業務の実施が考えられているか。	提出様式3	20	基礎	0/20		
2		【業務に対する認識】 本業務を確実に実施するための基本的な方針が明確となっているか。	提出様式3	20	基礎	0/20		
3		【現行基準レベルの質の確保の実態】 各業務の提案内容は、(発注者側の)要求水準が確保されているものとなっているか。	提出様式6,7	20	基礎	0/20		
4		【実施体制】 各業務水準が維持される体制であるか。 (グループで参加する場合、代表企業とグループ企業の連携が可能な体制であるか)	提出様式4	20	基礎	0/20		
5		【実施体制】 各業務で必要とする資格者が適切に配置されているか。	提出様式4	20	基礎	0/20		
6	管理業務全般に係る業務に関する提案(10点)	本業務の包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の向上に関する提案がなされているか。	提出様式5	5	加点		0~5	
7		業務コスト等削減のための方策が提案されているか。	提出様式5	5	加点		0~5	
8	設備等管理業務(20点)	質の向上に寄与する付加的要件を具備していること。	提出様式9	5	加点		0~5	
9		質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。	提出様式6 提出様式7	15	加点		0~15	

NO.	評価項目(提案書要求事項)		主となる評価対象資料	満点	得点配分			得点
	大事項	小項目			区分	基礎配点	加点配点	
10	警備業務(15点)	質の向上に寄与する付加的要件を具備していること。	提出様式9	5	加点	/	0~5	
11		質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。	提出様式6 提出様式7	10	加点	/	0~10	
12	清掃業務(5点)	質の向上に寄与する付加的要件を具備していること。	提出様式9	2	加点	/	0~2	
13		質の向上に対して具体的な提案があり、実施について具体的な方法、計画等が明記されており、それらが実施可能な体制が確保されているか。	提出様式6 提出様式7	3	加点	/	0~3	
14	緊急時への対応について(10点)	具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策が提案されているか。	提出様式8	5	加点	/	0~5	
15		業務を安定的に履行できる対策が講じられているか。	提出様式8	5	加点	/	0~5	
技術評価点(満点) 基礎点含む				160		/	/	
(基礎点の合計)				100		/	/	

管理業務企画書

1. 企業の代表責任者及び本業務担当者

複数の企業で参加する場合は、参加企業の一覧と代表企業、各企業の代表責任者及び本業務担当者。

2. 業務実績			
本実施要項(1)で示す業務毎に過去3年間の実績を記載すること。			
(1) 空調設備等運転管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(2) 受電設備等運転監視・点検保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(3) 昇降機の点検保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(4) 構内自動電話交換装置等保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(5) 消防用設備点検保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(6) 生ごみ処理機点検保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(7) 喫煙室用灰皿(電気集塵機内蔵)の点検保守			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

(8) 庁舎管理窓口業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(9) 警備業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(10) 清掃業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(11) 男子トイレ小便器水洗便所用薬剤供給装置等の賃貸借及び維持管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(12) 植栽管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(13) 庁舎内ねずみ・昆虫等防除業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(14) 執務環境測定			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(15) 設備の修繕計画作成業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等
(16) エネルギー管理業務			
業務名	発注者	時期	業務内容
			施設規模 請負金額等

3. 業務に対する認識

(1) 本実施要項(1.1.(2))で示す各業務毎に年次計画を記載すること。

(2) 本業務を確実に実施するため、次に掲げる各業務において特に重視するポイント等を記載すること。

設備等管理業務

警備業務

清掃業務

注1) 用紙が不足する場合は適宜追加すること。

4. 業務毎の実施体制及び資格者の配置について

(1) 本実施要項(1.1.(2))で示す各業務毎に実施体制及び連絡体制を記載すること。
(、 ~ を除く)

(2) 各業務で必要とする資格者(別紙2 - 1)の選任を行い、明記すること。
(資格者証等の写しを添付)

注1) 用紙が不足する場合は適宜追加すること。

5. 管理業務全般に係る業務に関する提案

以下の項目について、A3用紙で簡潔にまとめること。なお、必要に応じ、設備等管理業務、警備業務、清掃業務毎に提案書を様式6.7により作成することができる。

(1) 管理業務に関する包括的な質(確実性、安全性及び環境への配慮)の向上に関する提案事項

(2) 業務コスト等削減に関する提案事項

(3) その他改善提案

注1) 定量的な数値をもって具体的な方法等を示すとともに、確保すべき水準が保たれている理由も明記すること。

注2) 提案内容について、過去に実施した実績がある場合は、その内容も明記すること。

6.改善提案総括表				
改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。なお、下記に改善提案のない業務項目については、3号館が提示する従来の実施方法に基づいて業務を行うものとする。				
(1)設備等管理業務		提案の有無	有	無
業務項目 別紙3 - 1 ~ 7に定める項目を 明記	提案の概略			
(2)警備業務		提案の有無	有	無
業務項目 別紙5に定める項目を明記	提案の概略			
(3)清掃業務		提案の有無	有	無
業務項目 別紙6 - 1に定める項目を明記	提案の概略			

注1) 提案の有無を選択し、改善提案がある場合は、業務項目及び提案の概略を記載する。

注2) 提案の詳細については【提出様式7】に記載する。

注3) 表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

7. 各業務の従来の実施方法に対する改善提案

提案を行う各業務の1項目につき1枚以内とする。

(1)改善提案を行う業務及び項目

(2)改善提案の趣旨

(3)改善提案の内容及び実施方法

(4)改善提案を実施可能とする体制

(5)「確保すべき水準」が保たれていることの説明

注1) 定量的に提案できる項目は具体的な数値等を提案すること。

注2) 提案内容について、過去に実施した実績がある場合は、その内容も明記すること。

8. 緊急時等の体制及び対応方法

(1) 具体的な事態を想定し、円滑に対応し、かつ被害を拡大させないための体制、対策を具体的に記載すること。

(2) 業務を安定的に履行できる対策が講じられているか具体的に記載すること。

業務名	資格・経験		チェック(・×)
設備等管理業務	付加的要件	60,000㎡以上の建物の年間業務経験の有無	
		ISO9001認証取得の有無	
		エネルギー管理共同参画の実績の有無	
警備業務	付加的要件	60,000㎡以上の建物の年間業務経験の有無	
		ISO9001認証取得の有無	
清掃業務	付加的要件	60,000㎡以上の建物の年間業務経験の有無	
		ISO9001認証取得の有無	

注1) 経験や実績がある項目については、証明するものを添付すること。

注2) 過去の業務経験及び実績については、5年以内のものに限る。(平成17年から平成21年度まで)

10. 再委託に関する事項

再委託する業務	再委託先の名称	再委託先の住所	再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理の方法

注) 落札事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託先を変更する場合は、施設管理担当者の承認を受けなければならない。